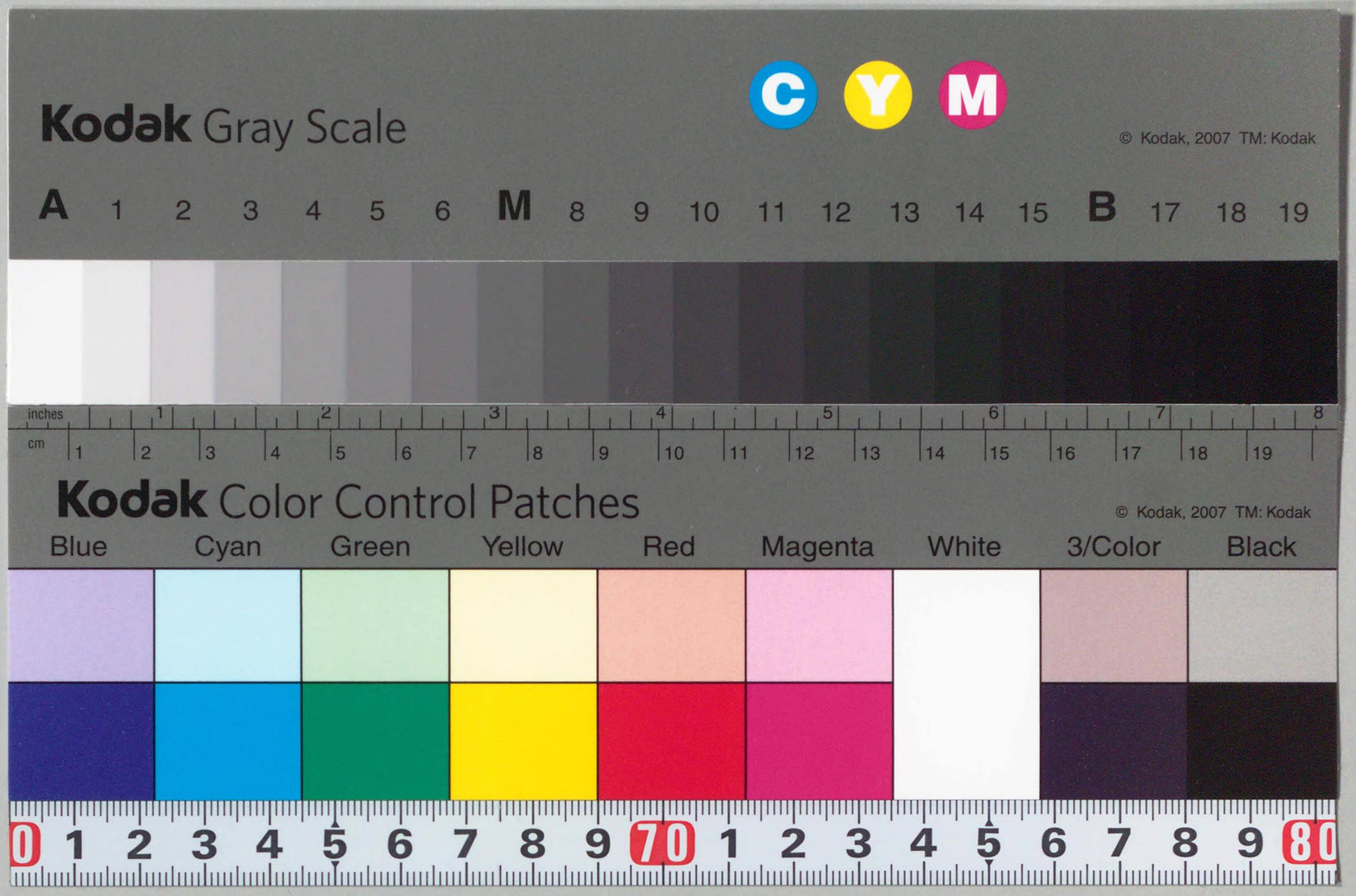

BZ-8-23
1200901502627
314.06
Sa594r4
法

一年八月

列国議会同盟便覧

参議院事務局

314.01
Sa594r4

書
國立國會
41.8.10
圖書館藏書

702764

目次

一、列国議会同盟……一
(一) 列国議会同盟の目的……一
(二) 列国議会同盟の沿革……一
(三) 列国議会同盟の組織及び運営……七
(イ) 各国議員団……九
(ロ) 同盟会議……一一
(ハ) 同盟評議員会……一六
(ニ) 執行委員会……一八
(ホ) 調査委員会……二〇
(ヘ) 同盟事務局……二二
(ト) 議会文献センター……二三
(チ) 各国議会事務総長会……二四
(リ) 同盟と国際諸機関との関係……二七

(四) 列国議会同盟の性格……二八
(五) 列国議会同盟の業績……三一
二、列国議会同盟日本議員団……四三
(一) 日本議員団の沿革……四三
(二) 日本議員団の活動……四三
付　録……四八
(一) 列国議会同盟加盟議員団一覧表……六七
(二) 列国議会同盟会議一覧表……七二
(三) 列国議会同盟会議議決事項……七六
(四) 列国議会同盟評議員会議長、事務総長名簿……一〇三
(五) 列国議会同盟日本議員団役員氏名……一〇五
(六) 列国議会同盟会議日本議員団出席者名簿……一〇七
(七) 列国議会同盟規約及び諸規則……一二五
(八) 列国議会同盟日本議員団規約……一六二

一、列国議会同盟

(一) 列国議会同盟の目的

列国議会同盟は、各国の議会連合ともいうべき国際機構で、その歴史は極めて古く、その活動は甚だ広範囲にわたつて行なわれてきたが、その目的とするところは、国際平和と相互理解のための活動を増進することにあり、同盟規約第一条にはこれを次のように規定している。

「列国議会同盟は、各国議員団として構成された各国議会の議員間の個人的接触を増進し、共同の行動により、各国が民主的諸制度の確立、発展並びに国際平和及び国際協力の推進に全面的に参加することを確保するため、特に世界的機構を通じて、各国議会の議員を結合することを目的とする。」

(二) 列国議会同盟の沿革

列国議会同盟設立の計画は、十九世紀の後半にいたり、欧州諸国の議員の間に、各国の国会議員に呼びかけて、共同の活動により、平和と国家間の理解増進とを図ろうとする考えが生まれたことに始まる。

すなわち、一八七〇年の頃、普仏戦争により心を動かされたオーストリアの下院議員ロベルト・フォン・ウォルテルスキルヘン男爵及びスペインの議員ドン・アルトロ・マルコアルトの両氏が、欧州各国議会の議員間の接触を実現することを提唱したが、この計画は、当時の平和主義者、すなわち戦争を絶滅する手段として、軍備縮小及び国家間の紛争を仲裁によつて解決することを主張する人々の間に次第に支持を受けるようになつた。

その後いくばくもなく一八七二年、英米両国間に起こつたアラバマ仲裁裁判が原因となつて、一般仲裁裁判条約の締結、少なくとも通商条約に仲裁裁判条項の挿入を目的とする各国議員団の一般運動を見ることとなつた。

一八七三年、まず英国下院において、平和協会の幹事として知られた、ヘンリー・リチャードがこれに関する第一の提議を行ない、当時の宰相グラッドストーンの好意的歓迎を受けて同院において成功したのに始まり、その後数年間、同様の提議が米国及び欧州各国、すなわちイタリア、オランダ、デンマーク、スエーデン、ベルギー等の議会においても討議された。

これらの議論は、国際仲裁裁判及び平和を目的とする議会連合の計画を喚起し、各階層の人々の心を動かして、一八七八年、パリにおける世界博覧会の際に開催された国際平和会議においても議題となつた。

しかし、これが具体的な形をとつて実現したのは、ようやく一八八八年で、議会同盟運動の開拓者ともいうべき英国下院議員ウイリアム・ランドール・クレマー及びフランス国民議会議員フレデリク・パシー両氏の努力と協力によるものである。

クレマーは貧困の境涯に生まれ、はじめ大工の職につき、後同業組合の幹事、ついで組合長となり、更に記者生活を経て一八八五年五十七歳にて議員に当選した。彼の主張は、英米両国間に仲裁裁判条約を締結することにあり、然る後に他国に及ぼそうとするものであつた。一八八七年、彼は、両国間の仲裁裁判条約を目的とする提議に対し、下院議員二百三十四名及び同業組合理事の署名を得た後、英国代表となつて大西洋を横断、米国議会にこれを提出したが、失敗に帰した。

しかし、その翌年、クレマーは、フランスにおける自由貿易派の首領フレデリク・パシーが議会において仲裁裁判の利を述べたことを知つて、通信を始めた。パシーは熱心な平和論者で、碩学にして弁論と文筆に長じていたので、両者相補うところあり、相互の協力と、英仏議会の支援を軸とし、列国議会同盟の組織の実現を見るに至つたのである。

かくして一八八八年十月三十一日、列国議会同盟の準備的会合がパリのグランド・ホテルの一室において開催された。出席者は英国議員七名及び仏国議員二十五名に過ぎず、その協議事項も米英仏三国間の仲裁裁判条約を目的とした過去数年間の努力を助長するに止まつたが、その際可決された決議により、「この第一回会議において着手した事業の完成を期するため、米英仏三国の議員のみならず、その他の国の議員にして意見を同じくする者も参加せしめ、第二回の集会を翌年開催」することとなり、この決議により列国議会同盟は生まれ出たのである。

第一回列国議会同盟会議は、翌一八八九年六月二十九日及び三十日の両日にわたり、パリにおいて開催された。参加国は、フランス、イギリス、ベルギー、デンマーク、ハンガリー、イタリア、リベリア、スペイン及び米国の九カ国、出席議員は九十六名であつた。

この会議において採択された決議には、「各国政府の動向は、近来ますます国民全体の理想及び感情からかけ離れたものとなりつつある。よつて、国民は、その投票権を行使することにより、国家の政策を、正義、順法、国際的友好の方向へと導びく義務を負うものであることを自覚すべきである」と述べて、列国議会同盟の組織の確立理由を明らかにしている。

またこの第一回会議において、フランス議員ジュール・ガイヤールから、会議に参加した各国議員に対して、それぞれ自国の議会において、同時かつ比率を基にした軍備縮小を主張する動議を支持することを求めた決議が提出されたことも注目すべき点である。

更にこの会議で採択された決議により、列国議会同盟会議を毎年定期的に開催し、事業を継続することが原則として認められたが、これが列国議会同盟として、完備した規約と常設の事務局とを有する確固たるものとなつたのは、更に五年の後である。

一八九二年のベルン会議において、会議の中心的機関として事務局が設けられ、「国際仲裁裁判に関する列国議会事務局」の名称が付された。また一八九四年、ヘーグにおいて開催された第五回会議において同盟規約が制定され、ここに列国議会同盟及び事務局、同盟会議の恒久的組織が完成された。一九一〇年に至つて同盟規約は改正され、その後においても、しばしば改正を経てきているが、同盟の基本的構成は、本質的には同一である。

同盟はその本部を、一九一一年に至るまではスイスのベルンに、一九一一年より一九一四年まではベルギーのブラッセルに、更に一九一四年より一九二〇年まではノールウェーのクリスチャニア(現オスロ)に置き、組織の完了と相まつて、ますます活発に活動を行なつたが、その後の発展の状態を見れば、第一次及び第二次世界大戦を境とする三段階の時期に分けることができる。

第一次世界大戦に至るまでの間には、十八回の同盟会議が開催された。開催地は欧州における各国の大都市の殆んど全部にわたつた。唯一の例外として、第十二回会議が、一九〇四年、はじめて大西洋を渡つて米国ミズーリ州セントルイス市において開催された。会議場としては、最初ホテル等が利用されたが、一八九二年のベルン会議以後は、多く各国の国会議事堂が使用され、一八九九年、クリスチャニア会議においてノールウェー政府の長官が同国を代表して挨拶を行なつて以来、会議は主催国の元首又は政府閣僚によつて手厚く歓迎されるようになつた。

第一次世界大戦勃発当時には、同盟は既に二十六カ国の加盟議員団を有し、議員数は三千五百名を数えた。同盟の研究事項の範囲は、仲裁裁判条約締結の助成という最初の目的から数多くの国際司法問題へと拡大された。後になつて、会議に提出されるこれらの問題に関する提案を準備するため、調査委員会が設置された。

第一次世界大戦が終結し、平和の回復を見た後、一九一九年十月、同盟の指揮監督機関である同盟評議員会はジュネーブに会議を開き、「国際連盟の誕生を衷心より喜び、連盟の強化と民主的発展とを全力をあげて援助する」ことを決定した。

この時以来、同盟は、その活動を従来の国際仲裁裁判制度の発展を中心とする国際司法問題に限ることをやめ、「議会活動による解決を適当とする国際問題の調査及びその解決方法の探求」と、「議会制度の機能の向上及び権威の高揚を期するため勧告を行なう」という二つの新しい方向に進めることを決定した。

同盟会議は、第一次大戦後一九二一年に至つてストックホルムにて再開され、一九二二年、ウィーンにおける第二十回会議においては、右の新しい方向に沿つて同盟規約の改正を行なつた。またこれまでクリスチャニアに置かれた同盟本部はスイスのジュネーブに移つた。

かくして、同盟会議は年と共にその重要性を増した。会議は従前と同じく欧州を中心として開催されたが、一九二五年には再び大西洋を渡り、ワシントン及びオタワにおいて開催された。各国議員団は引続いてその数を増し、大戦中に失われた地歩を回復しただけではなく、それ以上となつた。議会制度を有する全欧州諸国、南北アメリカ、中近東、極東及び東南アジアの諸国において議員団が確立されるに至つた。

第二次世界大戦の最中においても、同盟事務局はなお同盟内部の連絡を保ち、その組織を維持することができたが、終戦とともに、同盟は再び全面的活動を開始した。戦争終了後数週を出ない一九四五年九月、戦後第一回目の同盟評議員会が開催され、同盟活動の再開及びこれを発展せしめる意図を宣言した。この会議についで、翌一九四六年四月、更に八月には同盟評議員会、一九四七年一月には委員会が開催され、評議員会の要請に応じて各国議員団は再組織を完了して、一九四七年四月に至り、戦後最初の第三十六回同盟会議がカイロにおいて開催された。

爾来、引続いて毎年同盟会議が開催されているが、第二次大戦後の最大の特徴は、新たに独立を達成したアジア、アフリカ等の諸国を迎えて、加盟国数が遙かに戦前を凌駕したことである。このため、従来欧州を中心として発展してきた同盟も、同盟会議の開催に当たつては地理的分布に配慮を加え、一九五三年には三度大西洋を渡つて北米ワシントンにおいて開催されるとともに、一九五六年には初めてアジアがその開催地として選ばれ、タイ国の首都バンコックにおいて第四十五回会議が、一九五八年には、これまた南米最初の会議がリオデジャネイロにおいて開催された。一九五九年には同盟会議は再びヨーロッパに戻つたが、一九六〇年には、極東地域においては最初の第四十九回会議が東京において開催されたのである。同盟加盟国数は、一九六六年六月現在、七十六カ国となつている。

かくの如くにして、同盟は単にその加盟国数を増しただけではなく、活動の範囲も広がり、国際世論の代弁者ともいうべき立場から、国際平和の維持に関してはもちろん、政治、経済、社会、文化のすべての面において、絶えざる共同の努力により所期の目的を達成しようとしているのである。

(三) 列国議会同盟の組織及び運営

列国議会同盟は、各国の議会内にその一部又は全体をもつて組織された議員団により構成され、その本部はスイスのジュネーブに置かれている。

同盟の中心は、その沿革が示す通り、各国議員団の全体会議である同盟会議である。同盟規約には、目的のほかに、組織、同盟会議、同盟評議員会、執行委員会及び同盟事務局等について規定されているが、同盟評議員会等の同盟会議以外の他の機関は、要するに同盟会議のための機関である。なお右の諸機関のほかに、調査委員会並びに各国議会事務総長会についても規則が設けられている。

同盟と他の国際諸機関との関係については、常に連絡と協力が行なわれている。

同盟の重要な会議は、毎年おおむね二回開催される。その一つは、春開かれる春季会議で、これは、例えば今年度については、「一九六六年度春季会議」というふうに呼ばれる。もう一つは、夏又は秋に異なつた国の首都で開かれる年次総会で、今年度の会議は、「第五十五回列国議会同盟会議」である。

春季会議は、いわば年次総会(同盟会議)の準備のための会議であり、執行委員会の決定により、主として同盟会議の議題となる決議案等の案件について審議する常任調査委員会を中心に開かれるが、会期の当初には執行委員会、続いて開会式の後、調査委員会の活動に入る。会期の終わりには同盟評議員会が開かれ、各調査委員会より提出された決議案等の案件を審査し、来たるべき同盟会議の議事日程に載せられる決議案等について決定するほか、場合によつては同盟評議員会決議を採択することがある。このほか、各国議会事務総長会も同時に開かれるのを常としている。

春季会議の開催地は、近年の例によれば、当該国議員団の招請により、その後に開かれる同盟会議の開催地とは異なつた国と場所とが選ばれている。

その日時及び会期は、通常、四月又は三月の復活祭後の月曜日より約一週間開かれるのを例としている。

会議参加者は、通例年次総会の半分くらいで、約二百名前後の各国代表とその随員、家族等を含め、三、四百名くらいである。

夏又は秋の同盟会議は、最近の例によれば、開会式の前々日に執行委員会、前日に同盟評議員会を開き、開会式後本会議に入るとともに、調査委員会も開かれ、また同盟評議員会、各国議員団幹事会議、各国議会事務総長会等も同時に開会される。

会議参加者は、おおよそ三、四百名の各国代表とその随員、家族等を含めて五百名から七百名くらいになるのが普通である。

なお、同盟会議については、別項(ロ)(一一頁)を参照されたい。

また、執行委員会は、翌年度の同盟の活動計画を決定するため冬季会議を開催していたが、最近は同盟会議の直後にこれにかわる会議が開かれるようになつてきている。このほか随時小委員会も別途に会議を開くことがある。

(イ) 各国議員団

列国議会同盟は、規約第三条における如く、「国際法上の主体として認められる国家において、その住民を代表する領土内の議会内に」有志議員によつて組織された各国議員団をその構成員とする。他の議会に代表を送つていない国家、例えば連邦国家における支分国家の如き国家の議会内に組織された議員団は、同盟に加盟することができる。ただ一国の議会は一議員団しか組織することができない。

各国議員団は、同盟規約第一条に規定する同盟の目的に賛意を表する有志議員により構成されるが、国によつては議会の決議により、全議会が一議員団を組織している例もある。一国の議会の議員は、当然に議員団の団員となる資格を有するが、同盟規約第四条によれば、更に前国会議員で、同盟評議員であつた者及び同盟に対し功労の顕著であつた者も、所属議員団の推薦に基づいて名誉団員となることができる。

各国議員団は、同盟規約に基づいて、それぞれ独自の議員団規約を定め、役員を置き、また事務局を設けている。

各国議員団の同盟加盟の手続は、自国の議員団を組織し、同盟に対し加盟の申請をすることによつて行なわれる。新議員団加盟に際し、執行委員会は、同盟規約第三条に規定する諸条件に合致するか否かについての判定の結果を評議員会に通知し、評議員会がその可否についての決定を行なう。

各国議員団は、同盟規約により、その一般的目的達成のために、同盟活動に協力し、自国の議会において、同盟会議の採択した決議の趣旨に沿つて行動するよう不断の活動を要請されている。規約第三条及び第五条は、これらに関する各国議員団の義務について規定している。また特に批准を要する条約については、特別の措置を講ずることを要請されることもある。

これら一般的な同盟活動に対する協力のほかに、各国議員団は、一国対一国又は地域的ブロックの議員団相互の間に密接な関係をつくるように望まれている。

特定の二国間の関係を一層緊密にするための友好促進の動きは最近各国においてその例がますます増加しているが、地域的性格をもつた団体も同盟機構内において活動している。スエーデン、ノールウェー、デンマークのスカンジナビア三国及びフィンランド、アイスランドの五カ国が、一九〇七年に組織した北欧議会同盟はこの一例であり、定期的に会議を開いて共通の問題を討議しており、列国議会同盟の活動にも積極的に協力している。

同様の組織は、第二次大戦後、一九五五年に締結された協約に基づき、ベルギー、オランダ及びルクセンブルグのベネルックス三国によつて設立された。

更に、一九五九年、南北アメリカ諸国の議員団(同盟加盟国七カ国、非加盟国九カ国)の間に、列国議会同盟米州

議員団が結成された。

その結成に際し、ピサネリ同盟評議員会議長が、「列国議会同盟は、この地域会議の成功を特に強く歓迎するものであり、新しい地域議員団の設立は、常に、より大きな国際団体に加わることを望む人類の願望の達成に寄与すると信ずるものである」と述べた如く、地域的ブロックの議員団相互間に地域的組織を結成することは、同盟の立場よりして望ましいこととされており、政治的ブロック化を助長又は各国議会の世界的連係をはかる理想を阻害しない限り、全体としての同盟の目的を達成するのに貢献するものである。

右の三地域組織のほか、アジア地域の同盟加盟各国議員団を結合する地域組織を設立し、共通の問題について協議しようとする計画があるが、これについては、別項「同盟アジア地域会議について」(六二頁)を参照されたい。

列国議会同盟加盟国一覧表については付録(一)(六七頁)を参照されたい。

(ロ) 同盟会議

同盟会議は、加盟各国議員団の全体会議であり、原則として毎年一回、同盟評議員会の招集により、毎回異なつた国の首都において、その国の議員団の招請のもとに開催されるのが普通である。

同盟会議の開催地及び開催の日時については、できれば前々回の同盟会議の際に、同盟評議員会により決定されるのが通常の例となつており、会期の決定も、同盟会議開催地国の議員団と協議の上、同盟評議員会によつて行なわれる。

会議に出席する各国議員団の代表は、それぞれの所属議員団によつて指名され、その数については規約により定

められた各国議員団の投票数と同数とされているが、同盟会議開催地国の議員団の要求があるか、特別な事情により必要とされるときは、同盟評議員会の決定により、各国議員団の団員は誰でも会議に出席して討論に参加できることとなつており、各国議員団の代表団の大きさは、いわばその国の大きさ及び議員団自体の大きさによるものといつてもよいであろう。代表団が随員や家族を同伴することも多い。そのほか、会議には、国際諸機関のオブザーバーも出席している。

各国議員団の会議における投票数は、同盟規約第十条に規定され、各国に平等に与えられる基本数八票と、各国の人口数に比例して定められた一票より十二票の追加票並びに各議員団がその議会の、二院の場合には下院（衆議院）の定数の五割以上をもつて組織されている場合の一票又は二票の追加票を加えたものであり、最低九票、最高は二十二票となつている。日本議員団の投票数は十九票である。なお付録㈠(六九頁)を参照されたい。

投票権は会議に出席している代表だけが行使することができる。同盟規約によれば、投票は、通常挙手によることとなつているが、重要な問題については、しばしば点呼の方法が用いられる。議決は、特定の場合を除き、出席代表の過半数の投票による。必要な場合には、各国議員団の出席代表は、その中から投票権行使者を指名することができるが、一般には個別的に投票される。このため、特殊な問題については、同一議員団内においても意見を異にし、相反した投票が行なわれることもありうる。かくの如き投票数の配分及び投票の方法により、会議における投票は、各国議員団により代表された意見を正しく反映するものということができよう。

同盟会議は、その権限内のあらゆる問題について同盟の総意を代表するものであるが、会議における討議は、議事日程に記載された問題についてのみ行なわれる。会議の議事日程は同盟評議員会によつて決定される。その内容は、同盟事務総長が提出する最近の世界情勢に関する報告書に基づく一般討論及び同盟評議員会が選定する特定の問題に関する討議または決議案の審議を主とし、同盟規約の改正、同盟執行委員会委員の選挙等である。議事日程に記載されていない決議案又は動議については、まず同盟評議員会に諮り、その意見及び発議者の概要説明を同盟会議において聴取し、三分の二以上の多数をもつて同盟会議の議題とすることを決定したときに限り、討論及び採決が行なわれる。

議事日程に記載される決議案等の案件は極めて慎重に準備される。まず、同盟会議の際、各常任調査委員会において、各国議員団等の提案に基づき、次年度の研究問題が取りまとめられ、執行委員会に対し勧告として提出される。ついで、執行委員会は、同盟会議後開く会議において、右の勧告を審査し、翌年の春季会議における各調査委員会の研究題目が決定される。これらの題目にかかる決議案等の案件の作成は、翌春開催の春季会議における各調査委員会の任務とするところであるが、予備的な案が小委員会又は起草委員会によつて作成されることもある。これらの場合、各国議員団から提出された決議案、覚書等が審議又は参照される。ついで各調査委員会により詳細に審査される。これらの準備、作成にあたり、案件の内容となる問題を研究するため、各調査委員会は、同盟加盟議員、同盟事務局、各国議会事務総長会或いは当該問題に関係のある国際機関等の収集、作成した資料の提供を受けているのである。かくして、決議案等の案件の字句等について意見の一致を見ると、調査委員会採択案件として評議員会に提出され、審議の後、同盟会議の議題として決定される。これらの決議案等の案件は、報告委員の提出す

る報告書とともに、すべて「準備書類」と呼ばれる特別の刊行物として印刷され、同盟会議開会の一ヵ月前に各国議員団に送付される。このような手続により、同盟会議において慎重な討議をすることが可能となり、同盟会議において採択された決議等の案件は熟考された同盟の総意であるということができるのである。

同盟会議の開催については、開催地国の議員団は、同盟事務総長と打合わせ、各国議員団代表等の宿泊、会議場の設営、接伴計画等につき準備する。会議の運営については、同盟がその責に任ずるが、会議の円滑な運営を図るために、各同盟会議のはじめに、会議のために選挙された議長、同盟評議員会議長、執行委員会副議長よりなる運営委員会が設けられる。同盟事務総長は運営委員会の補佐に任ずる。

同盟会議は、かくして各国代表の到着とともに、その登録を行ない、開会式をもつてその幕を開ける。まず同盟評議員会議長が、同盟会議規則第六条により、開会の宣言を行なう。評議員会議長不在のときは、開催地国議員団の選んだ仮議長がこれを開くことになつているが、第四十六回ロンドン会議における如く、評議員会議長が女王に開会の宣言を依頼した例もあつた。ついでその国の元首或いは首相等が歓迎の挨拶を行なうのを例としている。

ついで議事日程に入り、まず会議の議長、副議長の選挙が行なわれる。同盟評議員会の推薦により、議長が選挙され、出席各国議員団より一名宛、議員団と同数の副議長が選ばれ、その中より議事担当の副議長も数名選ばれる。

会議は、次に同盟事務総長が評議員会の名において提出する世界の一般政治情勢等に関する報告書を基礎とした各国議員団代表の一般討論をもつて開始される。一般討論が終了すれば、決議案等の審議に入るが、同盟会議の議事日程及び各調査委員会等の割振りについては、時間表が作成され、これに従つて議事が進められる。このようにして、最後に決議案の採決等案件の審議を終わり、次回同盟会議に至る間の同盟評議員会の構成について伝達が行なわれ、最後に、議長の閉会宣言をもつて同盟会議は終了するのである。

同盟会議は、特別の場合を除き、公開とされている。

同盟の公用語は、英語及び仏語であり、各国議員団は、そのいずれかの使用を同盟に通告することになつている。しかし、公用語以外の国語を会議で使用することもできる。ただし、その場合、公用語への通訳が必要である。公用語以外の国語を使用する同盟会議開催地国の議員団が、同盟会議において自国語をも用いようとする場合も、公用語への通訳が行なわれる。第四十九回東京会議において、日本議員団は日本語の同時通訳を行なつた。それ以来、日本議員団は年次会議において日本語の同時通訳を実施しており、また、春季会議においても、一九六三年のローザンヌ会議よりこれを行なつている。ソ連議員団もロシア語の同時通訳を行なうのを例としている。

同盟会議は、同盟規約及び同盟会議規則に定められたところに従つて行なわれる。規則に規定のない場合には、一般諸会議における慣習法が適用されるが、なお異論のある場合には、開催地国の下院(衆議院)の議事規則を準用することとなつている。

同盟会議において採択された決議等の主な議決事項は、会議の閉会に際し、議長により列挙されるが、各国議員団は、これを、法案、動議、質問又はその他の適当な形式により、各自の議会並びに政府に対し提案する義務を有しており、これに関してとつた措置について、次回の同盟会議一ヵ月前までに、同盟事務局に報告することになつ

ている。同盟事務局からも、これらの決議等は、回章として、各国議員団はもとより、各国の政府に対しても送付されている。かくして、同盟会議において採択された決議等が、各国の議会或いは政府の注意を喚起し、その考慮を経て実行に移されるならば、列国議会同盟の目的の半ばは達せられたといえるのである。

同盟会議一覧表は付録(二)(七二頁)を、同盟会議において採択された議決事項については付録(三)(七六頁)を参照されたい。

(ハ) 同盟評議員会

同盟の指揮監督機関である同盟評議員会は、加盟各国議員団から二名宛任命される同盟評議員によつて構成される。同盟評議員の資格としては、国会議員であることを必要とする。その任期は、一同盟会議から次回の同盟会議までである。各国議員団は、一同盟会議開会の少なくとも一カ月前までに同盟評議員を任命し、その氏名を同盟事務局に通知する。

議長は同盟評議員会によつて選挙される。その任期は三年であつて、更に二年間延長することができるが、その後引続いて再選されることはできない。選挙は同盟会議中に行なわれる。

同盟評議員会の開催、開催の場所、日時及び議事日程については、同盟評議員会規則第一条及び第五条における如く、執行委員会によつて決定され、少なくとも毎年一回及び執行委員会議長の必要と認めるとき開催されることとなつているが、従来の例によれば、同盟会議開催中及び同盟春季会議中に、それぞれ同じ場所において開かれている。

議事日程には、適当な議案及び報告書が記載される。新しい議案の追加等議事日程の変更について、同盟評議員は提案を行なうことができるが、受理されるためには、開会の少なくとも十五日前に同盟事務局に提出しなければならない。その後の新しい提案については、執行委員会の勧告に基づいて、三分の二以上の多数によつて決定することができる。ただし、その場合、案件は、それが審議される評議員会会議前に適当な余裕をもつて提出しなければならないこととなつている。

各国議員団の同盟評議員が会議に出席できないときには、その議員団の他の議員が代理者として委任を受けて出席することができる。同盟評議員又はその代理者は、一個の投票権を有する。同盟評議員会の議決は、通常多数決によつて行なわれる。その議決事項は同盟事務局によつて実施される。

同盟評議員会の任務及び権限については、同盟規約第十五条に規定されているが、その主なものをあげれば、まず同盟会議に関し、その招集、開催地の選定、議事日程の決定、同盟会議議長及び副議長の推薦、執行委員会委員の推薦等であり、調査委員会の設置、同盟事務総長の任命及び同盟の年間の収支予算の編成等である。

同盟の、一月より十二月に至る年間の歳入歳出予算額は、執行委員会の提案に基づいて同盟評議員会が決定するが、歳入は殆んど各国議員団の分担金によるものである。歳出は事業費、事務局費等である。

同盟の経費は、当初殆んど議員の個人的寄付金によつて賄われていた。ただ例外として、ノールウェーのみが政府の補助金を拠出していたにすぎなかつたが、一九〇八年、ベルリン会議において、英国も毎年政府より補助金を提供するとの申し出を行ない、また会議においても、同盟の組織拡大のため、議員団より年拠金を納付することに

ついて決議したので、その後各国とも両国の例に倣い、同盟はその財政的基礎を確立することができることとなつた。

現行の各国議員団分担金は、同盟規約第三条における、各国議員団は同盟に対し財政上の寄与をしなければならないとの規定に基づき、同盟評議員会の採択した基準によつて決定される。これは単位制であり、各国議員団の単位数は、旧国際連盟の負担金割当基準に倣い、各国の所得、人口、貿易その他を基礎とした一定の率により算出される。第二次大戦後における割当基準は、一九四九年、同盟評議員会によつて決定され、更に一九六二年度春季会議の際における第九十回同盟評議員会において単位額が増額された。

(二) 執行委員会

同盟の執行機関である執行委員会は、異なつた議員団に属する十一名の委員をもつて組織される。同盟評議員会議長は、同盟規約により、職権上執行委員会の委員であり、かつ、その議長である。他の十名の執行委員は、同盟評議員の中から、同盟会議において選挙されるが、同盟規約第十五条第八号に基づき、同盟評議員会の推薦を経なければならない。執行委員の選挙に当たつては、候補者及びその所属の議員団が同盟の事業に対して貢献した程度を考慮すること、及び委員の国別の配分を地理的に公正にするように努めなければならないことが規定されている。議長以外の執行委員の任期は四年であるが、毎年少なくとも二名の執行委員が順次退任し、交替してゆくことを建前としている。退任した執行委員は、二年間再選されることができず、その所属議員団以外の議員団から、新たに執行委員が選ばれることとなる。執行委員会議長の任期は、同盟評議員会議長の任期による。

執行委員会は、少なくとも年二回、評議員会議長の招集により通常会議を開催し、評議員会議長が必要と認めた場合又は執行委員二名の要求があつたとき臨時会議を開くこととなつているが、従来の例によると、同盟会議及び同盟春季会議開催時に、それぞれ同じ場所において開催され、また同盟会議の後、次年度の同盟の業務計画を決定するための会議が冬季会議として開かれていたが、これは、最近は同盟会議の直後に開かれるようになつてきている。執行委員会の開催については、議長は、できる限り、その場所及び日時について執行委員の同意を得て決定することとなつている。

議事日程は、最初、事務総長により、議長の承認を経て仮日程として作成され、開会の際に最終的に決定される。執行委員は議事日程の追加を求めることができる。会議においては、正規に議事日程に記載した問題しか討議されない。

会議は委員五名の出席をもつて成立するが、委員で出席できない場合は、同一議員団の他の同盟評議員が正規に代理者として任命されて出席することができる。ただし、この代理者の数は、会議出席者の半数を超えることができない。執行委員会の決定は、正規の委員会における過半数の投票によつて行なわれ、議長は可否同数の際にのみ投票する。

執行委員会は、同盟規約に従い、同盟評議員会の委任した権限を行使する。その主な任務は、同盟の業務計画の決定及び年度予算案の審査、採択、同盟評議員会の開催、開催の場所及び日時並びに議事日程の決定、新議員団の加盟に際し、その加盟資格の有無に関する資料の検討、同盟事務局の指揮、監督等である。

(ホ) 調査委員会

同盟会議において審議される決議案等の案件の準備、作成を主たる任務とする調査委員会は、同盟評議員会により、臨時又は常設の委員会として設置されるが、現在は次の五常任調査委員会が設けられている。

政治、国際安全保障及び軍備縮小委員会
議会及び法律委員会
経済及び社会委員会
文化委員会
非自治領及び人種問題委員会

調査委員会の委員については、調査委員会規則第二条により、各国議員団が委員一名及び代理委員一名を出席させることとなつている。両委員とも発言できるが、投票権は各国議員団につき一票である。

各委員会は、毎年春季会議中に、委員長及び二名の副委員長を過半数の投票によつて選挙する。各国議員団にこれらの役職をできるだけ公正に配分するため、同一の議員団に属する二名以上の議員が同時にその職につくことができないこと、及び執行委員会委員は同時に、調査委員会の委員長または副委員長の職につくことができないことが規定されている。また、委員長及び副委員長は、引続き四年間その職にあれば、二年後でなければ再選されることができない。

調査委員会は、小委員会を設けることができる。その存続期間は、一定期間または委託された事項の完了までである。

調査委員会は、同盟会議の開会中に開会されるが、閉会中は執行委員会が招集することができる。従来の例は、同盟会議及び同盟春季会議中に、その開催地において開会されている。小委員会については、調査委員会規則第四条にその招集について規定している。

調査委員会の表決については、規則第九条に規定されているが、表決は、会議参加各国議員団の少なくとも半数の代表の出席がなければ行なうことができない。

春季会議における調査委員会の主たる任務である決議案等の案件の準備、作成については、議事日程に記載された諸問題について各国議員団等の提出した覚書及び決議案等を基礎として審議を行なう。この場合、必要に応じ春季会議までに開催された小委員会、春季会議中に開かれる小委員会又は起草委員会によつて予備的な案が作成され、委員会の審議に付される。他の調査委員会との合同会議によつて審議されることもある。かくして、決議案等の案件は、調査委員会で採択されると、評議員会に提出される。評議員会においては、年次会議の議題を決定するため委員会の審議の経過または委員会の採択した案件について委員長または委員会の任命した報告委員から報告を聴取して審議が行なわれる。かくして、議題として決定されると、それに関する報告書が委員会を代表する当該報告委員によつて作成される。その報告書は、委員会の行なつた審議の客観的概要を示すとともに、決議案を提出することを目的としている。

これらの案件をも含め、同盟会議の議事日程に記載された問題は、緊急の場合のほかは、調査委員会に付託さ

れ、いつでも同盟会議において、すみやかに討議できるように準備される。同盟会議開催中における調査委員会の任務は、このために同盟会議に提出される決議案の修正について審議することであるが、ときには修正し、ときにはいくつかの草案を一つに纒め、またある場合には原案のまま提出することもある。更に、調査委員会は翌年度の研究課題について検討し、執行委員会に対し提案と勧告を行なう。これに基づいて、執行委員会は、その冬季会議またはこれにかわる会議において、翌年度の同盟の業務計画を決定することとなるのである。

(ハ) 同盟事務局

同盟事務局は、スイスのジュネーブにおかれ、同盟評議員会の選任する事務総長の下に、事務次長をも含めた約十名の少数の職員によつて構成されている。事務総長の任期は四年であるが、再任されることができ、またその資格としては国会議員であつてはならないこととなつている。

同盟事務局は、執行委員会の指揮を受ける。事務局の業務については、執行委員会がまずその年間の業務計画を決定し、更に同盟評議員会に通達して、その監督を受けるのであるが、同盟規約第十八条は事務局の権限について規定を設けている。

事務局は同盟の事務を処理するが、まず同盟会議及び同盟評議員会に提出すべき問題を準備し、かつ同盟内部の諸会議の計画、準備を行ない、必要な書類の適時配付を行なう。同盟会議及び同盟評議員会の議決事項は、執行委員会の指示に基づき、事務局が実施するが、事務局は更に、同盟評議員会によつて付与された権限を行使する。

各国議員団との関係については、事務局は各国議員団と同盟との接触、連絡を保ち、各国議員団相互の関係についてその中央機関となり、更に議員団の組織について援助を行なうのである。

これらのために、事務局は、同盟の公式機関誌である「列国議会同盟公報」を、年四回、英語及び仏語で刊行している。またあらゆる機会を利用して、事務局は同盟及びその事業を周知させるために、活発な広報活動を行なつており、更に同盟評議員会の指示に従つて各種の調査、出版等の業務を行なうとともに、同盟の目的に関する書類の収集、同盟の文書の管理を行なうのである。

これらの事務局の業務について、事務総長は、執行委員会に対し、年次報告を提出するが、この報告は更に同盟評議員会にも送付される。

(ト) 議会文献センター

同盟規約第一条に規定されている民主的諸制度の発展と強化は、同盟がその独特な機能を十分に発揮しうる分野であり、幾多の業績があげられているが、議会関係の研究分野において真の権威が確立されたとはいい難かつた。更に、他の国際機関でこの種の文献の収集及び業務を国際的規模において行なつているものがなく、議会の議事手続及び組織等の問題に関する資料を同盟事務局に求めてくるものが少なくないため、同盟は、議会文献センターの設置について検討していたが、これは、一九六三年四月、同盟評議員会によつて正式に決定され、全世界にわたる異なつた政治体制下の議会の組織、議事手続、機能及び歴史に関する資料、特に最新かつ完全な、憲法、基本法、選挙法、議事規則、議会年鑑等を収集、保管するとともに、それらの目録と書評の同盟公報掲載等の活動を行なうこととなつた。現在までの主たる活動としては、さきに出版された各国議会の比較研究を目的とする図書「議会」の

最新版を近く完成、出版するほか一九六五年十一月同盟新本部開所式に際して行なわれた列国議会同盟週間に、「議会の今日の問題」と題する国際シンポジウムを各国の議会関係者、学者、研究者等多数参加のもとに開催した。さらに二、三年毎に同種のシンポジウムを開催することを計画している。

本センターには、その運営のため理事会が置かれ、同盟評議員会議長もしくはその代理者、議会及び法律委員会委員長、各国議会事務総長会会長、国籍を異にする二名の国会議員及び二名の学識経験者がその構成員となつている。センターには、一名の所長と数名の職員が置かれている。

センターは、資料部と図書室の二つの部門を有し、資料部は、前記資料を収集保管、さらに最近の各国の選挙統計等を完備することとし、図書室は、各国の憲法または議会問題に関するあらゆる研究書、議会及びその活動に関する公式または非公式の研究、覚書、分析、メッセージ、報告等を収集することとなつている。経費は、当初同盟の一般予算及び寄付金をもつてまかなわれていたが、一九六五年オタワにおける第九十七回同盟評議員会において、文献センターの予算を独立させ、各国議員団の負担金、クレマー基金等をこれにあてることが決定された。

業務の円滑な遂行のためには、各国議会事務総長会との関係を極めて緊密にするほか、各国議員団の援助も求められ、また各種の図書館、調査研究所、大学及び専門家との連絡も常時行なわれている。

(チ) 各国議会事務総長会

列国議会同盟の機構内に、自治部として設けられた各国議会事務総長会は、一九三八年に、各国議会事務局の高級職員を構成員として、会員間の個人的接触の増進、議会運営の技術的問題の共同研究、各国議会に関する資料の交換及び各国議会事務局間の協力を確保し、その所管に属する問題について列国議会同盟を援助することを目的として創設された。事務総長会の規則は一九三九年オスロにて採択され、当初は、各国議会事務総長自治部と称していた。その後、数次の規則改正が行なわれたが、一九五七年、ロンドンにおける会議の際にその名称が現行のものとなつた。

事務総長会は、各国議会の事務総長の職にある者を会員としており、役員としては、会長、副会長及び若干名の幹事がある。執行機関としては、事務総長会会長を委員長とし、副会長、六名の会員及び前会長を委員とする執行委員会が置かれている。事務総長会は、このように独自の組織を有している。その活動に要する費用は、列国議会同盟の予算中から支弁されるが、一九五九年、会費制度が設けられた。

事務総長会の総会及び執行委員会の会議は、通常、列国議会同盟会議と併行して、同じ場所において開催され、同盟春季会議の際にも会議が開かれる。

事務総長会の議会運営に関する研究は、原則として会員の協力の下に、国際的な調査を基礎として行なわれる。最近における事務総長会の調査案件の主なものをあげれば、「法律の合憲性についての監督」、「立法議会における議長の権限」、「議会の委員会制度」、「委任立法」、「各国議会における予算制度」、「修正案」、「各国議会の形態」、「行政府に対する議会の監督の範囲」、「二院制度」、「立法府事務局の行政府から独立している範囲についての調査」、「議会の議事手続の源泉」、「国会議員の行為と活動に関する制限」、「憲法を改正する手続」、「議員以外の者による議会に対する侵犯」、「外交問題における議会の役割」、「議会の職員関係」、「公共企業及び国有企業に関する監

督」等がある。

事務総長会はまた、機関誌「憲法及び議会資料」の英語版及び仏語版の二種類を年四回出版している。これは最近における各国の憲法等の関係資料を掲載し、また事務総長会が行なつた前述の如き調査、研究の成果を発表している。

またさきに事務総長会において、英国下院前事務総長キャンピオン卿の指導の下に行なわれた欧州各国議会の議事手続の比較研究は、一九五三年、「欧州各国議会議事手続」と題してロンドンにおいて出版され、好評を得て、後に仏語版も刊行されている。

更に、一九六一年九月、ブラッセルにおいて開催された第五十回同盟会議を記念して、「各国の議会―四十一ヵ国における代議制度の機構及び機能の比較研究」と題する浩瀚な一書が仏語版として、ついで翌年英語版にて出版された。本書は、一九五六年、「世界における議会の異なつた形態についての調査」として着手されたもので、事務総長会のみならず、同盟評議員会議長を委員長とする同名の小委員会の努力に負うところ大きく、同盟の総力のもとになされた一大事業の結晶である。なお、本書を時代に即応したものとするため、一九六三年に五十五ヵ国から提出された資料に基づいて、改訂版が出されることになつている。

事務総長会の活動は、常に列国議会同盟と密接な協力のもとに行なわれているので、同盟が議事手続に関する問題をとり上げるときは、事務総長会に諮問するのが例となつている。

なお、一九六三年九月、ベオグラードで開催の第五十二回同盟会議の際に開かれた同年度事務総長会秋季総会に

おいて、時の山崎高衆議院事務総長は、六名の執行委員の一人として選任された。

(リ) 同盟と国際諸機関との関係

列国議会同盟は、常時幾多の国際機関と連絡を保つて活動をしており、同盟会議或いは春季会議には、それらの諸機関からオブザーバーとして代表が出席するのを例としている。

国際連合との関係は最初に述べるべきであつて、国際連合が政府のみからなる機構である以上、同盟の役割は明らかに定義されているともいえるが、同盟は各国民より選出された代表者の連合体であり、その議会組織によつて、いわば国際世論が述べられる場所であるから、これによつて各国政府の注意を促し、大きな影響を与えることができる。このため、同盟は他のいかなる政府機構も有しない地位と権限を有するものであつて、この事実は国連経済社会理事会のA級諮問機関として指定された十個の非政府国際団体の一つであることにより証明されている。また同盟は、国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)との間に諮問的取りきめを有しているほか、国連事務総長及び国連専門機関の事務局長は、正式に同盟会議その他の会議に代表を送つており、また事務局間の協力も常時行なわれている。

更に同盟は、欧州会議、欧州議会等のような議会的な性格を有する地域団体と密接な連絡を保つており、また米州会議とも接触を維持している。

かくして、同盟は国際諸機関を強力に補佐し、これら機関による国際的措置の具体化に、議会としての支持を提供するものである。

列国議会同盟

（四）列国議会同盟の性格

列国議会同盟は、その超党派性、世界性及び独特の個人的接触の場であるという特色によつて性格づけられている。

同盟は、さきにも述べた如く、十九世紀の末葉、主として自由主義及び急進主義的政党に属する議会人、すなわち左翼革新主義者及び平和主義団体の代表者によつて創設されたのであるが、同盟それ自身としては、決して特定の傾向或いは思想をもつたものでなく、当初より超党派的性格を大いに尊重し、あらゆる世論を代表している議員にその扉を開いているのである。

同盟の歴史において顕著な役割を演じた人々の中には、社会主義運動家とともに、カトリックや保守政党からの代表者を数えることができる。同盟創設後間もなく活躍した人々としては、ベルギーのカトリック党のデスキャンプス男爵、ハンガリーのカトリック党のアポーニー伯爵があり、一八九九年の評議員会議長となつたベルギーの著名な政治家ベールナールト氏、更に一九三四年から十三年間にわたつて議長をつとめたベルギーのウィアール伯爵、更に自由党陣営からは、英国のウェアデール卿及びスエーデンのアデルウェルト男爵、社会党からはフランス下院議長ブアスレー氏、英国労働党のスタンスゲイト子爵等が挙げられる。

同盟は、その発展途上において、同盟の平和運動に協力する意思のあることを明らかにしたあらゆる政治勢力の代

表者を、なんらの差別なしに歓迎した。大戦と大戦の間では共産党のみが参加しなかつたが、一九四五年以降はその参加をみており、第二次大戦後には、一九五五年に組織されたソ連議員団とともに東欧の人民民主主義諸国の議員団も同盟の構成員をなしているのである。

たとえ同盟加盟者の大半が、西欧的議会組織の原則と伝統に強い愛着を抱いていても、同盟はそれだけで他の政治体制の代表を排斥したり、新議員団の加入に際して思想的基準を設定するものではない。この方針は、同盟の歴史の各段階において、その時代の政治的現実を反映し、創立者の思想を裏切ることなく、しかも前世紀以来世界に生じた深刻な変動に対して、同盟が十分に対処することを可能ならしめているのである。

列国議会同盟は、あらゆる政治的意見を代表するばかりでなく、世界のすべての地域を代表する方向に進んでいる。同盟が欧州を起源とすることは事実であり、欧米の民主主義国議会が同盟の重要な地位を占めたことも真実であるが、最近にいたつて、代議政体はますます、独立を成就したアジア、アフリカ及び中近東の国々において採用され、それらの国の議員は、同盟の中に、その抱負を世界に知らせる場所を見出すことができたのである。

一九五六年に豪州議員団及びラオス議員団が加盟したことは、同盟の世界性を更に一歩進めたものであり、一九五八年のリオデジャネイロ会議は、ラテン・アメリカ諸国の関心を高める機会となり、また一九六一年以降は、新興アフリカ諸国の加盟が見られるに至つた。かくの如き発展は同盟の伝統に沿うものであり、その活動の効果の増大に役立つものである。

同盟会議には、異なつた国々から、異なつた政党に属する議員が参加する。その多くは、議長、委員長、政党の指

導者、大臣、前大臣等の重要な地位にある人々である。他の人々は、同盟というものを介して国際的舞台に立ち、広い視野から他国の実状について知り、世界の諸問題を検討する種々の角度に一層通暁する機会をもつのである。そして、これらの国際的諸問題の研究は、代表者の国籍によつてではなく、各自の政治的意見に基づいて、全く自由な雰囲気の中で行なわれる。同盟の諸会議においては、多数の人々の心の中にはあるが、いまだはつきりと表明されていない考えや傾向を明確にし、系統立てるのに役立つてきた。このようにして、熟考された意見や貴重な提案が具体化されたのであるが、これらの間にあつて、あらゆる国々から集まつた立法者間の個人的接触の価値が見逃されてはならない。同盟規約第一条に、この点について述べられているのは、同盟の任務のこの重要な一面が認識されているからである。

列国議会同盟は、人類の平和と親善のための団体であつて、思想的及び政治的対立による障害を越えて、個人的な接触の確立を助長し、国際協力の発展と平和の強化に欠くべからざる寛容の精神と相互尊重の風潮とを創り出すことに、多くの貢献をしているのである。同盟会議議長、同盟評議員会議長あるいは同盟事務総長として同盟の事業に貢献した人々の間から、五名のノーベル平和賞受賞者を出していることは、この端的な証明であるといえよう。これらの氏名を列挙すれば次の通りである。フレデリク・パシー（フランス、一九〇一年）、アルベール・ゴバ（スイス、一九〇二年。第四回、第十七回同盟会議議長、一八九〇―一九一一年同盟事務総長）、ウイリアム・ランドール・クレマー（イギリス、一九〇三年）、アウグスト・ベールナールト（ベルギー、一九〇九年。第八回、第十回、第十三回、第十六回同盟会議議長、一九〇九―一九一二年同盟評議員会議長）、クリスチャン・ランゲ（ノールウェー、一九二一年。一八一一―一九三三年同盟事務総長）。

（五）列国議会同盟の業績

列国議会同盟は、国際連盟及び国際司法裁判所が創設されるまで、主として国際仲裁裁判制度の発展に力を尽くしていた。一八九五年のブラッセルにおける第六回同盟会議は、仲裁裁判に関する条約案を採択したが、これは、一八九九年における第一回ヘーグ万国平和会議の採択した国際紛争の平和的解決に関する条約の基礎となつたものであり、またこのヘーグ平和会議により常設国際司法裁判所が設置されることとなつたのである。しかし、この結果に満足することなく、同盟はさらに一九〇四年、米国セントルイスにおいて、一八九九年のヘーグ平和会議の成果を一層拡充するため、第二回会議を開くことを主張した。

一九〇四年九月、同盟の代表団はワシントンの白亜館に時の米国大統領セオドル・ルーズベルトを訪問し、第二回会議の招集についてイニシアチブをとるよう要請した。大統領はこれを受諾し、三年後に至つて第二回ヘーグ平和会議が招集された。この会議においては、同盟の起草した模範的仲裁裁判条約が審議の対象となつたのである。

一九一四年までは、同盟の努力は、主として二つの問題に集中された。すなわち、ヘーグ平和会議と一九〇八―〇九年のロンドン海軍会議の成果を確保すること、及び諸国家間の関係を律する法規の整備、拡充についてである。二度の世界大戦によつて、同盟の発展は若干阻害されたけれども、なお着実にその活動範囲は拡張されていつた。

現在の国際連合の前身ともいうべき国際連盟の創設によつて、各国の間に国際協調の新しい途が開かれ、その新しい情勢に対応するため、同盟は従来の仲裁裁判制度のみの研究に満足することなく、さらに一層その活動の範囲を広げていつた。

激変する世界の中で、平和を維持する唯一の手段ともいうべき国際秩序の確立のために、政治、司法、社会及び経済上の新しい問題が、同盟の従来の豊富な経験を活用して取組むべき課題として浮かび上つてきた。このようにして同盟は、各国の政治家の関心の対象である問題の殆んどすべてを、その審議の対象としてとり上げてきたのである。同盟が遂行した事業の概要を述べれば、おおよそ次の如くである。

(イ) 政治、国際安全保障及び軍備縮小

同盟の一九一四年に至るまでの活動は、幾多の成果をあげている。すなわち、同盟は、正規の国際団体に対して強力な支持を与えるとともに、法律の尊重、人類の自由を基礎とする普遍的な平和政策の原則を確立し、これを各国の政府及び議会に提示することに努力した。

同盟会議は、殆んど毎回、国際法、中立、不平等条約及び国家主権の制限等に関する決議を採択してきた。国際刑法の研究についても、同盟は開拓者としての活動を行なつた。一九二五年のワシントン・オタワ会議において、同盟は、国際間に発生する惧れのある侵略行為抑止の必要について宣言し、国際侵略防止法規の根本原則を規定した。この原則は、発表当時は極めて大胆な思想と見られたのであるが、その後数年ならずして同盟の決議に、また一九三〇年のロンドン軍縮会議における集団安全保障及び侵略国の定義に関する規定にとり入れられたのである。

この問題に関する同盟の努力は、第二次大戦直後にも再び繰返された。すなわち、一九四八年のローマ会議において、各国家の権利及び義務に関する憲章ともいうべき国際道徳の原則に関する宣言を採択したのがその一例である。また一九五五年のヘルシンキ会議においては、一連の決議を通じて、国家間の真の平和共存の条件が明らかにされている。一九六一年のブラッセル会議では、「平和に至る道」の題目のもとに、「国際緊張の除去及び平和維持に関して国家間の相互関係を導く諸原則に関する宣言」を決議し、国際間の行動に関し、国際慣行の面に適用されるべきであるとする十二カ条の原則を確立することを呼びかけた。

また、リオデジャネイロ会議における「国際緊張緩和のための各国首脳者会議招集についての決議」、ワルシャワ会議における「各国首脳者の相互訪問に関する決議」、第五十回ブラッセル会議における「国際的話し合いのためのアピール」、第五十一回ブラジリア会議における「諸大国に対する平和アピール」、一九六五年ダブリンの春季会議において同盟評議員会の採択した「ベトナムにおける情勢に関するアピール」、第五十四回オタワ会議における「カシミール問題に関する決議」、一九六六年四月キャンベラの春季会議において同盟評議員会の採択した「インドシナ半島における現在の危機に関する決議」等にみられる如く、国際緊張緩和についての現下の諸問題に対しても、鋭い関心が向けられているのである。

更に同盟は、国際関係の基礎となるべき世界の法秩序についても、古くより、世界法の制定の如き広範な視野よりする討議を重ね、決議を採択しているが、近年にいたつて、科学技術の驚くべき発達とともに人類の宇宙活動が

現実となるに及んで、これを規制し、世界の平和と人類の福祉増進のため宇宙法の制定が緊急に必要であるとの見地から、第五十二回ベオグラード会議において、宇宙空間の探査及び利用における法律的原則に関する国際協定の可及的速やかな締結を要請する決議を採択したが、更に一九六四年度春季会議においても、ほぼ同様の趣旨を強く要望する同盟評議員会決定を採択し、これに努力を注いでいる。

一方、国際連合が、宇宙法の問題に関し、その基本原則制定の如き法律的な面においてなんらの進展をもみせていないことに遺憾の意を表明するとともに、同盟として、国連を強化し、その活動を効果あらしめるため、繰返し決議を採択している。ブラッセル会議の採択した「平和を維持するための国連活動を強化する目的で国連を補強する方法に関する決議」、第五十三回コペンハーゲン会議における「国連憲章と活動方法を拡大された国際社会の要求に合致させることに関する決議」はこの例であり、一九六五年は国連創設二十周年に当たるので、ダブリンの春季会議においては、「国連内における現在の危機」に関しアピールを採択したほか、第五十四回オタワ会議では、「平和と軍縮のための国際協力の機構としての国際連合に関する決議」を採択したが、特にこの決議は国連において公式文書として各国政府に配付され、その注意を喚起したものである。

同盟は、軍備縮小及び安全保障の問題については創立当初より特に関心を有し、数年にわたる研究の後、一九二七年には軍備縮小に関する技術的計画について決議を採択した。この計画は、一九三二年に開かれた一般軍縮会議の国際連盟準備委員会にも公式に送付され、その準備に少なからず寄与するところがあつた。一九三二年から一九三九年までは、同盟は安全保障という主題において、ブリアン・ケロッグ条約の実施、各国の国際連盟加盟の必要

及び紛争解決の平和手段の適用等の如き幾多の宣言を行なつた。また一九三五年には、武器取引及び軍事産業に関する国家的並びに国際的管理を支持する態度を決定した。

大国間の冷戦が続いた後、国際緊張緩和の兆が現われた一九五四年、同盟の軍備縮小委員会は再び活動を開始し、原子兵器、熱核兵器及び在来の兵器の国際管理を緊急に行なうべきことを主張した。また軍備縮小と安全保障の問題に関連して、ウィーン及びヘルシンキ会議においては、本問題に関する国際協定を成立せしめるよう主張するとともに、各国議会に対してその支持を要請した。一九五六年、バンコック会議においては再びこの問題がとり上げられ、一般協定成立までの一段階として、軍備縮小問題の国際管理の早期実現、殊に核実験停止に関する協定締結の必要性につき、各国の注意を喚起したが、一九五八年のリオデジャネイロ会議においては、国際連合の枠内において軍縮会議を再開し、適当な国際管理のもとに核兵器実験の終止を遅滞なく確保すべきことを各国政府に強く勧告する決議を採択した。また同じ会議において、国際警察軍設置の可能性に関する決議も採択されている。一九五九年のワルシャワ会議においては、国際安全保障と軍備縮小の問題について四決議を採択したが、国際協定によりあらゆる核兵器並びにその他の大量殺戮兵器の製造と使用を禁止し、総合的軍備縮小を漸進的に達成するために協力することが緊急に必要であるとともに、宇宙の新しい領域が恐るべき破壊的軍事兵器に使用しうるところから、宇宙の開発は今後人類の福祉を目的として行なわれるべきことが強調された。

一九六〇年東京における第四十九回同盟会議においては、「軍備縮小問題の現在と将来」に関する二決議を採択したが、第一の決議は、大国並びに地理的、政治的に平等な配分によつて選出された諸国間において軍縮交渉を再開

し、国際管理の下に全世界の完全軍縮を実現するため、特に、核実験の永久禁止等に関する条約の締結、軍縮の実際を査察、監督するため恒久的国際管理機関設置について条約の締結、宇宙空間を戦争の目的に利用しないよう確保するための方法、奇襲攻撃に対する安全保障の方法及び核物質の製造及び使用の管理方法に関する共同研究、並びに各国に対し右の条約に加盟するよう勧誘する趣旨のものであり、第二の決議は、軍縮及び国際安全保障の確立のため、サンフランシスコ精神の再生を強調したものである。ピサネリ評議員会議長は、東京会議後に国連本部を訪問し、この決議を手交した。

一九六一年九月十四日より、ブラッセルにおいて開催された第五十回同盟会議において、その開催の直前、突然ソ連によつて行なわれた核実験の再開声明と実験、更にこれに対応して米国により核実験の声明と実験が行なわれたことに対し、日本議員団から「核実験停止に関する決議案」が緊急上程され、殆んどそのままの形で、圧倒的多数をもつて決議として採択された。右の決議案については、後出、「日本議員団の活動」(四八頁)の項を参照されたい。

右の核実験停止に関する決議をはじめ、ブラッセル会議で採択された決議について、ピサネリ評議員会議長は、米、ソ、英、仏四カ国の元首又は首相を訪問、平和への努力が重ねられた。

かくの如く、同盟は、軍縮及び国際安全保障の問題について、第五十一回ブラジリア会議、第五十二回ベオグラード会議、第五十三回コペンハーゲン会議、第五十四回オタワ会議においても繰返し決議を採択しているが、国連等の国際機関に対しても、これが達成について強く呼びかけている。

(ロ) 議会及び法律

議会機関として、同盟は当然に代議制度に関する問題に特別な関心をもつが、第一次大戦の終結とともに、同盟は民主的制度及びその原則の擁護と強化について注意を集中した。

世界人権宣言の中に含まれた政治的自由及び代議制度の尊重を主張する諸決議が、同盟会議によつて採択されている。

東京において開催された第四十九回同盟会議においては、特にアジアにおける議会民主主義の将来について関心が払われ、民主的社会及び民主的議会の健全にして安定した社会的、経済的基盤を築くためには、国連やその他の機関を通じて、恵まれた国々から、可能なかぎりの技術的及び経済的援助が与えらるべきこと、またそのための人員の養成について国際援助及び地域的協力が行なわれるべきことが提案され、同盟加盟諸国並びに関係国際諸機関に対して、この提案に正当な注意を払うよう呼びかける決議が採択された。

また、一九六二年、第五十一回同盟会議の開催地が、ブエノスアイレスよりブラジリアに変更を余儀なくされた際、ブラジリア会議は、ラテン・アメリカの一部諸国において議会制度が危機におちいつた事態に即応し、自由に機能する議会を基礎とする憲法がすべての国で例外なく速やかに再設定されることを強く要望する決議を採択し、その強い関心を表明した。

同盟は各国議会事務総長会の援助のもとに、議会運営についての技術的分野の改善に関する研究もとり上げた。これは議会制度の機能を改善する方法を見出すことを目的としており、研究の対象となつた問題は、例えば、議員

の兼職、議会の委員会の活動、予算、財政に関する議会の監督、外交政策についての議会の監督等である。また一九五六年より行なわれた各国の議会の形態に関する調査は、各国議員団の発意によつてとり上げられたものであるが、この調査の成果は、第五十回同盟会議記念として出版された。これは各国の代議制度の機構と機能を明らかにし、かつ、各国間の有益な資料の交換を実現する途を開くものである。

最近においては、同盟が議会に関する問題の研究に一層力を入れることが要望されるに及び、議会文献センターが同盟事務局に併置され、活動を開始しているが、同盟会議及び春季会議においても、議題として掲げられたこれらの問題について、真摯な討論が行なわれている。第五十三回コペンハーゲン会議における「一党制及び多数党制における議会」、第五十者としての国会議員の役割」、一九六五年度ダブリン春季会議における「議会制度の有効性を強化する方法」等は、その例であり、一九六六年キャンベラにおける四回オタワ会議における「議会制度の有効性を強化する方法」等は、その例であり、一九六六年キャンベラにおける春季会議においては、議会に関する二つの議題が討論されたが、右に述べた観点から将来の同盟会議の議事日程には議会に関する問題を必ず議題の一つとして掲げることが決定された。

(ハ) 経済及び社会

この問題についての同盟の活動は数限りなく多いが、その中でも国際トラスト及びカルテルの監督、地域的経済協定、原材料問題、通貨兌換問題等が特に注目されるものである。

一九五三年以降、特に最近、同盟は低開発国に対する援助の問題に関心を集中し、バンコックにおける第四十五回同盟会議においては、その中心議題として、アジア、アフリカ諸国の政治、経済及び社会的発展に関する問題をとり上げ、これに関する国際協力の原則を規定する重要な決議を採択するとともに、第四十七回リオデジャネイロ会議においては、低開発国に対する投資についての原則を明確にする決議を行なつた。第四十八回ワルシャワ会議においては、再び低開発国の経済的発展と生活水準の向上について考慮するとともに、一方においては経済的に進んでいる諸国の景気後退や経済的危機を回避するため、この両者の間の調和を図り、国際貿易を拡張することは、ひいては世界全体の繁栄と国際間の緊張緩和に役立つとの観点から、「国際貿易に対する障害の除去に関する決議」が採択された。

第四十九回東京会議においては、原材料の国際的分配制度を改善する方法及び原材料価格と製品価格との関係について、できるだけ多くの国々において原材料価格の関係指数に関する研究を行ない、原材料の市場及び価格安定のため二国間及び多数国間の貿易協定を締結し、少数種類の原材料の生産に依存している国に対する援助、低開発国の生産の多角化並びに国際民主主義を経済の面においても達成するため、国際経済会議を早急に招集することを勧告する決議を採択した。

第五十回ブラッセル会議においては、成長過程にある諸国の発展につき二決議が、ブラジリア会議においては、「開発途上にある諸国の均衡のとれた経済的、社会的発展を促進するための国際貿易の役割に関する決議」が採択された。第五十二回ベオグラード会議においては、「世界の発展の問題」としてこれらを討議、決議を採択しており、第五十三回コペンハーゲン会議では、「世界経済における不均衡に対する闘い」として、開発途上における諸国の発展は、同時に先進諸国の利益となることを認識し、既開発諸国及び開発途上の諸国に対し、具体的な提案を行なつ

て、これを実施するようにとの決議を採択するとともに、同盟が第四十九回東京会議以後、毎年、国際経済問題解決のため、その必要性を強調してきた国際会議が国連貿易開発会議として結実したことを喜び、同会議の決定の実施のため最善を尽くすようよびかける決議をも採択した。その後、国際連合内に新たに貿易開発理事会が設けられ、本問題について、さらに重要な進展がみられることとなつた。このため、第五十四回オタワ会議は、「国際経済関係の新しい展望」として、国連貿易開発会議の重要性に関し、前回決議を再確認するとともに、国連に対し、新設の貿易開発理事会を全面的に支持するよう要請する決議を採択した。

同盟はまた社会政策についても開拓者としての役割を果たし、国際労働機関とは極めて緊密な関係を維持してきた。移植民問題については、同盟が特に長年にわたつて研究を続けている問題である。二度の世界大戦の間における時期の最も重要な問題は、失業対策問題であつたが、同盟はこれについても積極的な活動を行なつた。労働時間の制限、職業教育、婦女子の保護等もその一部である。第二次大戦後においては、避難民問題が、政治、経済、法制等の各部面にわたつて研究された。最近人口問題も注目をあびてきている。第五十三回コペンハーゲン会議で採択された「世界経済における不均衡に対する闘い」の第一の決議においては、世界の人口問題にふれ、各方面の注意を喚起したが、一九六五年度ダブリン春季会議には、日本議員団からは、この問題に関する覚書を提出したところ、本件は、第五十四回オタワ会議において、人口問題が開発のため有する重要性を強調する決議として成立した。

(二) 文化

同盟が初めて文化交流問題について調査委員会を設置したのは一九三六年であつたが、その二年後、ヘーグにおける第三十四回会議において、著作権問題がとりあげられた。第二次大戦後、ウィーン会議においても同じ問題について決議が採択され、各国に対し、一九五二年九月六日調印された万国著作権条約の批准が勧告された。またユネスコの技術的援助を得て、教育、科学、文化に関する資料の配付、歴史教育、国際理解増進のための文化交流、情報交換に対する障害の除去等についても、同盟の意向が表明された。最近においては、教育の問題、なかんずく文盲の撲滅並びに経済開発のための科学、技術の利用に関する諸問題に対し関心が払われている。第五十三回コペンハーゲン会議においては、「教育問題と文盲解消の闘いに関する決議」が採択された。

(ホ) 非自治領及び人種問題

非自治領又は委任統治領、信託統治領等の状態も、同盟の注意をひいた問題である。一九二二年以来、同盟は特別に調査委員会を設け、特に委任統治制度と植民地本来の問題について研究してきた。委任統治については、委任統治国の権限につき的確な定義を下すことを勧告し、植民地については、有色人種の保護、奴隷制度の廃止、武器、麻薬取引の監視及び資源の開発のための施策を要請した。また、原住民の議会への参加及び非自治領における労働組合、労働団体の発達等の問題も取扱われた。

バンコック会議において採択された決議の一つには、非自治領の政治的自由獲得実現のための行政権力の役割に関するものがあつた。ワルシャワ会議においては、非自治領における教育問題について決議が採択された。

第四十九回東京会議においては、植民地主義及び人種的差別に関する問題について、多数の人民に対する自由及

び主権の否定に関し最大の関心を表明し、あらゆる種類の帝国主義的浸透を除去するため、各国が完全に自由に自己の運命を管理する権利についての決議が採択された。

ブラッセル会議においては、植民地主義の排除により、非自治領を独立と民主主義に至らせるために、その政治的発展をはかる諸原則に関し決議が採択され、人種差別及び人権の尊重と基本的自由の維持に関する問題は、再びベオグラード及びコペンハーゲン会議の議題となり、それぞれ決議が採択され、第五十四回オタワ会議では「世界人権宣言及び国連憲章にかんがみたアパルトヘイトの問題に関する決議」が採択された。

列国議会同盟の事業及び活動状況は上述の如くであり、同盟が取扱わなかつた世界的な重要問題は殆んど皆無であるといつても過言ではない。世界における最も古い歴史を有する国際団体として、列国議会同盟は、各国の議会の議員間における個人的接触の価値を信じ、世界的な重要問題の現実的な解決方法を探求してやまないものである。

二、列国議会同盟日本議員団

(一) 日本議員団の沿革

列国議会同盟は、さきにも述べた如く、一八八八年その準備的会合をパリにおいて開き、ここに同盟の誕生をみることとなつたが、米英仏三カ国以外の諸国の議員も参加せしめるとの決議により、翌一八八九年同盟の設立以降、次第に加盟国の増加をみたのであるが、わが国が初めて同盟会議出席の招待を受けたのは一九〇六年(明治三十九年)である。

すなわち、同年第十四回同盟会議がロンドンにおいて七月二十三日より三日間にわたつて開催されたが、英国議員団団長ウェアデール卿は、わが議会の参加を希望し、六月六日付をもつて正式招待状を在英日本大使館に発送した。しかし開会の時日切迫のため、遠隔の地よりの参加は不可能であろうとの見込みにより、招待状は、駐英陸奥大使が英国側と協議の上、報告書とともに外務省に送付、七月十七日に到着したが、第二十三回帝国議会の開会をまつて杉田衆議院議長に移牒された。

この会議には、日本議員団として参加することができなかつたが、英国側の希望もあり当時滞英中であつた竹越與三郎議員が一個人としての資格において参列し、歓迎を受けて帰朝、その報告が行なわれた。かくしてわが国議員団

加盟の気運が醸成され、十月一日、衆議院議長、副議長及び有志議員が会合して同盟加盟についての最初の協議が行なわれた。

ついで一九〇八年(明治四十一年)第十五回ベルリン会議の開催にあたり、開催地国ドイツの議員団よりの招待状が日置駐独大使及び外務省を通じて送達された。これを機として、六月十日衆議院有志議員の会合が行なわれ、議員全体を有志団体として日本議員団を組織し、衆議院正副議長をもつて代表者とし、同盟会議参列者は団の承認を経ることと等について申合わせが行なわれた。これに基づいて、杉田議長及び箕浦副議長を日本議員団の代表者として同盟に加盟したのである。

しかし同年は議員団を派遣するに至らず、申合わせにより、団の承認を経て長島鷲太郎議員が会議に参列したが、これは渡欧の序でをもつて個人の資格において出席したものであり、日本議員団が会議参列のために議員団を派遣したのは、次回一九一〇年(明治四十三年)の第十六回ブラッセル会議からである。

各国議員団の同盟に対する拠金については、さきにも述べたが、一九一〇年に至つて、日本議員団の拠金について同盟より要請があつた等の事情により、日本議員団の整備、充実を計り、翌明治四十四年八月一日、各派交渉会において日本議員団規約を決定した。

規約によれば、日本議員団は帝国議会議員有志をもつて組織されたが、衆議院についてのみ議員全員(三七九名)を有志として組織したに止まり、貴族院については正式の参加をみなかつた。議員団には団長、副団長各一名、評議員十五名、幹事二名を置き、団長は衆議院議長、副団長には衆議院副議長をもつて充て、評議員は団長の指名により、幹事は評議員の互選によつた。団長は議員団の事務一切を指揮し、議員団を代表し、評議員は重要な事項について評決し、幹事は団長の指揮により団の事務を処理するものとされた。事務局は衆議院内に置かれた。

かくして日本議員団は、その組織の確立とともに、しばしば評議員会を開いて活動を行なうに至つた。一九一一年(明治四十四年)には、六月十一日の評議員会において、貴族院議員の加入を認めて、二名の加入を見、十月十六日の評議員会においては、懸案であつた同盟に対する年拠金を仏貨二千五百フラン(邦貨約千円)と決定した。同盟会議に対する議員の派遣、同盟会議における重要議事事項についての日本議員団の態度決定等についても協議、決定が行なわれている。

両度の世界大戦による同盟の活動中断後、各国議員団はそれぞれ団の再組織を行なうのであるが、第一次大戦終了後、日本議員団は、一九二二年(大正十一年)三月二十三日の各派協議会において、従来の規約の踏襲、団長、副団長、評議員の決定等再組織を行なつた。

しかし、日本議員団は衆議院側だけで組織され、貴族院側の正式加入はなかつた。従来、同盟からは、しばしば貴族院側の日本議員団加入について勧誘を行なつてきていたが、一九二七年(昭和二年)十二月十九日の各派協議会において申合わせを行なつたところにより、貴族院側も正式に有志議員加入に決定し、一九二八年(昭和三年)より、貴衆両院議員は日本議員団として同盟会議に出席することとなつた。

これより先、団規約が一部改正され、従来幹事二名は評議員の互選によつていたのを、幹事は一名とし、衆議院書記官長をもつて充てることとされた。

なお、従来の同盟に対する日本議員団の年拠金は、一九二二年(大正十一年)以降は、各国の例に倣い国庫支弁となつたが、その額は、一九二九年(昭和四年)の同盟予算の決定によつて一万八千スイス・フランとなつた。

第二次世界大戦終了後、一九四七年同盟会議がカイロにおいて開催されて以来、毎年同盟会議が開催され、同盟は活発な活動を再開したが、わが国は独立を失つた関係上、議員団の再組織をしなかつたところ、一九五一年(昭和二十六年)に至り、一月二十九日付をもつて、ボアシェ同盟事務総長より幣原衆議院議長及び佐藤参議院議長宛に、「日本議員団の列国議会同盟への復帰を衷心より希望」し、そのための手続等について書簡が寄せられた。

衆参両院においては、同盟復帰について打合わせを行なつたが、当時はいまだ講和条約も結ばれていなかつたので、日本議員団として速やかに再組織を行ない、「同盟に復帰する用意はあるが、講和条約の締結とともに、正式に国際会議に加入して任意に代表者を派遣しうる日の一日も速やかに到来することを待望する」旨の返書を、林衆議院議長より送付した。

これに対し同盟からは、「平和条約締結前でも同盟に参加することは不合理でない」からと復帰を懇請してきたが、一九五一年(昭和二十六年)九月のサンフランシスコにおける平和条約調印後、再び同盟事務総長より衆参両院議長宛に、「日本は既に平和条約の調印を終わつたのであるから、もはや同盟に参加するについてなんらの支障もないであろう」として、今後の会議に日本議員団が積極的に参加するとの回答を得られるよう取計らわれたい旨の書簡があつたので、諸般の準備を終わり次第、議員団を組織し、代表を派遣することとしたい旨の回答を行なつた。

翌一九五二年(昭和二十七年)、同盟事務総長より、五月十四日付をもつて、ベルンにおける第四十一回同盟会議の招待状を送付した旨の通知とともに、日本議員団再組織についての懇請があつた。右の招待状も別途受領したので、衆参両院においては、再三協議を行なつた結果、それぞれ七月三十一日及び八月一日、議院運営委員会において第四十一回同盟会議に日本議員団を派遣することを決定した。

これに伴つて、八月二十五日、日本議員団規約を改正し、再組織を終え、十一月十三日同盟への正式加盟手続を終了した。

改正規約により、日本議員団は、衆参両院の有志議員をもつて組織され、衆参両院議長のうちより団長を、団長とならなかつた議長を顧問とし、両院の副議長を副団長とし、評議員十六名、幹事二名を置いて役員としたが、評議員は団長の指名とされ、その割振りは衆議院十名、参議院六名と協議決定された。幹事は両院の事務総長をもつて充てることとされた。このようにして日本議員団は再組織を完了したが、衆参両院の全議員中、共産党のみは当初加入しなかつたところ、一九五七年(昭和三十二年)三月、その加入をみて、日本議員団は衆参両院の全議員により構成されることとなつた。同規約はその後、一九六〇年(昭和三十五年)及び一九六三年(昭和三十八年)一部改正され、評議員の数は二十名となり、その割振りは衆議院十二名、参議院八名となつている。

なお、日本議員団の同盟に対する分担金は、一九六二年同盟評議員会の決定に基づき、三万スイス・フランとなつている。

衆議院においては、列国議会同盟の目的達成に資するため、衆議院議員が常時必要な調査研究を行なう機関として、昭和三十七年八月三十一日、列国議会同盟関係調査委員会が設けられた。

日本議員団規約については、付録(八)(一六二頁)を、同盟会議出席者については付録(六)(一〇七頁)を、更に各年度における同盟の会議の詳細及び日本議員団の出席、討論状況等については、各会議終了後事務局から発行されている「同盟会議の概要」及び「春季会議の概要」を参照されたい。

(二) 日本議員団の活動

(イ) 第四十九回列国議会同盟会議

日本議員団の活動については、何よりもまず、一九六〇年(昭和三十五年)九月二十九日(木)より十月七日(金)まで、東京において国会議事堂を会議場として開催された第四十九回列国議会同盟会議について述べなければならない。その経緯についてみれば、同盟会議の東京開催については、既に古くよりその議があり、明治三十九年十月一日の同盟加盟に関する議員有志の会合において、明治四十五年においては同盟会議を日本に開くべきことを同盟に提議することとの決議を行なつている。しかしこの決議は、日本議員団の同盟加盟に際しても実現されなかつた。

一九三八年(昭和十三年)ヘーグにおいて開催された第三十四回同盟会議に派遣の日本代表団の牧野団長は、八月二十二日の一般討論演説中において、一九四〇年はわが国紀元二千六百年に当たるので、これを記念したい希望から、同年度の同盟会議を東京に開催したい旨の発言を行ない、また同日開会の同盟評議員会においては、笠井評議員より同様の招請を行なつた。一九三九年(昭和十四年)四月、執行委員会はニースにおける会議でこの問題について討議したが、国際情勢の重大化に伴い、一九四〇年(昭和十五年)に同盟会議を東京に開き、数カ月にわたり長途の旅行をする可能性は殆んどないとの意見に一致し、東京会議招請を延期されたい旨の書簡が、ウィアール同盟評議員会議長より小山衆議院議長宛に送られたため、遺憾ながらこれに同意する旨の回答が同年七月二十六日付にて行なわれた。

第二次世界大戦終了後、日本議員団が同盟に復帰して数年を出でない一九五五年(昭和三十年)、同盟春季会議が四月十二日より六日間ローマにおいて開かれ、一九五六年(昭和三十一年)度の同盟会議をアジアにおいて開催する件につき決定することとなつたが、わが国よりの代表派遣は行なわれなかつたので、一九五五年一月十七日付をもつて、ブローネー同盟事務総長より松永団長宛、一九五六年度第四十五回同盟会議を東京に招致する意思があるかどうかについて照会が行なわれた。衆議院は、たまたま一月二十四日解散となり、日本議員団の活動も困難な状態であり、かつは回答の期限もあつた関係上、日本からの同盟会議招致は希望しないものとして取扱われた。

以上のような経緯を背景として、一九五八年(昭和三十三年)一月二十四日、ブローネー事務総長より益谷団長宛、一九五七年(昭和三十二年)十二月パリで開催された執行委員会において、一九六〇年(昭和三十五年)度第四十九回同盟会議はアジアにおいて開催することとし、その候補地としては東京が全会一致にて選ばれたので、これに対する日本議員団の意向について回答ありたい旨の書簡が寄せられた。

日本議員団は、一九五八年(昭和三十三年)二月二十一日評議員会を開催し、本件について協議したところ、第四十九回同盟会議を一九六〇年東京に招致することに全会一致をもつて決定した。右の決定に基づき、三月四日、益

谷団長名をもつて同盟会議招致の正式書簡を送付するとともに、三月二十五日より三十日まで、ジュネーブにおいて開催の同盟春季会議に代表団を派遣し、打合わせを行なうこととなつた。

同年三月三十日開会の第八十二回同盟評議員会において、日本議員団代表の園田評議員は、一九六〇年に第四十九回同盟会議を東京に招致したいとの日本議員団の申込みを行なうとともに、東京招致の手続として同盟との間に協定を結ぶ用意のあることを表明し、討議に付された結果、一九六〇年における第四十九回同盟会議東京開催は、同盟評議員会において全会一致をもつて可決されたのである。

日本議員団は、七月七日評議員会を開催し、第四十九回同盟会議東京開催に関し、同盟との間に結ぶべき協定案につき協議したが、第四十七回同盟会議の開催されるリオデジャネイロにおいて該協定を結ぶことを決定したので、同会議に派遣の日本代表団団長南條衆議院議員は、星島団長の委任により、七月二十八日、コダチ・ピサネリと同盟評議員会議長との間に協定の調印を行なつた。

更に同会議の際開会された第八十三回同盟評議員会において、第四十九回同盟会議の日本議員団からの招請について討議が行なわれ、荒舩評議員の発言により、同会議の日取りについては大体九月末と決定されたが、一九五九年(昭和三十四年)四月、ニースにて開催の第八十四回同盟評議員会において、宮澤評議員の提案(日本代表団携行案)により、第四十九回同盟会議の期日は、一九六〇年九月二十九日(木曜日)から十月七日(金曜日)までと確定された。

これよりさき、一九五九年二月二十七日の衆議院議院運営委員会理事会及び三月十八日の参議院議院運営委員会において、東京会議準備に関し、衆参両院の議院運営委員会の委員長、理事、庶務小委員長及び事務総長によつて構成される列国議会同盟会議準備委員会を設け、その下に委員会事務局を置いて必要な事務を処理し、また各省庁連絡会を準備委員会の下に置いて、各省庁の所管に属する事項につき連絡協議を行なうこととした。

同年七月八日、加藤、松野両院議長より岸内閣総理大臣宛に、東京会議期間中及び開催準備期間中における臨時国会召集等の政情に対する特別配慮方、及び予算措置並びに各省庁の協力体制について閣議決定の取計らい方を依頼した。また各省庁に対しては、同日、鈴木、河野両院事務総長より便宜供与方を依頼した。七月十七日に至り、内閣官房長官より衆参事務総長宛、同日の閣議において、「昭和三十五年九月、東京において開催される第四十九回列国議会同盟会議に対し、関係各行政機関は、その開催に関し協力するとともに、所要の便宜を供与するものとする。」との閣議決定が行なわれた旨通知があつた。

準備委員会事務局は、この間、累次の会議を重ねて、準備事務を進めるとともに、七月二十四日には各省庁連絡会が開かれた。

同年八月末、ポーランドのワルシャワにおいて開催された第四十八回同盟会議中、会議列席の日本議員団は同盟と交渉を行ない、日本議員団と同盟との間の協定の細部(第二項及び第三項等)につき協議決定を行なつた。

右の交渉の結果、協定第二十二項に基づき、同盟事務局より日本議員団に対し、同盟事務局よりダグラス事務次長補が十月二十日より同二十八日まで来日し、東京会議開催準備について打合わせが行なわれた。

また東京会議の経費としては、昭和三十五年三月末成立した昭和三十五年度予算において、九千五百七十一万八

千円が計上された。

昭和三十五年四月十九日より同二十四日まで、アテネにおいて、東京会議の準備会議ともいうべき春季会議が開催されたが、日本議員団は、四月七日及び十一日、春季会議に提出する「核実験の禁止と軍縮促進に関する決議案」を決定し、代表団がこれを携行した。

右春季会議においては、四月二十日、二十一日及び二十二日開会の軍備縮小委員会において、種々討議が行なわれたが、日本議員団提出決議案は、英国案、ソ連案とともに骨子となり、核実験の禁止に関する国際協定及び一般軍縮の国際管理機関の設置に関する国際協定を速やかに締結し、かつ、宇宙空間の軍事的利用の禁止、無警告攻撃の防止、核物質の製造、使用の管理に関する研究を行なうことを各国に勧告する決議案が採択され、また、他の委員会において採択された決議案とともに、同盟評議員会の承認を経て、東京会議の議題として決定された。

越えて六月十六日、日本議員団は、同盟加盟国五十八ヵ国中、議員団としての活動を停止していた四ヵ国を除いた各国に対し、有力な代表団を派遣されたいとの五月三十一日付招請状を発送した。

この間に日本議員団の準備は進捗し、同盟事務局員の来日と相まつて、九月十五日より議事堂内に報道事務室が開設され、東京国際空港には九月二十五日より日本議員団連絡事務所が、また九月二十七日よりは、議事堂内における受付案内所が執務を開始した。

会議場としては、同盟の伝統により国会議事堂が使用されたが、開会式場には参議院本会議場が、同盟本会議場としては衆議院本会議場があてられ、後者には同盟の公用語である英語及び仏語、開催地国語である日本語、及び露語並びにスペイン語の同時通訳施設が設けられた。同盟評議員会室には衆議院第一委員室があてられ、ここにも上記の同時通訳施設が設けられた。調査委員会室としては参議院委員室二室がこれにあてられた。

議事堂内における施設は、二階各室の大部分及び三階の一部が会議のために使用されたが、その主なものを列挙すると、クローク、受付案内所、代表控室、代表執筆室、代表会合室、代表口述室、報道事務室、記者室及び記者会見室、同盟会議議長室、同盟評議員会議長室、同盟執行委員会室、同盟事務総長室、同盟事務局並びに各国議会事務総長会用室、食堂、喫茶室、郵便、電報電話局、銀行、旅行観劇案内所、写真店、売店及び買物相談所、バス、タクシー案内所、医務室及び日本議員団事務室等であり、特に同盟会議期間中、中央玄関が使用された。議事堂前庭には参加各国の国旗掲揚ポールが建てられ、議事堂塔屋は夜間照明によつて会期中その光彩を添えた。

日本議員団の接伴としては、日本議員団主催レセプション（総理官邸）、内閣総理大臣主催レセプション（椿山荘）、内閣総理大臣主催レセプション（総理官邸）、皇居内における園遊会、日光小旅行、東京都知事主催レセプション（赤坂プリンスホテル）、歌舞伎観劇（歌舞伎座）及び衆参両院議長主催レセプション（尾崎記念会館）のほか、参加各国代表の同伴夫人及び家族のためには、特に別個のプログラムにより、都内見物、日本人形展参観（高島屋）、ミュージカル・ショー見物（国際劇場）、日本美術鑑賞（国立博物館）、きものファッション・ショー及び日本工芸美術展参観（三越）及び生け花、茶の湯の会（八芳園）及び昼食会等を実施した。

また会議後の国内観光のため、関西地方及び箱根周遊の三案を日本交通公社の斡旋により実施せしめた。

参加代表の宿舎としては、帝国ホテル、第一ホテル新館、銀座東急ホテル、ホテル・ニュージャパン及び丸ノ内

ホテルを予約、九月十九日オランダ航空チャーター機にて来日の七カ国、四十九名の代表及び家族を初めとして、その斡旋を行なつた。

以上が日本議員団の行なつた会議のための準備並びに実施の大要概略であるが、これらを行なうため、先に設けられた列国議会同盟会議準備委員会は、九月二十七日より、第四十九回列国議会同盟会議実行委員会に改組された。委員数は三十名、委員長は周東英雄衆議院議院運営委員長、副委員長は斎藤昇参議院議院運営委員長であつた。また第四十九回列国議会同盟会議婦人接伴委員会が設けられた。接伴委員会は委員数四十名、婦人接伴委員会は二十二名の委員をもつて構成された。接伴委員長は福永健司衆議院議員、副委員長は森元治郎参議院議員、副委員長は戸叶里子衆議院議員であつた。

かくして、参加国四十八カ国、三百七十一名の各国代表とその同伴家族、事務局員等を合わせ、会議参加者数は四百八十二名に達したが、日本議員団からは、日本議員団団長清瀬衆議院議長を代表団団長、議員団副団長中村、平井衆参両院副議長を代表団副団長とする四十四名の代表団が会議に参列した。

同盟会議開会に先立ち、前々日たる九月二十七日（火曜日）には、第一一八回執行委員会が、前日たる二十八日（水曜日）には同盟評議員会が恒例により開催された。

同盟会議開会式は、九月二十九日（木曜日）午前十時より、天皇、皇后両陛下をお迎えし、式場を埋める各国代表、各国大公使をはじめとする多数の参観者の見守るうちに、厳粛裡に挙行された。

天皇、皇后両陛下は、同盟評議員会議長、衆参両院議長及び同盟事務総長等に先導されて開会式場に入られ、御座におつきになるや、国歌「君が代」が奏せられ、続いて、天皇陛下よりお言葉をたまわつた。ついで、日本議員団清瀬団長より歓迎の辞が述べられ、また池田内閣総理大臣の挨拶があつた後、ピサネリ同盟評議員会議長が同盟を代表して、天皇、皇后両陛下の御臨席に対し深甚なる感謝の意を表し終わると、両陛下は、全員起立してお見送りするなかを退出された。

各国代表は、開会式後、本会議場に移つた。会議は、まずピサネリ同盟評議員会議長の開会宣言に始まり、衆議院議長清瀬日本議員団団長が同盟会議議長に選出され、挨拶を行なうとともに、会議副議長が決定され、ついで今会議より同盟に復帰したカナダ代表の挨拶、国連代表の挨拶等があつて、日程第二の一般討論に入つた。

一般討論は、九月三十日午後をもつて終了したが、この間の発言者は六十数名に達した。日本議員団からは、周東英雄、鹿島守之助両代表が討論を行なつた。小坂外務大臣は九月三十日午後の一般討論の間に演説を行なつた。

翌十月一日からは、「原材料の国際的分配制度を改善する方法及び原材料と製品との価格関係」（日程第四）、「軍備縮小問題の現在と将来」（日程第五）、「アジアにおける議会民主主義の将来」（日程第六）に関する決議案の審議に入るかたわら、各調査委員会が開かれ、各国よりの決議案に対する修正案或いは新提案等が審議された。

日本議員団からは、本会議日程第四について栗山良夫代表及び木下哲代表、日程第五について福永健司代表、日程第六について下平正一代表が討論を行なつたが、日程第五「軍備縮小問題の現在と将来」に関する第一の決議案については、長谷川四郎代表は、英国ロングデン議員とともにその共同報告委員となつた。

更に日程第三において、執行委員会委員の定数を九名から十一名に増加する旨の同盟評議員会の二決議案が審議採択され、新しい執行委員の選挙が行なわれるとともに、任期満了により退任する執行委員二名の後任として、アルゼンチンの代表とともに同盟評議員会の推薦をうけた日本議員団福永健司同盟評議員は、本会議においても全会一致で承認され、ここに日本議員団は、その同盟加盟以来初めて執行委員を送ることとなつたのである。

十月七日、会議最終日午前の会議においては、審議を行なつてきた各決議案、要請案等について採決が行なわれ、「原材料価格と製品価格との関係」に関する一決議、「軍備縮小問題の現在と将来」に関する二決議、「アジアにおける議会民主主義の将来」に関する一決議及び「植民地主義及び人種的差別に関する問題」に関する一決議並びに同盟規約第十七条の改正に関する決議が採択されるとともに、次回同盟会議までの同盟評議員会の構成が伝達された。

同日午後の会議においては、清瀬同盟会議議長より挨拶が行なわれ、ついで、英、ソ、米、豪、伯、印及びベルギーの各代表から、日本議員団の行なつた同盟会議の準備とその歓待について心からの感謝と賛辞が述べられ、最後に、ピサネリ同盟評議員会議長の挨拶並びに会議終了の宣言があつて、第四十九回列国議会同盟会議はその幕を閉じた。

またこの間には、各国議員団幹事会議及び各国議会事務総長会も開催された。最後に、第一一九回執行委員会は、十月七日同盟会議終了直後に開会、午後五時四十分その審議を終えて閉会、ここに東京会議のすべての行事を終了したのである。

なお、東京会議の詳細については第四十九回列国議会同盟会議報告書を参照されたい。

(ロ) 第四十九回東京会議以後の活動

第四十九回東京会議以後においては、同会議においてはじめて同盟執行委員を送つたこともあつて、日本議員団の活動は飛躍的にその重要性を増した。別項(六二頁参照)に述べるアジア地域会議の例はその一つであるが、日本議員団は、一九六〇年度に核実験禁止に関する決議案を出したと同様、一九六一年四月、ジュネーブにおいて開催の春季会議に、「世界の平和維持のため国連活動の強化を促す決議案」を提出した。

日本議員団提出決議案は、アラブ連合、ソ連及び英国提出の三決議案とともに、政治軍縮委員会よりの付託により、日本、アラブ連合、英国、ソ連、フランス、ポーランド、ユーゴースラビア、レバノン及び米国の九カ国より成る国連強化決議案起草委員会において、二日間にわたる激論の後、日本案を広範囲にとり入れた統一決議案(日本案の前文主旨の大要、国連憲章の改訂、国際司法裁判所の活用その他を含む)として採択された。

本決議案は、第五十回ブラッセル会議において審議され、修正の後、決議として採択された。

一九六一年における第五十回同盟会議は、ブラッセルにおいて九月十四日より開会されたところ、その開会直前ともいうべき八月末に至り、突然ソ連により核実験再開の声明が発表せられるとともに、続いてその実験が行なわれた。これに対応して米国も核実験を再開したが、わが日本議員団は、この事態に対処するため、左の核実験停止に関する決議案を携行して会議にのぞんだ。

核実験停止に関する決議案(日本議員団提出)

第五十回列国議会同盟会議は、

最近行なわれた核実験再開の声明を遺憾とし、

核実験及びその結果に関して世界各国民が示した深刻な憂慮に留意し、

累次の同盟会議において採択された核実験停止に関する諸決議にかんがみ、

一、各国に対して核実験の実施をさし控えることを要請し、

二、関係各国に対し、有効なる国際的管理を伴う核実験停止に関する協定を早急に達成するため、あらゆる努力をつくすことを要請する。

同盟会議開会に先立つて九月十二日開会された第一二二回執行委員会において、福永執行委員は、決議案の提案理由の説明を行ない、審議が行なわれたが、全会一致をもつて同盟評議員会に上程方が決定された。続いて翌九月十三日の第八十九回同盟評議員会においては、福永評議員より同様の説明が行なわれ、審議の結果、賛成五六票対反対〇票、棄権一二票をもつて日本案を本会議に上程することとなつた。その後、アルゼンチン議員団との間に、話し合いが行なわれ、決議案は日ア共同提案となつたが、その内容においては殆んど日本案が生かされており、本会議に上程の後、九月二十二日の表決においては、三七九票対八七票、棄権一〇票をもつて決議として採択された。決議は左の通りである。

核実験停止に関する決議（日本及びアルゼンチン共同提案）

第五十回列国議会同盟会議は、

核実験の再開は人間の生命に対する真に決定的ともいうべき危険であり且つ平和への重大な脅威であることを考慮し、

累次の同盟会議において採択された核実験停止に関する諸決議にかんがみ、

一、各国に対して核実験の実施をさし控えることを要請し、

二、関係各国に対し、有効なる国際管理を伴う核実験停止に関する協定を早急に達成するため、あらゆる努力をつくすことを要請する。

一九六二年度春季会議には、日本より、議会及び法律委員会の議題となつた「宇宙法―現在の問題と将来の展望」に関して、「宇宙法に関する小委員会」を同盟内に設置することを内容とする覚書を提出した。これはまず法律小委員会において審議、さらに議会及び法律委員会においても検討が加えられたが、日本案に基づき「宇宙法に関する小委員会」の設置が決定された。小委員会は、日本（福永健司委員）をはじめ、チェコスロバキア、オランダ、米国、ソ連、フランス、ガーナ、英国及びオーストリアの九カ国委員より成り、一九六三年二月末、ジュネーブに最初の会合を開き（ガーナ及びオーストリア欠席）、三日間にわたり審議を続けた結果、東西の歩みよりによつて、宇宙法に関する決議案を採択した。この決議案は、同年四月、ローザンヌにおける春季会議においても異議なく承認され、九月のベオグラード会議において、全会一致をもつて決議として採択された。

一九六三年度春季会議においては、政治軍縮委員会の議題となつた「全面的完全軍縮に至る第一歩としての非核武装ならびに軍備制限地帯の設置」につき、福永健司委員より、これら地帯の設置に劣らず有効なる第一歩としての核実験停止の問題について考慮を促す討論を行ない、日本の主張の取り入れられた決議案が採択され、ベオグラード会議において決議として成立した。

一九六四年度の、スイスのルッェルンで開催された春季会議においては、日本議員団の提出した「国連憲章と活動方法を拡大された国際社会の要求に合致させること」に関する覚書を敷衍して、政治軍縮委員会において福永健司委員から討論を行ない、人類が宇宙時代への第一歩を印した今日、人類社会の福祉の永続的増進を得るために は、宇宙法とともに、人類の生存する共通の場である地球そのものの管理計画、すなわち地球法を制定して、戦争の絶滅を期すべきである旨強調したところ、豪州代表その他より賛意の表明が行なわれた。本件は、コペンハーゲン会議において決議として成立した。

なお、一九六四年度ルッェルンにおける春季会議の経済及び社会委員会において、加藤シヅエ委員は、「世界経済における不均衡に対する闘い」の問題中、世界の人口問題の現状及びその解決について討論を行なつた。同委員は、本委員会の副委員長の一人として選任され、一九六五年のダブリン及び一九六六年のキャンベラにおける春季会議においても副委員長として再選された。

一九六五年、アイルランドのダブリンにおける春季会議には、日本議員団は、「核兵器の非拡散」及び「人口問題及び来たるべき国連世界人口会議」に関し、それぞれ覚書を提出した。前者については、本年が国連創設二十周年に当たるところから総括議題として特に追加された国連内における現在の危機の問題に関し、福永健司委員より日本議員団提出覚書を敷衍して、宇宙時代の今日においては、世界情勢における矛盾を克服し、地球上より戦争を絶滅すべきであり、そのためには核実験の全面禁止を達成し、核拡散防止のための第二の国際条約を締結し、国連をして真の平和維持機構として活動せしめるよう改善強化すべきである旨の討論を政治軍縮委員会において行なつた。後者については、経済社会委員会において加藤シヅエ委員が、人口問題と経済的社会的開発との関係の重要性並びに日本の本問題に関する経験に言及した後、国連が、人口問題の分野において、その事業計画と機構の画期的な強化拡充を行なうことを要請する旨発言した。

オーストラリアのキャンベラで行なわれた一九六六年度春季会議には、日本議員団は、「国連憲章に則り地域的安全保障を強化する方法」及び「現在の経済環境における人口趨勢と雇用との関係」の二つの問題について覚書を提出した。地域的安全保障の問題については、政治軍縮委員会審議の劈頭、福永健司委員より覚書を敷衍する演説を行ない、各国代表の討論がこれに続き、山本幸一委員も討論を行なつたが、日本の主張は各国代表の賛意を表するところとなり、わが国のほか、米、英、ソ連等八カ国代表より成る決議案起草小委員会において採択された決議案にも、その主旨が生かされている。本決議案は、テヘランにおいて開催される第五十五回同盟会議において表決に付される。また、人口趨勢と雇用との関係の問題については、経済社会委員会において、加藤シヅエ委員が覚書を敷衍する演説を行なつた。

列国議会同盟の紋章制定について

列国議会同盟は、その紋章の制定について、従前より執行委員会において審議を続けていたところ、一九六一年十一月、パリにて開催の第一二四回執行委員会において、各国議員団の協力により提出された紋章デザイン案の審査を行なつたが、福永健司執行委員の提出したデザイン案の一つが、同年の同盟クリスマスカードに使用されるとともに、更に翌年四月、ローマにおいて開催された一九六二年度春季会議において、第一二五回執行委員会は、福永健司

執行委員の新たに提出した六つの紋章デザインについて審査を行ない、投票の結果、そのうちの一つを同盟の紋章として正式決定を行なつた。この紋章は、同盟旗、バッジとして、或いは文書等に使用されている。同盟旗は、一九六三年度春季会議の際、ローザンヌにおいて、はじめて使用された。左図がその紋章である。

同盟アジア地域会議について

同盟アジア地域会議の結成については、一九六一年三月、日本議員団より衆参両院議員九名よりなる三班の議員団が、地域会議結成に関する各国の意向打診のため、約二週間にわたり、ビルマ、セイロン、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム及びマラヤ連邦に派遣され、またその結果に基づき、福永執行委員の提出した報告に基づいて、同年四月ジュネーブで開催の執行委員会において審議が行なわれるなど、活発な動きが示されたが、この計画の大要について述べれば、その発端は、一九五五年十一月、ニューデリーにおける執行委員会開催の際、ビルマ、セイロン、インド、パキスタン及びタイの五カ国と同盟によつて非公式会議が行なわれたときに始まる。

この会議においては、東南アジア又は特に西アジアをも含めたアジア或いはアフリカまでを範囲とする地域の各国議員団による同盟の地域組織を設立し、共通の問題についての意見の交換等活動を行なうことについて協議が行なわれ、同盟の事業計画中にアジア、アフリカ諸国議員団の地域会議を開くことを加え、援助を与えること、及びアジア諸国議員団の同盟活動の積極的推進の方法等についても討議を行なうとともに、勧告が作成された。

その後、一九五八年、リオデジャネイロにおける第四十七回同盟会議の際行なわれた東南アジア地域議員団の非公式会談の決定に基づき、翌年ワルシャワにおける第四十八回同盟会議の際には、第四十九回東京会議の前に、アジア諸国における議会制度に関する比較的緊急な問題につき予備的討議を行なうため、アジアにおいて円卓会議を開催しようとする意見が提出された。

これは、モスクワにおける第一一五回執行委員会において取上げられ、一九六〇年アテネにおける春季会議の際にアジア議員団円卓会議を行なうこととなつたが、参加議員団少数のため中止された。しかし、政治及び組織委員会においては、第四十九回東京会議に、「アジアにおける議会民主主義の将来」の題目のもとに議事日程に加えることが勧告され、東京会議における決議の採択となつた。

東京会議の間において、アジアにおける地域組織結成の問題につき促進の動きが高まり、この問題は、一九六〇年十二月、ジュネーブにおける第一二〇回執行委員会において、「アジアにおける地域活動について予期しうる発展」として取上げられ、福永執行委員より、「常設の地域機関を作るための共通の計画について各国議員団と協議の結果を、ブラッセル会議において発表したい」との説明に対し、委員会としては、できうればそれよりなお早く、春季会議に報告を求めたいとの決定となつた。

右の決定に即応して、三班の議員団が東南アジア各国に派遣されたのは前述の如くであるが、これより先、福永執行委員は第一二〇回執行委員会よりの帰途、インド等に立寄り、各国との意見調整につとめた。また一九六一年一月、宮澤評議員も、本問題につきインドとの会談を行なつている。

これらの経緯よりして、福永執行委員は第一二一回執行委員会に報告を提出したが、ジュネーブにおける一九六一年度春季会議の際開会の同委員会においては、「アジアにおける地域活動の発展性に関する福永健司氏及びパンディット・クンズル氏の報告」として、本問題に関する審議が行なわれた。

更に一九六一年八月、衆議院議員五名よりなる調査団が、この地域会議の問題について、西アジア及びアフリカの主なる国の意向を調査し、あわせて現に活動している北欧議会同盟並びにベネルックス議会協議会の活動状況について調査するために派遣された。

越えて一九六三年、ベオグラードで開催された第五十二回同盟会議出席の途次、豪州、ニュージーランド、インドネシア、セイロン等の太平洋及び東南アジア諸国を訪問した福永健司衆議院議員を団長とする議員団は、各地においてアジア太平洋地域会議に関する意見の交換を行なつたが、特に、福永団長は、八月二十二日、豪州議員団執行理事会主催のレセプションにおいて、上下両院より議長、与野党幹部をはじめ殆んど全議員の参集した席上、求めにより、「アジアにおいても同盟の地域会議をもつべきであるとの点については、ほぼ意見の一致をみているが、その範囲については、東南アジアという小範囲のものから、西アジア、中近東をも含めた全アジアをその範囲とする意見と、またアジア、アフリカを一緒にしてはという広範囲のもの等各種の意見に分かれているが、アジア、太平洋地域において地域会議をもつことも意義深いのではないかと考える者の一人である」旨の演説を行なつた後、意見を交換し、相互の理解を深めた。

その後、この地域会議の問題に関し引続き調査のため議員団の派遣が行なわれている。

付

録

(一) 列国議会同盟加盟議員団一覧表

（ABC順）

	議員団	加盟年次	規約十条A項投票数	人口（単位百万）	規約十条B項投票数	衆議院（下院）議院定数	衆議院（下院）議員加盟数	規約十条C項投票数	合計投票数
一	アルバニア	一九五五	八	一・六二	一	二一四	二一四	二	二
二	アメリカ合衆国	一八八九	八	一七九・三二	一一	四三五	四三五	二	二二
三	アルゼンチン	一九三三	八	一九・八五	三	一八八	一八八	二	一三
四	オーストラリア	一九五六	八	一〇・五〇	三	一二四	一一七	二	一三
五	オーストリア	一八九〇	八	七・〇六	二	一六五	一六五	二	一二
六	ベルギー	一八八九	八	九・四二	二	二一二	七三	〇	一〇
七	ブラジル	一九二五	八	七〇・九六	八	四〇九	二七九	二	一八
八	ブルガリア	一八九六	八	八・二二	二	四一六	四一六	二	二二
九	ビルマ※	一九四八	—	—	—	五〇	五〇	一	一
一〇	カメルーン	一九六三	八	五・一五	二	五〇	五〇	一	二
二	カナダ	一九六〇	八	一九・五七	三	二六五	一四一	二	一三
三	中央アフリカ（共和国）※	一九六二	—	—	—	—	—	—	—

	議員団	加盟年次	規約十条A項投票数	人口（単位百万）	規約十条B項投票数	衆議院（下院）議員定数	衆議院（下院）議員加盟数	規約十条C項投票数	合計投票数
一三	セイロン	一九四九	八	一一・〇	三	一五七	一三七	二	一三
一四	チリ	一九五八	八	八・二	二	一四七	一九	〇	一〇
一五	コンゴ（レオポルドビル）※	一九六三	—						
一六	チェコスロバキア	一九二二	八	一四・一七	三	三〇〇	三〇〇	二	一三
一七	ダホメ※	一九六三	—						
一八	デンマーク	一八八九	八	四・五八	一	一七九	一七八	二	一二
一九	エチオピア	一九六二	八	二〇・〇	四	二五〇	一八一	二	一二
二〇	フィンランド	一九二〇	八	四・七	一	二〇〇	二〇〇	二	一二
二一	フランス	一八八九	八	四八・六九	六	四八二	八四	二	一四
二二	ドイツ連邦共和国	一八九〇	八	五八・二	七	五一八	五一八	二	一七
二三	ガーナ※	一九五八	—						
二四	イギリス	一八八九	八	五三・六七	七	六三〇	五四一	二	一七
二五	ギリシャ	一八九〇	八	八・三八	二	三〇〇	二一	〇	一〇
二六	グアテマラ※	一九六一	—						
二七	ハイチ※	一九五三	—						

二八	ハンガリー	一八八九	八	一〇・一六	三	三四〇	一二九二	二	一三
二九	アイスランド	一九五一	八	〇・一四	〇	三五	三五	一	九
三〇	インド	一九四九	八	四三九・二三	一二	五一〇	一四一	〇	二〇
三一	インドネシア	一九五二	八	八二・〇	九	二六七	一三八	二	一九
三二	イラン	一九三〇	八	二一・二	四	二〇〇	一五〇	二	一四
三三	イラク※	一九四七	—						
三四	アイルランド	一九二三	八	二・八一	一	一四四	一一七	二	一一
三五	イスラエル	一九五〇	八	二・六	一	一二〇	一二〇	二	一二
三六	イタリア	一八八九	八	五二・八七	七	六三〇	四九三	二	一二
三七	日本	一九〇八	八	九八・六六	九	四六七	四五一	二	一二
三八	ヨルダン	一九六三	八	二・〇一	一	六〇	六〇	一	一〇
三九	韓国	一九六四	八	二七・〇	四	一七五	一七五	二	一四
四〇	クウェイト	一九六四	八	〇・三八	〇	六二	三一	一	九
四一	ラオス	一九五六	八	三・〇	一	五九	五九	一	一〇
四二	レバノン	一九四五	八	一・二	一	九九	一二	〇	九
四三	リベリア	一八八九	八	二・五	一	三六	三六	一	一〇
四四	リビア	一九五八	八	一・五五	一	九一	五九	一	一〇
四五	ルクセンブルグ	一九三六	八	〇・三一	〇	五六	五六	一	九

議員団	加盟年次	規約十条A項投票数	人口（単位百万）	規約十条B項投票数	衆議院（下院）議員定数	衆議院（下院）議員加盟数	規約十条C項投票数	合計投票数
四六 モナコ	一九四八	八	〇・二二	〇	一六	一六	一	九
四七 モンゴリア	一九六二	八	一・一二	一	二六七	一九四	二	一一
四八 モロッコ※	一九六四	—	—	—	—	—	—	—
四九 オランダ	一八九〇	八	一二・四一	三	一五〇	九〇	二	一三
五〇 ニュージーランド	一九五九	八	二・五二	二	八〇	八〇	一	一
五一 ニカラグア	一九六五	八	一・五	一	五四	?	?	?
五二 ナイジェリア※	一九六一	—	—	—	—	—	—	—
五三 ノールウェー	一八九〇	八	三・七〇	一	一五〇	一三五	二	一一
五四 パキスタン	一九四八	八	九三・八〇	九	一五六	一二六	二	一九
五五 パナマ	一九五八	八	一・〇	一	五三	四	〇	九
五六 パラグアイ	一九五八	八	一・八〇	一	六〇	四一	〇	一〇
五七 ペルー	一九五六	八	一一・八五	三	一四〇	一六	〇	一一
五八 フィリピン	一九二四	八	三〇・〇	五	一〇四	一〇四	〇	一五
五九 ポーランド	一九二一	八	三一・五五	五	四五八	三二九	二	一五
六〇 ルーマニア	一八九一	八	一九・〇二	三	四六五	四一〇	二	一三
六一 スペイン	一八八九	八	三〇・九四	五	五九五	三一二	二	一五
六二 セネガル	一九六三	八	三・一	一	八〇	八〇	一	一〇
六三 シエラ・レオーネ	一九六三	八	三・〇	一	七四	七四	一	一〇
六四 ソマリア	一九六三	八	四・七	一	一二三	一二三	二	一二
六五 スーダン※	一九五四	—	—	—	—	—	—	—
六六 スエーデン	一八九〇	八	七・六九	二	二三一	二三一	二	一五
六七 スイス	一八九一	八	五・八	二	二〇〇	一二二	二	一三
六八 シリア※	一九四五	—	—	—	—	—	—	—
六九 タイ	一九五〇	八	二四・〇	四	一六〇	一六〇	二	一六
七〇 チュニジア	一九五七	八	四・〇	一	九八	九八	一	一〇
七一 トルコ	一九一〇	八	三一・三九	五	四五〇	四〇三	二	一五
七二 アラブ連合	一九五八	八	二六・〇五	四	三六〇	三六〇	二	一四
七三 ソビエト連邦	一九五五	八	二二九・〇	二二	七九一	七九一	二	二二
七四 ベネズエラ	一九五九	八	七・二	二	一七九	一七九	二	二二
七五 ベトナム共和国※	一九五七	—	—	—	—	—	—	—
七六 ユーゴースラビア	一九一九	八	一九・五二	三	六七〇	五九二	二	一三

※印は同盟活動を停止中のもの。

(二) 列国議会同盟会議一覧表

回数	年次	開催地	参加国数	代表者数	議長
一	一八八九	パリ	九	九六	ホワイティング、ジュール・シモン、フィリップ・スタンホープ
二	一八九〇	ロンドン	一一	一一八	ハーシェル卿、フィリップ・スタンホープ
三	一八九一	ローマ	一七	一九二	ビアンチェリー
四	一八九二	ベルン	一二	一一三	ゴバ
五	一八九四	ヘーグ	一五	一五二	ラフセン
六	一八九五	ブラッセル	一五	八四	デスキャンプス男爵
七	一八九六	ブダペスト	一五	四四一	フォン・シラージ
八	一八九七	ブラッセル	一二	二〇〇	ベールナールト
九	一八九九	クリスチャニア	一八	四六八	ジョン・ルンド、ホースト
一〇	一九〇〇	パリ	一九	二七五	ファリエル、ベールナールト
一一	一九〇三	ウィーン	一六	二九四	フォン・プレンナー男爵
一二	一九〇四	セントルイス	一五	一九七	バーソールド
一三	一九〇五	ブラッセル	一七	二六四	ベールナールト
一四	一九〇六	ロンドン	二四	六一七	ウェアデール卿
一五	一九〇八	ベルリン	一八	六一〇	ショーネヒ・カロラス公
一六	一九一〇	ブラッセル	一九	三九三	ベールナールト
一七	一九一二	ジュネーブ	一八	一七〇	ゴバ
一八	一九一三	ヘーグ	一九	二八二	ティデマン
一九	一九二一	ストックホルム	一二	一二一	アデルスウェルト男爵
二〇	一九二二	ウィーン	二六	三一三	マタヤ
二一	一九二三	コペンハーゲン	二六	四二七	モルテセン
二二	一九二四	ジュネーブ	二六	二一一	ド・ムーロン
二三	一九二五	ワシントン	四一	二九〇	ウイリアム・マッキンレー、ベルクール
二四	一九二七	パリ	三三	四四〇	ポール・ドゥーメル
二五	一九二八	ベルリン	三八	四七五	ワルター・シューキング
二六	一九三〇	ロンドン	三二	四三九	サザーランド公爵
二七	一九三一	ブカレスト	二〇	一五三	ポンペイユ
二八	一九三二	ジュネーブ	二七	一二八	カルトン・ド・ウィアール伯爵
二九	一九三三	マドリード	二七	一五一	ベスティロ
三〇	一九三四	イスタンブール	一八	一七七	ハサン・ベイ
三一	一九三五	ブラッセル	二〇	二四一	カルトン・ド・ウィアール伯爵

回数	年次	開催地	参加国数	代表者数	議長
三二	一九三六	ブダペスト	二二	三四〇	ラング男爵
三三	一九三七	パリ	二四	三七六	マリオ・ルスタン
三四	一九三八	ヘーグ	二五	三一五	ボンガート
三五	一九三九	オスロ	二二	三〇四	イバル・ルッケ
三六	一九四七	カイロ	二四	一七三	ハエカル・パシャ
三七	一九四八	ローマ	三八	三六六	スフォルツァ伯爵
三八	一九四九	ストックホルム	二五	二一二	ゲオルグ・アンドレン教授
三九	一九五〇	ダブリン	三四	一九八	フランク・フェイ博士
四〇	一九五一	イスタンブール	三二	二〇九	ジハット・ババン
四一	一九五二	ベルン	三四	二九四	エイモン・ド・セナルクレンス
四二	一九五三	ワシントン	二九	二〇〇	ホーマー・ファーガソン
四三	一九五四	ウィーン	三七	三三一	バーソールド・ステュルク
四四	一九五五	ヘルシンキ	三九	三五六	レナルト・ヘルヤス
四五	一九五六	バンコック	三九	二二八	プラ・プラチョンパチュァヌク大将
四六	一九五七	ロンドン	四八	四二六	マルコム・ストダート・スコット大佐
四七	一九五八	リオデジャネイロ	四五	二八〇	ラニエリ・マジリ
四八	一九五九	ワルシャワ	五〇	四八三	オスタップ・ドルスキー
四九	一九六〇	東京	四八	三七一	清瀬一郎博士
五〇	一九六一	ブラッセル	五一	四三四	モーリス・デステネイ
五一	一九六二	ブラジリア	四七	三一三	ラニエリ・マジリ
五二	一九六三	ベオグラード	五八	四四八	ヨーザ・ウィルファン
五三	一九六四	コペンハーゲン	六六	五三六	ポール・ハンセン
五四	一九六五	オタワ	六〇	四三五	J・M・デシュロール

(三) 列国議会同盟会議議決事項

第一回会議における決議(一八八九年―パリ)

(一) 義務的仲裁裁判普及に関する決議
(二) 米仏、米伊、米西間の義務的仲裁裁判条約締結に関する決議
(三) 各国間に締結の通商条約、著作権条約その他の条約中に義務的仲裁裁判適用条項挿入に関する決議
(四) 仲裁裁判所設立に関する決議
(五) 議会同盟総会を毎年同盟国に開催し、次回総会開催地としてロンドン選定に関する決議
(六) 議会同盟委員会は次回総会の準備並びに紛争国間における斡旋、調停の労を執ることに関する決議
(七) 議会同盟員たる議員は国際平和及び仲裁裁判のため努力すべきことに関する決議

第二回会議における決議(一八九〇年―ロンドン)

(一) 米合衆国仲裁裁判条約加入に関する決議
(二) ノールウェー、スペイン、イタリアの仲裁裁判加入に関する決議
(三) 仲裁裁判条約改訂並びに平和的紛争処理方法適用奨励に関する決議
(四) 仲裁裁判条約改訂まで通商条約中に仲裁裁判条項挿入に関する決議
(五) 列国議会同盟委員会組織に関する決議
(六) 次回総会開催地としてローマ選定に関する決議

第三回会議における決議(一八九一年―ローマ)

(一) すべての議院制度の国家が欧州国際会議に将来代表者を派遣することに関する決議
(二) 列国議会同盟事務局設置に関する決議
(三) 仲裁裁判所組織案を次回総会に提出することに関する決議

第四回会議における決議(一八九二年―ベルン)

(一) 戦時における海上所有権及び国際公法の確認に関する決議
(二) すべての外交条約中に仲裁約款挿入に関する決議
(三) 仲裁裁判条約改訂につき各議員団は各自議会にその協賛を求むべきことに関する決議

第五回会議における決議(一八九四年―ヘーグ)

(一) 特別委員会を組織し総会準備事務及び国際仲裁裁判組織案を委託することに関する決議
(二) 議会同盟事務局組織改正に関する決議
(三) 平和的紛争処理方法として国際会議随時開催に関する決議
(四) 「コンフェランス・アンテルパルルマンテール」発行に関する決議

第六回会議における決議(一八九五年―ブラッセル)

(一) 国際仲裁裁判規約案改正の必要を認めこれを委員会に付託することに関する決議
(二) 永世局外中立には列強の承認を経るべきことに関する決議
(三) 世界連盟及び国際事務局の設立を便利なりと認める件に関する決議
(四) 仏国政府と米国政府との仲裁裁判条約締結に満足の意を表する件に関する決議

第七回会議における決議(一八九六年—ブダペスト)

(一) 外国人に対し法律上平等の地位を認めることを要求する件に関する決議
(二) 列国議会同盟は特に中立に関する問題を研究すべきことを要望する件に関する決議
(三) 列国議会同盟総会決議実現につき各議員団の努力すべきことを要請する件に関する決議
(四) 国際司法裁判所の組織につき欧州列国と協議すべきことを要請する件に関する決議
(五) 議会同盟総会は英米間の仲裁裁判条約成立に対し満足の意を表する件に関する決議
(六) 規約第六条及び規約第十一条の加除改正の必要を認める件に関する決議
(七) 米国議員団が総会に出席しないことにつき遺憾の意を表する件に関する決議

第八回会議における決議(一八九七年—ブラッセル)

(一) 議会同盟総会は列国が仲裁裁判組織につき協議するを奨励すべきことを要望する件に関する決議
(二) アメリカ議会上院が英米仲裁裁判条約調印に反対したことに対し遺憾の意を表するとともに次回議会において速かに右調印に同意することを希望する件に関する決議
(三) 国際間に紛争問題がある場合には議会同盟事務局は紛争問題に関し各国の意見を徴するため総会を開くべきことの決議
(四) 議会同盟総会はその団員を必要の時期において、殊に仲裁裁判協約の場合において、招集し得べきことを要望する件に関する決議

第九回会議における決議(一八九九年—クリスチャニア)

(一) ヘーグ万国平和会議を継続すべきことを要請する件に関する決議
(二) 国際法法典を次回総会に提出すべきことを要望する件に関する決議
(三) 露国皇帝並びに政府当局者に対し万国平和会議開設の努力に対し感謝の意を表する件に関する決議
(四) 万国平和会議協約に関し、議会同盟総会の審査権を認めることを当然なりと認める件に関する決議
(五) ヘーグ万国平和会議決議案を次回総会において研究すべきことを必要と認める件に関する決議
(六) 戦時における海上貨物非侵害問題に関し一層の審議をなすことを必要と認める件に関する決議

第十回会議における決議(一九〇〇年—パリ)

(一) 戦時における係争国以外の国際間の平和関係に関する決議
(二) 新聞雑誌同盟設立に関する決議
(三) 仲裁裁判条約締結促進に関する決議
(四) ヘーグ万国平和会議における決議の一部修正に関する決議

(五) 英対北アメリカ戦争に際し列国はヘーグ万国平和会議の決議を確守すべきことを申し合わす件に関する決議
(六) 支那擾乱に対する武装干渉の必要に関する決議
(七) ヘーグ万国平和会議未調印国に対し速かに調印を促すことに関する決議

第十一回会議における決議(一九〇三年―ウィーン)

(一) 仲裁裁判条約による国際紛争の調停条項の適用拡張に関する決議
(二) ヘーグ万国平和会議協約第二十七条の改正に関する決議
(三) ベルン総会における各決議案の審議を次回評議員会において行なうことに関する決議
(四) ヘーグ万国平和会議協約第二十七条紛争事件の平和的処理方法適用の拡張を促進すべきことの決議
(五) 軍備縮小問題の研究促進に関する決議
(六) 万国平和会議決議案をなお審議すべき必要を認める件に関する決議
(七) スカンジナビア半島永世中立承認に関する決議
(八) 列国議会同盟事務局設立に関する決議

第十二回会議における決議(一九〇四年―セントルイス)

(一) 日露間戦雲急なるにつき居中調停をなすべきことの決議
(二) ヘーグ万国平和会議における仲裁裁判の条項加除改正に関する決議
(三) 英仏間の仲裁裁判条約締結に関する決議
(四) 列国議会同盟が世界列国間の平和維持に努力すべきことに関する決議

第十三回会議における決議(一九〇五年―ブラッセル)

(一) ベルギー国憲政第七十五年記念に対し祝意を表する決議
(二) 仲裁裁判条約案研究委員会設立の必要を認める件に関する決議
(三) 一八九九年総会より送致の決議案を第二回ヘーグ万国平和会議において審議すべきことを要求する決議
(四) 第二回ヘーグ万国平和会議において仲裁裁判条約に関する露国の原案を再審議すべきことの決議
(五) 極東における戦乱(日露戦役)に対する、大統領ルーズベルト氏の調停に協力し、戦争継続について何等の補助を与えざるべきことの決議

第十四回会議における決議(一九〇六年―ロンドン)

(一) 万国平和会議を永世的かつ定期性のものたらしめ国際法の確立と確保のため理事会をしてこれを研究せしめることの決議
(二) 仲裁裁判条約を第二回ヘーグ万国平和会議において再審議すべき件に関する決議
(三) 前総会議長を列国議会同盟評議員会名誉評議員とすることに関する決議
(四) 仲裁裁判条約中に国家の独立及び個人的利益を確保すべき条項挿入に関する決議
(五) 軍備縮小問題の研究促進を要求する決議
(六) 議会同盟分担金を拠出すべき決議

(七) 戦時国際法規中一部改正に関する決議

第十五回会議における決議(一九〇八年—ベルリン)

(一) 第三回万国平和会議に提出する問題、特に一九〇六年のロンドン総会における懸案を解決すべきことを各国議員団に要望する決議

(二) 確立的義務的仲裁裁判条約締結の必要を認める決議

(三) 居中調停の普及奨励に関する決議

(四) 米国議員バーソールド氏の提案を研究委員会に上程することに関する決議

1 軍備縮小及び国際法規の発展問題

2 国際司法裁判所に関する法規制定に関する決議

(五) 国際為替手形に関する法規制定に関する決議

(六) 戦時国際法中左の諸点につき第三回平和会議の承認を希望することに関する決議

1 戦時禁制品は武器軍需品戦時食糧品にして交戦国に宛てたものとすること

2 戦時禁制品を搭載しない船舶は不可侵とすること

3 個人財産は不可侵とすること

(七) 第三回ヘーグ万国平和会議が国際公法の確保に努力することを希望する決議

(八) 列国議会同盟事務局の組織並びに設備の整つた書記局を設立するため議員団より年拠金を納付することに関する決議

第十六回会議における決議(一九一〇年—ブラッセル)

(一) アルゼンチン、チリ間のマゼラン海峡に関する条約、コンスタンチノープル協約によるスエズ運河、英米間の協約によるパナマ運河は戦時普通法の除外例であることを研究する委員会の設立を希望する決議

(二) 海上法規の整備の必要を認め一般列強にロンドン宣言の調印を希望する決議

(三) 通商上の利益、国際司法裁判所事務に関し一九〇七年の協約を速かに調印することを希望する決議

(四) 海戦法規中一部改正を希望する決議

(五) 列国議会同盟総会にはなるべく多くの国家の列席を要望する決議

(六) 議会同盟の団員の増加に伴つて組織改造委員会に委託して将来の総会の代表組織案を作成せしめること及び該草案は次回の総会の審議に付すべきことの決議

(七) アメリカ議会が最近承認したものと同様の国務委員会を議員団各国にも設立することを希望する決議

(八) ヘーグ事務局は毎年調印国間にて決定した仲裁裁判協約条文を公表し該国政府は該国議会にこれを配付することを希望する決議

第十七回会議における決議(一九一二年—ジュネーブ)

(一) 議会同盟規約第一条、第三条、第四条修正に関する決議

(二) 一九〇八年のベルリン総会の採用した国際仲裁裁判に関する決議を更新することを希望する決議

(三) 仲裁裁判条約の必要的補充として調停事項を挿入すべきことの決議
(四) 陸海軍軍備費の制限に関し一九〇六年のロンドン会議の際発議されかつ採用された希望の改正に関する決議
(五) 戦時における空中輸行に関する問題を軍事上の見地より研究するため七名の委員を設けることに関する決議
(六) 第三回ヘーグ会議が従前より一層よく準備されるよう希望することに関する決議
(七) 列国議会同盟は各国政府が今後仲裁裁判条約を結ぶに当たり各国は互いにその独立、領土保全及び内国の事件に関しては絶対の主権を認む、との前提文を使用すべきことを要求する決議
(八) 第十七回列国議会同盟会議は国際捕獲審検所に関するヘーグ仮条約及びロンドン宣言の承認のため未だ承認しない国家の説明をまたず第十六回会議の希望を更新すると同時にこの意見をもつて政府とともに運動することを同盟の各国議員団に要求する決議
(九) 本会議は将来法律上、科学上又社会上すべての国民に共通の制度の発達を図るため列国をして努力せしめるように本同盟並びに各国議員団の助力及び後援を得る手段を研究することを評議員会に促す決議

第十八回会議における決議(一九一三年—ヘーグ)

(一) 海峡及び運河中立問題調査委員会の報告を承認し、該調査委員会をして即時開明諸国によりて採用されて自余の諸懸案の完全なる解決に役立つ国際条約の確定案を次回列国議会同盟会議に提出せしめる決議
(二) 永世中立に関する条約案の改正に関する決議
(三) 北米合衆国大統領がヘーグ条約調印国政府に対し締結を求めた国際事件の平和的解決に関する協約の原則を列国に紹介し、その一般的適用を容易ならしめようとする決議
(四) 中立国が戦費の借款に応じないように措置することの決議
(五) 国際郵税の均一を期するため研究を進めることを要望する決議
(六) 国際的事業に対しては列国議会同盟会議及び列国議員団が協力すべきことの決議
(七) 第三回平和会議に提出すべき議題の準備に着手していない各国政府をして即時これに着手せしめることを望む決議
(八) 近年における戦役中交戦国双方の戦時の法律及び慣例に関するヘーグ条約違反に対し制裁を加える必要を認める問題を次回平和会議に上程することを宣言する決議

第十九回会議における決議(一九二一年—ストックホルム)

(一) 南米諸国を列国議会同盟に加入せしめるため議員団設立勧告書発送に関する決議
(二) 列国議会同盟と国際連盟とが協同の行為を執ることを要望する決議
(三) 国際労働会議と国際労働局の設立を祝賀し本事業が益々進展することを望む決議
(四) 列国議会同盟規約第五条、第七条、第十条を削除しその他の規約を改訂する決議
(五) 各国が軍備制限に賛同し益々その趣旨を確保することを要望する決議

第二十回会議における決議(一九二二年—ウィーン)

(一) 列国議会同盟規約改訂につき承認を経て次回の列国議会同盟公報にその全文を発表する決議

(二) 少数国民の権利及び信教の自由確保についての植民及び人種問題研究委員会委員長の報告を基礎として少数国民の希望を審議すべきことの決議
(三) 軍備縮小に関するワシントン会議の結果に満足の意を表し世界平和のために該会議の継続を要求する決議
(四) 四海同盟の精神の下に学術研究のため各国が協同的に活動することを要求する決議
(五) 軍備縮小問題について各国が自由に意見を交換してその成果を収めることを要望する決議
第二十一回会議における決議(一九二三年—コペンハーゲン)
(一) 外交政策についての議会の監督に関する法律問題研究委員会の報告を次回総会に提出することの決議
(二) 国際委任統治問題を研究し国際平和維持のために次回総会において本問題を審議する決議
(三) 軍備縮小問題の研究の普及に関する決議
(四) 少数国民の権利義務保護に関し議員団又は国に対してその研究を促し、右に関する提案者の宣言を国際連盟に送致する決議
(五) 欧州における経済財政状態改善のため通商の自由、貨幣価格の調節についての各議員団の協議に関する決議
(六) 国際罹災国民救済会を設立し各国民の相愛相敬の意を発展せしめる決議
(七) 規約第十四条改正の決議
第二十二回会議における決議(一九二四年—ベルン・ジュネーブ)
(一) 外交政策に対する議員の監督権を認め一国外交政策を一部野心家に放任しないことを期する決議

(二) 国際連盟は何時でも委任統治の期間を制限し又は必要な場合に委任統治制度を全廃し得る機能を有することを希望する決議
(三)(a) 国際関係の円滑を妨げるような約款を撤廃するよう通商条約を改めること
(b) 現行税制制度の根本的改正
(c) 税制制度を急進的に改正し通商上の障害を除去し手続を簡単にすること
(d) 旅券制度を廃止し外国旅行者の通行を妨げる警察制度を廃するか又は少なくとも旅行の査証を撤廃すること
と
右の諸件に関する決議
(四) 社会政策問題殊に移民問題研究のため常設委員会を設置することを要求する決議
(五) 軍備制限問題中武器取締に関する原則により国際的にこれを律すると同時に国内法規の制定の必要があること
に関する決議
(六) 次回総会はワシントンに開催すべきことを認める決議
第二十三回会議における決議(一九二五年—ワシントン・オタワ)
(一) 国際間の紛争処理に関する決議
(二) 司法問題調査委員会に関する決議
(三) 常設専任委員会設置に関する決議

(四) 特別専任委員会設置に関する決議
(五) 少数民族問題に関する決議
(六)(1) 隣接国境無防備地帯設置に関する決議
(2) 軍備縮小問題委員会に関する決議
(七) 軍備縮小問題委員会内に専任委員会を設置することに関する決議
(八) 政治組織問題調査委員会に関する決議
第二十四回会議における決議(一九二七年—パリ)
(一) 有害薬品使用禁止問題に関する決議
(二) 欧州関税同盟制度に関する決議
(三) 軍備縮小問題に関する決議
(四) 国際法典編纂問題に関する決議
第二十五回会議における決議(一九二八年—ベルリン)
(一) 現行議会制度の発達に関する決議
(二) 移民問題に関する決議
(三) 国家の権利義務の宣言に関する決議
第二十六回会議における決議(一九三〇年—ロンドン)

(一) 「カルテル」及び「トラスト」の統制に関する決議
(二) パリ不戦条約、安全保障問題に関する決議
(三) 議会制度に関する決議
(四) 少数民族問題に関する決議
第二十七回会議における決議(一九三一年—ブカレスト)
(一) 妊産婦幼児の保護策を講ぜられんことを望む決議
(二) 女子の労働条件改善策の研究を社会人道委員会に委嘱する決議
(三) 各国議員団の活動に関する決議
(四) 同盟規約改正に関する決議
(五) 農業問題に関する決議
(六) 一般軍縮問題に関する決議
(七) 安全保障国際軍備に関する決議
(八) 欧州連邦制度に関する決議
第二十八回会議における決議(一九三二年—ジュネーブ)
(一) 世界法制定に関する決議
(二) 麻薬製造制限に関する決議

(三) 安全保障に関する決議

第二十九回会議における決議（一九三三年―マドリード）

(一) 経済問題に関する決議

(二) 植民地問題に関する決議

(三) 安全保障及び軍備縮小問題に関する決議

(四) 議会制度問題に関する決議

第三十回会議における決議（一九三四年―イスタンブール）

(一) 同盟総会規則第十条改正に関する決議

(二) 安全保障及び軍備縮小に関する決議

(三) 社会政策問題に関する決議

(四) 議会制度の発達に関する決議

第三十一回会議における決議（一九三五年―ブラッセル）

(一) 世界法編纂に関する決議

(二) 武器の製造及び取引に関する決議

(三) 経済及び通貨問題に関する決議

(四) 議会制度問題に関する決議

第三十二回会議における決議（一九三六年―ブダペスト）

(一) 国際商事仲裁調停及び混合裁判所問題に関する決議

(二) 失業及び授職問題に関する決議

(三) 一般財政に対する議会監督に関する決議

(四) 平和と国際連盟に関する決議

第三十三回会議における決議（一九三七年―パリ）

(一) 地域的、特にダニューブ盆地における経済協定に関する決議

(二) 原材料に関する決議

(三) 知識的勤労者の失業問題に関する決議

(四) 議員の兼職に関する決議

(五) 集団安全保障問題と国際連盟規約改正に関する決議

第三十四回会議における決議（一九三八年―ヘーグ）

(一) 植民地資源開発参加に関する決議

(二) 最恵国条項に関する決議

(三) 著作権立法の国際的統一に関する決議

(四) 法律の発議と起草に関する決議

(五) 民族自決の権利に関する決議

第三十五回会議における決議（一九三九年―オスロ）

(一) 国際紛争の平和的解決に関する決議

(二) 中小自作農維持に関する決議

(三) 予算年度に関する決議

(四) 職業教育に関する決議

(五) 和解と仲裁に依頼することに関して各国政府に訴える決議

(六) 避難民問題に関する決議

第三十六回会議における決議（一九四七年―カイロ）

(一) 人口の移住及び移送に関する決議

(二) 戦争被害の賠償及び国際復興に関する決議

(三) 国際法の編纂に関する決議

(四) 旅行施設に関する決議

第三十七回会議における決議（一九四八年―ローマ）

(一) 国際道徳の原則に関する決議

(二) 国連憲章第七十三条及び第七十四条に照らした非自治領の現在の地位に関する決議

(三) 経済の地方的結束及び地方的経済協約に関する決議

(四) 第三十七回会議によつて母子保護に関する討論の結果採択された決議

第三十八回会議における決議（一九四九年―ストックホルム）

(一) 不平等条約に関する決議

(二) 母親及び乳幼児保護に関する決議

(三) 平和の擁護と強化に関する決議

第三十九回会議における決議（一九五〇年―ダブリン）

(一) 一九四九年のジュネーブ協約の批准に関する決議

(二) 飢饉に悩む人々への食糧の供給に関する決議

(三) 不平等条約の改正に関する決議

(四) 歴史教育に関する決議

(五) 非自治領の立法、行政、経済及び社会会議への土着人の参加に関する決議

(六) 児童保護に関する決議

(七) 児童保護に関する決議の補足としてアメリカ代表の提案について会議が採択した動議に関する決議

(八) 平和の維持に関する決議

(九) 永遠の平和の条件に関する決議

第四十回会議における決議（一九五一年―イスタンブール）
(一) 避難民問題に関する決議
(二) 世界食糧の分配に関する決議
(三) 平和宣言に関する決議
第四十一回会議における決議（一九五二年―ベルン）
(一) 予算の議会管理に関する決議
(二) 国家統治権の限界に関する決議
(三) 議会間の国際協力に関する決議
(四) 列国議会同盟と世界議会代表制の研究に関する決議
(五) 執行委員会の委員選挙に関する同盟規約第十七条の補足に関する決議
(六) 列国議会同盟事務総長に対する讃辞
第四十二回会議における決議（一九五三年―ワシントン）
(一) 国際的技術及び財産援助の必要と効果に関する決議
(二) 議会の外事問題における役割に関する決議
(三) 民族自決に関する決議
第四十三回会議における決議（一九五四年―ウィーン）

(一) 国際連合機構の機能に関する決議
(二) 軍備縮小及び安全保障問題に関する決議
(三) 著作権の万国的保護を確保する努力に関する決議
第四十四回会議における決議（一九五五年―ヘルシンキ）
(一) 国家間の真の平和共存のための条件
(a) 共存の法律的及び道徳的原則に関する決議
(b) 現状に照らした集団安全保障に関する決議
(c) 経済分野における国際交流の発展に関する決議
(d) 国際間の接触と理解を増大するための文化交流と個人の自由な交流に関する決議
(二) 列国議会同盟強化に関する決議
(三) 労働力の配分と失業対策に関連した移植民政策に関する決議
(四) 議会における議長の権限に関する決議
第四十五回会議における決議（一九五六年―バンコック）
(一) 同盟規約及び本会議規則一部改正に関する決議
(二) 軍備縮小問題に関する決議
(三) 人権の国際的擁護に関する決議

(四) アジア及びアフリカ諸国諸領土の政治的、経済的並びに社会的開発
(a) 経済機構の方法に関する決議
(b) 経済開発のための国際協力に関する決議
(c) 社会事業に関する国家の責任に関する決議
(d) 教育の普及および国家的発展のため必要な人員の訓練に関する決議
(e) 非自治領による政治的自由の達成における行政権の役割に関する決議
第四十六回会議における決議(一九五七年—ロンドン)
(一) 避難民問題に関する決議
(二) 政府に対する議会の影響力及び監督に関する決議
(三) 原材料価格の安定化に関する決議
第四十七回会議における決議(一九五八年—リオデジャネイロ)
(一) 国際緊張緩和のため首脳者会議召集の必要性に関する決議
(二) 経済開発進行途上にある各国に対する外国公私資金の投資についての原則に関する決議
(三) 平和の強化
(a) 原子兵器及び核実験の問題に関する決議
(b) 国際警察軍設置の可能性に関する決議

(四) 国家間の文化交流及び報道の自由
(a) 民族間の関係改善のための文化協定及びその役割に関する決議
(b) 出版及び報道の自由についての国家的及び国際的諸問題に関する決議
(五) 非自治領における代議制会議体の発達に関する決議
第四十八回会議における決議(一九五九年—ワルシャワ)
(一) 各国首脳者の相互訪問に関する決議
(二) 国際貿易に対する障害の除去に関する決議
(三) 国際安全保障と軍備縮小の問題
(a) 中立問題に関する決議
(b) 軍縮問題解決に役立つ一般的及び地域的対策に関する決議
(c) 好戦的宣伝の防止対策に関する決議
(d) 植民地廃止についての円卓会議に関する決議
(四) 個人の権利擁護における議会の役割に関する決議
(五) 平和と国際間の理解を増進させるための青少年の普遍的教育に関する決議
(六) 非自治領における教育問題に関する決議
(七) 世界観光事業の発展方法に関する決議

(八) 同盟規約第三条改正に関する決議
(九) 同盟本会議規則第六条改正に関する決議
(一〇) 同盟執行委員選挙の手続に関する決議
第四十九回会議における決議（一九六〇年―東京）
(一) 原材料の国際的分配制度を改善する方法及び原材料価格と製品価格との関係に関する決議
(二) 軍備縮小問題の現在と将来に関する決議（二決議）
(三) アジアにおける議会民主主義の将来に関する決議
(四) 植民地主義及び人種的差別に関する問題に関する決議
(五) 同盟規約第十七条の改正に関する決議
(六) 第四十九回同盟会議における新委員二名の選挙についてとるべき手続に関する決議
第五十回会議における決議（一九六一年―ブラッセル）
(一) 地域共同体がとる政策が世界貿易に及ぼす影響に関する決議
(二) 成長過程にある諸国の発展
(a) 低開発諸国及び新しく独立した国々の成長を促進するための経済的分野における国際援助の強化に関する決議
(b) 成長過程にある諸国における教育問題及び職業、科学、技術訓練の諸問題に関する決議

(三) 平和に至る道
(a) 国際緊張の除去及び平和維持に関して国家間の相互関係を導く諸原則に関する宣言
(b) 平和を維持するための国連活動を強化する目的で国連を補強する方法に関する決議
(c) 植民地主義の排除により、非自治領を独立と民主主義に至らせるためにその政治的発展をはかる諸原則に関する決議
(d) 核実験停止決議
(四) 国際機関に対する議会の監督に関する決議
(五) 国際的話し合いのための第五十回列国議会同盟会議のアピール
第五十一回会議における決議（一九六二年―ブラジリア）
(一) 諸大国に対する平和アピール
(二) 法の支配に不可欠な自由に機能する議会に関する決議
(三) 開発途上にある諸国の均衡のとれた経済的、社会的発展を促進するための国際貿易の役割に関する決議
(四) 公務中に公共の利益に反する不正蓄財の罪を犯した者に対してとるべき国際的措置に関する協定案に関する決議
(五) 一般的軍縮をもたらす方法とその必要条件
(a) 国際緊張を緩和させるための措置に関する決議

(b) 緊急事態に対処する国際軍の構成に関する決議
(c) 国家間の紛争解決に関する国際司法裁判所の強制管轄権の全面的受諾に関する決議

第五十二回会議における決議（一九六三年―ベオグラード）

(一) スコピエ市援助に関するアピール
(二) 世界の発展の問題に関する決議
(三) 宇宙法に関する決議
(四) 人種差別に関する決議
(五) 平和の防護
(a) 国際平和と安全保障を維持するための国連活動の効果を増大する方法に関する決議
(b) 全面的完全軍縮に至る第一歩としての非核武装ならびに軍備制限地帯の設置に関する決議
(c) モスクワ協定の後に関する決議

第五十三回会議における決議（一九六四年―コペンハーゲン）

(一) 故パンディット・ネール哀悼決議
(二) 世界経済における不均衡に対する闘いに関する決議（二決議）
(三) 国際緊張緩和から平和へ
(a) 全面的軍縮を目的としてとり得べき措置に関する決議

(b) 国連憲章と活動方法を拡大された国際社会の要求に合致させることに関する決議
(四) 教育問題と文盲解消の闘いに関する決議
(五) 植民地主義に関する国連宣言の実施に関する決議
(六) 人権の国際的保護に関する決議

第五十四回会議における決議（一九六五年―オタワ）

(一) カシミール問題に関する決議
(二) 平和と軍縮のための国際協力の機構としての国際連合に関する決議
(三) 国際経済関係の新しい展望に関する決議
(四) 人口問題及び来たるべき国連世界人口会議に関する決議
(五) 列国議会同盟とユネスコとの関係に関する決議
(六) 児童及び成人に対し平和と国際親善の精神を教育するためのテレビジョンその他の近代的技術による媒体の利用に関する決議
(七) 世界人権宣言及び国際連合憲章にかんがみたアパルトヘイトの問題に関する決議
(八) 感謝決議

(四)　列国議会同盟評議員会議長、事務総長名簿

(イ)　同盟評議員会議長

アウグスト・ベールナールト	（ベルギー）	一九〇九―一九一二
ウェアデール卿	（イギリス）	一九一二―一九二二
アデルスウェルト男爵	（スエーデン）	一九二二―一九二八
フェルナンド・ブウイソン	（フランス）	一九二八―一九三四
カルトン・ド・ウィアール伯爵	（ベルギー）	一九三四―一九四七
スタンスゲイト子爵	（イギリス）	一九四七―一九五七
ジュセッペ・コダチ・ピサネリ	（イタリア）	一九五七―一九六二
ラニエリ・マジリ	（ブラジル）	一九六二―

(ロ)　同盟事務総長

パンドルフィ侯爵	（イタリア）	一八九〇
アルベール・ゴバ	（スイス）	一八九〇―一九一一
クリスチャン・ランゲ	（ノールウェー）	一九一一―一九三三

レオポルド・ボアシェ（スイス）　一九三三―一九五三
アンドレ・ド・ブローネー（スイス）　一九五三―

（五）列国議会同盟日本議員団役員氏名

昭和四一、七、一五

団長	衆議院議長	山口　喜久一郎
顧問	参議院議長	重宗　雄三
副団長	衆議院副議長	園田　直
同	参議院副議長	河野　謙三
評議員	衆議院議員	塚原　俊郎
同		佐々木　秀世
同		坪川　信三
同		伊能　繁次郎
同		草野　一郎平
同		金丸　信
同		小沢　辰男
同		山本　幸一

評議員　滝井義高
同　中嶋英夫
同　安宅常彦
同　鈴木一
参議院議員　田中茂穂
同　亀井光
同　栗原祐幸
同　鍋島直紹
同　加瀬完
同　柳岡秋夫
同　渋谷邦彦
同　久保田義麿
衆議院事務総長　宮坂完孝
参議院事務総長

幹事
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

（六）列国議会同盟会議日本議員団出席者名簿

年次	回数	開催地	会期	日本議員団出席者氏名	備考
西暦一八八九 明治二二	一	パリ	自六月二九日 至六月三〇日		
西暦一八九〇 明治二三	二	ロンドン	自七月二二日 至七月二三日		
西暦一八九一 明治二四	三	ローマ	自一一月三日 至一一月七日		
西暦一八九二 明治二五	四	ベルン	自八月二九日 至八月三一日		
西暦一八九四 明治二七	五	ヘーグ	自九月四日 至九月六日		
西暦一八九五 明治二八	六	ブラッセル	自八月一三日 至八月一五日		
西暦一八九六 明治二九	七	ブダペスト	自九月二三日 至九月二五日		
西暦一八九七 明治三〇	八	ブラッセル	自八月七日 至八月一一日		
西暦一八九九 明治三二	九	クリスチャニア	自八月二日 至八月四日		

同　同　同　同　同　同　同　同　同　わが国議員団は未だ加入していない

年次	開催地	会期	日本議員団出席者氏名	備考
西暦一九〇〇 明治三三	パリ	自七月三一日 至八月三日	尾崎行雄 小川平吉 武藤金吉 鈴置倉次郎 西村丹治郎 鈴木力 同行書記官 板倉中 近江谷榮次 藏原惟郭 小寺謙吉 安藤新太郎 渡邊千冬 石田仁太郎 堀江覺治	わが国議員団は未だ加入していない
西暦一九〇三 明治三六	ウィーン	自九月七日 至九月九日	長島鷲太郎	同
西暦一九〇四 明治三七	セントルイス	自九月一二日 至九月一四日	竹越與三郎	同
西暦一九〇五 明治三八	ブラッセル	自八月二八日 至八月三一日		議員個人の資格において参列
西暦一九〇六 明治三九	ロンドン	自七月二三日 至七月二五日		渡欧の序に団体の承認を得て参列（衆議院のみ加盟）
西暦一九〇八 明治四一	ベルリン	自九月一七日 至九月一九日		
西暦一九一〇 明治四三	ブラッセル	自八月二九日 至九月一日		
西暦一九一一 明治四四	ローマ	自一〇月三日 至一〇月五日	（宮古啓三郎 長島鷲太郎 久保田與四郎 藤井善助）	団員出発後ローマにコレラが発生し会議が延期となつたため、宮古、渡邊両議員は評議員会に出席し、その他は中途より引返した
第一回	パリ	自七月三一日 至八月三日	（清水市太郎 武藤金吉） 清水仁三郎 竹越與三郎	明治天皇崩御のため参列中止となつた（個人の資格で、武藤議員は仏国へ、竹越議員は米国へ渡航した）
第二回	ウィーン	自九月七日 至九月九日	清水市太郎 神藤才一 齋藤隆夫 堀切善兵衛 關和知	
第三回	ストックホルム	自八月一九日 至八月二一日	（石橋爲之助 藏原惟郭 松本宗吾 増田義一） 才賀藤吉 山道襄一 齋藤珪次	出発後欧州大戦が勃発し会議が延期となつたため、増田議員の他は全員中途より引返した
第四回	ストックホルム	自八月一七日 至八月一九日	中西六三郎 田中武雄 樋口秀雄 野副重一	大正一〇年五月九日横浜発にて中西議員以下九名外に中村書記官が同行し米国に派遣されたが右の内同盟会議に参列したのは上記の四名である
第五回	ヘーグ	自九月三日 至九月五日		
第六回	ジュネーブ	自九月一八日 至九月二〇日		
第七回	コペンハーゲン	自八月一五日 至八月一七日	高橋光威 三木武吉 益三郎 同行書記官 上畠 吉良元夫 上塚司 土岐定應 天辰正守	
第八回	ウィーン	自八月二八日 至八月三〇日	今泉嘉一郎 正木照藏 櫻内幸雄 同行書記官 田口弼一 湯淺凡平 北井波治目	
第九回	ストックホルム	自八月一七日 至八月一九日		
第一〇回	ヘーグ	自九月三日 至九月五日		
第一一回	ジュネーブ	自九月一八日 至九月二〇日		

年次	回数	開催地	会期	日本議員団出席者氏名	備考
西暦一九二四 大正一三	二二	ベルン ジュネーブ	自八月二二日 至八月二八日		特別議会後期日切迫のため欠席
西暦一九二五 大正一四	二三	ワシントン オタワ	自一〇月一日 至一〇月一三日	森田茂 磯部尚 前田房之助 高木益太郎 高鳥順作 同行書記官 平野光雄 坂井大輔 中村嘉壽 關俊吉 田口弼一	
西暦一九二七 昭和二	二四	パリ	自八月二五日 至八月三〇日	三木武吉 松本眞平 西澤定吉 村山喜一郎 石黒大次郎 同行書記官 衆議院嘱託 建部遯吾 高鳥順作 佐々木安五郎 中村嘉壽 大木操 森脇源三郎	
西暦一九二八 昭和三	二五	ベルリン	自八月二三日 至八月二八日	貴族院 子爵 裏松友光 嘉納治五郎 高橋琢也 松本勝太郎 同行書記官 男爵 田中館愛橘 關義壽 加藤政之助 山本秋廣 衆議院 野田俊作 小西和 木檜三四郎 村松恒一郎 小瀧辰雄 田中萬逸 同行書記官 男爵 今井健彦 石坂豐一 松本忠雄 鳴海文四郎 崎山武夫 中御門經民	貴族院も有志加入
西暦一九三〇 昭和五	二六	ロンドン	自七月一六日 至七月二二日	貴族院 公爵 德川家達 伯爵 黒木三次 子爵 井上匡四郎 田中館愛橘 男爵 斯波忠三郎 森田福市 同行書記官 侯爵 德川頼貞 伯爵 酒井忠正 子爵 松平康春 眞野文二 男爵 肝付兼英 瀬古保次 衆議院 廣瀬德藏 定塚門次郎 三浦虎雄 中村嘉壽 山道襄一 同行書記官 宮川一貫 土倉宗明 中村繼男 佐竹庄七 大池眞	
西暦一九三一 昭和六	二七	ブカレスト	自一〇月一日 至一〇月七日	衆議院 松井郡治 高橋守平 川島正次郎 大里廣次郎 同行書記官 宮澤裕 本田義成 長尾半平 有松昇	
西暦一九三二 昭和七	二八	ジュネーブ	自七月二〇日 至七月二六日	貴族院 内田嘉吉 衆議院 福井甚三 清水德太郎 中村三之丞 同行書記官 芳賀茂元 船田中 岩瀬亮 壽原英太郎 大木操	
				貴族院 伯爵 二荒芳德 嘉納治五郎 同行書記官 子爵 植村家治 田中館愛橘 近藤英明	

年次	回数	開催地	会期	日本議員団出席者氏名	備考
西暦一九三三 昭和八	二九	マドリード	自一〇月四日 至一〇月一〇日	衆議院 中村嘉壽　松田竹千代 原惣兵衛　飯村五郎 加藤知正　岸眞　鍋勝 窪井義道 宮本雄二郎 同行書記官 男爵 中御門經民	
西暦一九三四 昭和九	三〇	イスタンブール	自九月二四日 至九月三〇日	貴族院 侯爵 蜂須賀正氏　稲畑勝太郎 嘉納治五郎　中村圓一郎 同行書記官　角倉志朗 衆議院 坂本一角　中野種一郎 豊田豊吉　綾部健太郎 岡田喜久治　高橋金治郎 同行書記官　大池眞	
西暦一九三五 昭和一〇	三一	ブラッセル	自七月二六日 至七月三一日	貴族院 田中館愛橘 衆議院 星島二郎　岡田伊太郎 永田良吉　岡田忠彦 佐藤庄太郎　西澤哲四郎 同行書記官	
西暦一九三六 昭和一一	三二	ブダペスト	自七月三日 至七月八日	衆議院 牧山耕藏　深澤豐太郎 清井重治　倉成庄八郎 同行書記官 大木操	

年次	回数	開催地	会期	日本議員団出席者氏名	備考
西暦一九三七 昭和一二	三三	パリ	自九月一日 至九月六日	貴族院 伯爵 二荒芳徳　子爵 渡邊千冬 衆議院 一松定吉　宮脇長吉 鳩山一郎　林平馬 水谷長三郎　川島正次郎 小山倉之助　中川重春 同行書記官 男爵 中御門經民	
西暦一九三八 昭和一三	三四	ヘーグ	自八月二二日 至八月二七日	貴族院 子爵 三島通陽　男爵 稲田昌植 男爵 安場保健　伯爵 後藤一藏 衆議院　笠井重治 同行書記官　近藤英明 衆議院　篠原陸朗 牧野良三　鈴木隆夫 宮澤胤勇 同行書記官	
西暦一九三九 昭和一四	三五	オスロ	自八月一五日 至八月一九日	衆議院 船田中　北吟吉 淺沼稻次郎 同行書記官 大池眞	第二次世界大戦終了後にて日本議員団は出席に至らない
西暦一九四七 昭和二二	三六	カイロ	自四月七日 至四月一二日		同
西暦一九四八 昭和二三	三七	ローマ	自九月六日 至九月一一日		同
西暦一九四九 昭和二四	三八	ストックホルム	自九月七日 至九月一二日		同
西暦一九五〇 昭和二五	三九	ダブリン	自九月八日 至九月一三日		同

年次	回数	開催地	会期	日本議員団出席者氏名	備考
西暦一九五一 昭和二六	四〇	イスタンブール	自八月三一日 至九月六日	衆議院 大村清一　鈴木義男 淺利三朗　平澤長吉 水野彦治郎 同行事 参議院 深水六郎　山崎高 原虎一郎　柏木庫治 安井謙　小笠原二三男 同行参事 芥川治	日本議員団は出席に至らない
西暦一九五二 昭和二七	四一	ベルン	自八月二八日 至九月二日	衆議院 星島二郎 小澤佐重喜 松井政吉 同行参事 芦田均 猪俣浩三 加藤常太郎 茨木純一 参議院 大屋晋三 高橋道男 相馬助治 同行参事 石原幹市郎 菊川孝夫 小野寺五一	
西暦一九五三 昭和二八	四二	ワシントン	自一〇月七日 至一〇月一五日	衆議院 篠田弘作 岡田勢一 前田榮之助 同行参事 小平久雄 森三樹二 山野雄吉 参議院 寺尾豊 楠見義男 同行参事 鹿島守之助 藤田進	各国議会制度調査のため滞欧中の次の衆議院議員団はオブザーバーとして出席した 船田中、尾崎末吉、青野武一、加藤鐐造、衆議院参事久
西暦一九五四 昭和二九	四三	ウィーン	自八月二七日 至九月二日	衆議院 山崎巖　濱地文平 眞鍋儀十　伊藤卯四郎 成田知巳 同行参事 山崎高 参議院 古池信三　宮田重文 森下政一　天田勝正 同行参事 岸田實	
西暦一九五五 昭和三〇	四四	ヘルシンキ	自八月二五日 至八月三一日	衆議院 宮澤胤勇　齋藤憲三 坂田道太　八百板正 佐竹晴記 同行参事 知野虎雄 参議院 森山欽司　木村守江 勝見八三一　矢嶋三義 同行参事 佐藤忠雄	
西暦一九五六 昭和三一	四五	バンコック	自一一月一五日 至一一月二二日	衆議院 山崎巖　濱地文平 眞鍋儀十　伊藤卯四郎 成田知巳 同行参事 山崎高 参議院 古池信三　宮田重文 森下政一　天田勝正 同行参事 岸田實	
西暦一九五七 昭和三二	四六	ロンドン	自九月一二日 至九月一九日	衆議院 小林鶴吉　田中久雄 島山一　中村高一 安平鹿一 同行参事 参議院 劔木亨弘　寺本廣作 山田節男　栗山良夫 上林忠次　丹羽寒月 同行参事	東南アジア視察のため派遣の次の衆議院議員団はオブザーバーとして出席した 小泉純也、笹山茂太郎、山本利壽、竹谷源太郎、衆議院参事鮫島眞男 田中織之進、衆議院参議院より中山福

年次	回数	開催地	会期	日本議員団出席者氏名	備考
西暦一九五八 昭和三三					
		ジュネーブ	自三月二五日 至三月三〇日	衆議院 園田直 同行参事 八木昇 参議院 宮澤喜一 同行参事 瀧口紀男 加藤シヅエ 小澤俊郎	藏、苫米地義三の二議員がオブザーバーとして出席した 春季会議（日本議員団から春季会議に初めて出席）
西暦一九五八 昭和三三	四七	リオデジャネイロ	自七月二四日 至八月一日	衆議院 南條徳男 上林山榮吉 赤松勇 同行参事 山野雄吉 参議院 伊能繁次郎 小林孝平 奥むめお 同行参事 宮坂完孝	荒舩清十郎 中崎敏 斎藤昇 島清
西暦一九五九 昭和三四		ニース	自三月三〇日 至四月五日	衆議院 佐藤虎次郎 同行参事 兒玉末男 藤野重信 春季会議 衆議院 早稲田柳右エ門 福家俊一 戸叶里子 同行参事 綱島正興 永井勝次郎 知野虎雄	
西暦一九五九 昭和三四	四八	ワルシャワ	自八月二七日 至九月四日	衆議院 長谷川四郎 田中幾三郎 同行参事 松尾隆男 参議院 山本米治 同行参事 木下友敬 小澤俊郎 春季会議 衆議院 小林正美 高橋進太郎 吉田法晴 小澤俊郎	戸叶里子議員は十月一日より山本幸一議員の後任
西暦一九六〇 昭和三五	四九	東京	自九月二九日 至一〇月七日	衆議院 清瀬一郎 周東英雄 福永健司 荒舩清十郎 中井一夫 佐藤洋之助 園田直 中島茂喜 山下春江 久保田鶴松 佐藤觀次郎 柳田秀一 池田禎治 武藤武雄 事務総長 参議院 松野鶴平 鹿島守之助 田中茂穂 木内四郎 平井太郎 斎藤昇 宮澤喜一 上井清一 中村高一 小平久雄 天野公義 菅家喜六 逢澤寛 川崎秀二 戸叶里子 河野密 長谷川四郎 山村新治郎 木下哲一 下平正 山崎高	

年次	回数	開催地	会期	日本議員団出席者氏名	備考
西暦一九六〇 昭和三五		ジュネーブ	自一二月一四日 至一二月一五日	衆議院 福永健司 同行参事 松尾隆男 同行参事 大久保孟 参議院 久保等 栗山良夫 曾祢益 佐藤尚武 事務総長 河野義克 内村清次 佐多忠隆 千田正	執行委員会
西暦一九六一 昭和三六	五〇	ジュネーブ	自四月三日 至四月九日	衆議院 椎熊三郎 伊藤洋之助 松本俊一 足鹿覺 中村英男 鈴木義男 参議院 福永健司 天野公義 同行参事 辻原弘市郎 同行参事 奥田直一 同行参事 緒方良光 仲原善一 西郷吉之助 木村禧八郎 同行参事 金丸信 高橋正泰 坂本道良 木村義雄 藤野重信 光岡敬一郎 萩原雄祐 生田正治	春季会議
西暦一九六一 昭和三六	五〇	ブラッセル	自九月一四日 至九月二二日	衆議院 福永健司 同行参事 松尾隆男 同行参事 大久保孟 参議院 久保等 栗山良夫 曾祢益 佐藤尚武 事務総長 河野義克 内村清次 佐多忠隆 千田正	執行委員会
西暦一九六一 昭和三六	五一	パリ	自一一月一一日 至一一月二三日	衆議院 福永健司 同行参事 光藤俊雄 参議院 久保等 栗山良夫 曾祢益 佐藤尚武 事務総長 河野義克 内村清次 佐多忠隆 千田正	執行委員会
西暦一九六二 昭和三七		ローマ	自四月二三日 至四月二九日	衆議院 山口喜久一郎 保岡武久 同行参事 武藤山治 同行参事 光藤俊雄 岡本愛祐 正木清 参議院 鈴木恭一 同行参事 武内五郎 西村健一郎	春季会議
西暦一九六二 昭和三七	五一	ブラジリア	自一〇月二四日 至一一月一日	衆議院 福永健司 同行参事 勝利介 同行参事 東仙八雄 同行参事 松浦一男 同行参事 關谷勝利 同行参事 鈴木秀雄 同行参事 山本花木八郎 同行参事 鈴木仙八 同行参事 田中伊三次 同行参事 福田赳夫 同行参事 木村篤太郎 同行参事 鈴木正吾 同行参事 曾根原幸雄 同行参事 正川口頼壽 同行参事 光部好雄 同行参事 阿島五郎 同行参事 片津港 同行参事 森山欽司 同行参事 雲國利泰 同行参事 鈴木名瀬智 参議院 小澤久太郎 同行参事 秋山俊一郎 同行参事 近藤信一 同行参事 永末英一 同行参事 平島敏夫 同行参事 野本品吉 同行参事 阿具根登 同行参事 岸田實造 同行参事 伊藤純與	南米親善視察のため派遣の次の衆議院議員団並びに地域会議調査のため派遣の議員二名はオブザーバーとして出席した清瀬一郎、牧野寛索、岡田修一、前田榮之助、衆議院参事大久保孟、戸井田三郎、久野忠治、堂森芳夫

年次	回数	開催地	会期	日本議員団出席者氏名	備考
				参議院 笹森順造 河野謙三 藤原道子 牛田寛 事務総長 同行参事 同行参事 木暮武太夫 岡崎眞一 戸叶武 河野義克 森純造 土屋政三	夫
西暦一九六二 昭和三七		リオデジャネイロ	自一一月三日 至一一月四日	衆議院 福永健司 同行参事 光藤俊雄	執行委員会
西暦一九六三 昭和三八		ジュネーブ	自二月二八日 至三月一二日	衆議院 福永健司	宇宙法小委員会
西暦一九六三 昭和三八		ローザンヌ	自四月一五日 至四月二一日	衆議院 福永健司 大原亨 同行参事 同行参事 安藤覺 金子一平 正岡壽 木名瀬智 参議院 鹿島俊雄 同行参事 田中一 桐澤猛	春季会議
				衆議院 福永健司 秋田大助 天野公義 仮谷忠男 和田博雄 岡良一 事務総長 小川半次 中野四郎 吉田重延 米山恒治 田原春次 多賀谷眞稔 山崎高	

年次	回数	開催地	会期	日本議員団出席者氏名	備考
西暦一九六三 昭和三八	五二	ベオグラード	自九月一二日 至九月二〇日	同行参事 同行参事 同行参事 同行参事 同行参事 光藤俊雄 三樹秀夫 奥田直一 正岡壽 星野秀夫 参議院 小山邦太郎 北畠教真 岡田宗司 渋谷邦彦 同行参事 同行参事 同行参事 同行参事 吉武恵市 德永正利 藤田藤太郎 森純造 佐藤忠雄 腰原仁 西村健一	
西暦一九六三 昭和三八		ドブロブニク	自九月二一日 至九月二二日	衆議院 福永健司 同行参事 光藤俊雄	執行委員会
西暦一九六四 昭和三九		ルツェルン	自三月三〇日 至四月五日	衆議院 福永健司 浦野幸男 鈴木一 同行参事 同行参事 大石武一 山中吾郎 正岡壽 木名瀬智 参議院 鳥畠徳次郎 同行参事 加藤シヅエ 西村健一	春季会議
				衆議院 福永健司 山下榮二 山手滿男 中村幸八 堀内一雄 高瀬傳 加藤高藏 相川勝六 穗積七郎 中澤茂一	

年次	回数	開催地	会期	日本議員団出席者氏名	備考
西暦一九六四 昭和三九	五三	コペンハーゲン	自八月二〇日 至八月二八日	加藤清二 同行参事 小松幹 同行参事 知野虎雄 同行参事 藤野重信 同行参事 光藤俊雄 同行参事 正岡壽 同行参事 芦田茂男 同行参事 彌富啓之助 参議院 草葉隆圓 中山福藏 前田久吉 堀本宜実 伊藤顕道 鈴木壽 浅井亨 加藤シヅエ 同行参事 西村高兄 同行参事 渡邊猛 同行参事 海保勇三 同行参事 森純造 同行参事 佐伯英明	
西暦一九六五 昭和四〇		ダブリン	自四月一九日 至四月二五日	衆議院 福永健司 小金義照 角屋堅次郎 西村勘一 同行参事 正岡壽 参議院 岸田幸雄 森元治郎 加藤シヅエ 桐澤猛 同行参事	春季会議
				衆議院 福永健司 川野芳滿 日野吉夫 山崎始男 吉川久衛 小山長規 山中日露史 永田亮一	

西暦一九六五 昭和四〇	五四	オタワ	自九月八日 至九月一七日	辻原弘市 小平忠 金丸信 西村勘一 同行参事 大井民雄 同行参事 正岡壽 同行参事 進藤秀雄 参議院 西郷吉之助 青柳秀夫 松野孝一 村上春藏 占部秀男 千葉千代世 宮崎正義 加藤シヅエ 同行参事 今枝常男 同行参事 荒木外喜三 同行参事 西村健一 同行参事 指宿清秀	
西暦一九六六 昭和四一		キャンベラ	自四月一一日 至四月一六日	衆議院 福永健司 田口長治郎 山本幸一 西村勘一 同行参事 正岡壽 参議院 金丸冨夫 相澤重明 加藤シヅエ 荒木外喜三 同行参事 菊地昌史	春季会議

（七）列国議会同盟規約及び諸規則

一、列国議会同盟規約……一二七
二、列国議会同盟諸規則……一三五
同盟会議規則……一三五
同盟評議員会規則……一四二
執行委員会規則……一四五
調査委員会規則……一四八
事務局規定……一五一
事務局職員規定……一五四
各国議会事務総長会規則……一五七

一、列国議会同盟規約

（一九二二年、ウィーン）
（一九二三年、コペンハーゲン―第十四条第四項）
（一九二四年、ベルン―第三条及び第十条）
（一九二八年、ベルリン―第三、四、十四、十五条及び第十六条）
（一九三一年、ブカレスト―第三、七、十、十二、十四条及び第十六条）
（一九四七年、カイロ―第一、三、五条及び第十条）
（一九五三年、ワシントン―第十四条）
（一九五五年、ヘルシンキ―第三、十条及び第十七条）
（一九五六年、バンコック―第十三、十五条及び第十七条）
（一九五九年、ワルシャワ―第三条）
（一九六〇年、東京―第十七条）

改訂
改正

第一章　目的及び組織

第一条　列国議会同盟は、各国議員団として構成された各国議会の議員間の個人的接触を増進し、共同の行動により、各国が民主的諸制度の確立、発展並びに国際平和及び国際協力の推進に全面的に参加することを確保するため、特に世界的機構を通じて、各国議会の議員を結合することを目的とする。この目的を達成するため、列国議会同盟は、議会活動による解決を適当とするすべての国際問題について調査し、その解決方法を探究し、議会制度の機能の向上及び権威の高揚を期し、その発展のための勧告を行なう。

第二条　列国議会同盟は、その本部をジュネーブに置く。

第三条　列国議会同盟は、国際法上の主体として認められる国家において、その住民を代表する領土内の議会内に結成される各国議員団をもつて組織する。

一国議会は、同盟議員団を組織することができる。

他の議会に代表を送つていない国家の議会内に構成された議員団は、列国議会同盟に加盟することができる。

各国議会は、一議員団のみを組織することができる。各国議員団は、団務を処理し、かつ、同盟事務局との通信を管掌する役員会を選任し、その組織及び事務に関する規定を制定し、必要がある場合は、団員の年間拠金分担額を定める。議員団は、毎年三月末日までに、その団の活動に関する報告書及び団員名簿を、同盟事務局に提出するものとする。

新議員団の結成に関しては、執行委員会は、その議員団が前述の条件に合致するか否かを判定し、その結果を同盟評議員会に通知しなければならない。ただし、新議員団の加盟の可否は評議員会がこれを決定する。

各国議員団は、同盟に対し、財政上の寄与をしなければならない。

第四条 左に掲げる者は、議員団の団員となる資格を有する。

a 国会議員

b 前国会議員で、列国議会同盟評議員であつた者又は同盟に対し功労顕著であつた者で、その所属議員団の推薦に基づき、評議員会が該議員団の名誉団員として認めた者

その所属する議会内に組織された議員団に加入した国会議員はすべて、その加入の事実に基づき、同盟規約第一条に規定する同盟の目的に賛意を表したものとみなす。

第五条 議員団は、その役員会若しくは団員を通じ、議会又は政府の措置を要する同盟会議の決議を自国の議会に通報するとともに、次の年次同盟会議一カ月前までに、右の決議についてとつた措置に関し、同盟事務局に報告しなければならない。

第二章 同盟会議

第六条 列国議会同盟は、原則として毎年一回同盟会議を開く。

同盟評議員会(第三章)は、同盟会議を招集し、かつ、同盟会議開催地を選定する。

第七条 同盟会議は、各国議員団の指名した代表をもつて組織する。各議員団は、第十条による投票数と同数の代表を指名する。

ただし、評議員会は、同盟会議開催地国の議員団の要求があるか又は特別の事情により必要と認めるときは、各国議員団団員は、何人たるを問わず、同盟会議に出席し、討論に参加できると決定することができる。

第八条 同盟会議は、評議員会議長が、又はその不在のときは、同盟会議開催地国の議員団が特にこの目的のために選んだ仮議長が、これを開く。同盟会議は、その議長、副議長及び投票検査委員を選任する。

第九条 討議は、同盟評議員会が議事日程に記載した問題についてのみこれを行なう。

その他のすべての動議及び提案は、同盟会議において評議員会の意見及び動議発議者の簡明な説明を聴取した後、三分の二以上の多数をもつてこれを議題とし、討議することを議決したときにかぎり、これを討議に付することができる。

第十条 投票権は、現に出席する同盟議員のみがこれを有する。

各議員団の有する投票数は、左の規定に従い、これを定める。

a 各議員団は、最少限八票を有する。

b　左の人口を有する国の議員団は、更に次の追加票を有する。

百万以上五百万未満の人口を有する国の議員団

五百万以上一千万未満	一票
一千万以上二千万未満	二票
二千万以上三千万未満	三票
三千万以上四千万未満	四票
四千万以上五千万未満	五票
五千万以上六千万未満	六票
六千万以上八千万未満	七票
八千万以上一億未満	八票
一億以上一億五千万未満	九票
一億五千万以上二億未満	十票
二億以上	十一票
	十二票

c　更に下院議員の五割以上をもつて組織する議員団は、その定数が百名未満のときは一票、百名以上のときは二票の追加票を有する。

評議員会は、同盟会議招集の際、各国議員団にその有する投票数を通告する。

必要があるときは、各国議員団の同盟会議出席議員は、投票権行使者をその中より指名する。この指名は比例代表の方法によつて行なわれる。一議員は、五票を超える投票権を行使することができない。

第十一条　投票は、挙手によりこれを行なう。同盟会議に出席した議員は、点呼による投票を求めることができる。点呼による投票の結果は、議事録に掲載しなければならない。

役員の選挙に関する投票は、議員二十名以上の要求があれば、無記名投票によりこれを行なうものとする。

第十二条　会議の議事録は、他の一切の配付書類とともに、同盟事務局記録所に保管する。

第三章　同盟評議員会

第十三条　同盟評議員会は、正当に組織された各国議員団が少なくとも同盟会議開会一カ月前に任命した二名ずつの評議員をもつて組織する。これらの任命は、同盟事務局に通知され、事務局はこれを同盟会議に通知するものとする。評議員の任期は、一同盟会議より次の同盟会議まで継続する。

評議員は、すべて国会議員でなければならない。

評議員の死亡又は不在のときは、その所属議員団は、その補充を行なう。

第十四条　同盟評議員会は、任期三年の議長を選出する。この任期は、更に二年間その期限を延長することができる。選挙は、同盟会議中に行なう。

第十五条　評議員会の権限は、左の通りとする。

一　評議員会規則の制定

二　議員団の提議にかかる当該国の前国会議員を同盟議員とすることの承認（第四条）
三　同盟会議の招集
四　同盟会議の議事日程の決定及び決議の提案
　同盟会議に付すべき他のすべての決議案は、評議員会に提出するものとする。すべての評議員は、評議員会が調査委員会提出以外の決議案の受理、修正又は却下を、同盟会議に勧告するとの動議を提出することができる。
五　常任又は臨時調査委員会の設置
六　同盟規約改正案に対する意見の開陳
七　同盟会議に対する同盟会議議長及び副議長の推薦
八　執行委員会委員の推薦
九　同盟会議開催地の選定（第六条）
十　同盟事務総長の任命
十一　贈与及び遺贈受諾の決定
十二　歳入歳出予算額の決定
十三　毎年会計監査委員二名を評議員の中から任命し、その報告に基づき、前会計年度の決算を承認すること
十四　一般的に列国議会同盟の目的達成に必要な手段方法の採用、特に同盟会議閉会中、同盟規約第一条により、同盟の活動範囲に属する国際諸問題に関し、同盟の名における意見の公表

第四章　執行委員会

第十六条　列国議会同盟の執行機関は、執行委員会とする。執行委員会は、同盟規約に従い、評議員会が委任した権限を行使する。

第十七条　執行委員会は、十一名の異なる議員団に属する委員をもつて組織する。
　評議員会議長は、当然に執行委員会委員であり、かつ、その議長であるものとする。
　十名の委員は、同盟会議において評議員の中から選挙する。
　規約第十五条第八号に基づき、評議員会が推薦する候補者のみが、同盟会議において執行委員に選挙される資格を有する。
　評議員会の選考前に、候補者は、自己が選挙されたときは、その任務を受諾する旨を正式に評議員会に通報しなければならない。
　執行委員の選挙に当たつては、候補者及びその所属議員団が同盟の事業に対してなした寄与を考慮するとともに、委員の配分を地理的に公正にするように努めなければならない。
　議長以外の委員の任期は、四年とする。毎年少なくとも二名の委員が順次退任する。退任した委員は、二年間再選されることができず、他の議員団に属するものがこれに代わる。
　同盟会議の開かれない年においては、評議員会は、新委員を選挙する。
　委員が死亡、辞任又は議員の資格を喪失したとき、若しくは評議員会議長に選任されたときは、評議員会は、そ

の後任者を指名する。その任期は、選挙の行なわれる次回の同盟会議までとする。新任委員の退任順位は、前任委員の順位を継承する。

執行委員会は、その規則を制定する。緊急の場合は、評議員会を招集することができる。

執行委員会は、同盟会議又は評議員会における議決事項の執行を同盟事務局に委任するものとする。

第五章　同盟事務局

第十八条　列国議会同盟事務局の権限は、左の通りとする。

一　各国議員団団員名簿の保管及び議員団組織の奨励
二　各国議員団相互の関係につき、その中央機関となること
三　評議員会及び同盟会議に提出する問題の準備及び必要書類の適時配付
四　評議員会及び同盟会議における議決事項の執行
五　同盟文書の管理、及び国際仲裁裁判その他同盟の目的に関する書類の収集

事務局の事務は、評議員会の任命する有給の事務総長がこれを掌理する。

第六章　規約改正

第十九条　規約改正の提案は、正式文書により少なくとも同盟会議開会三ヵ月前にこれを同盟事務局に送付しなければならない。事務局は、直ちにこれを各国議員団に通知し、これに対し修正提案がある場合には、必要があれば、少なくとも同盟会議開会一ヵ月前にこれを各国議員団に通知するものとする。

二、列国議会同盟諸規則

同盟会議規則

（一九二四年、第二十二回会議（ベルン）にて採択）
（一九三四年、イスタンブール会議にて改正（第十条））
（一九五三年、ワシントン会議にて改正（第十一、十三条及び第十四条））
（一九五四年、ウィーン会議にて改正（第十三条及び第十三条(A)））
（一九五六年、バンコック会議にて改正（第三、四、九、十三、十四条及び第十五条））
（一九五九年、ワルシャワ会議にて改正（第六条））

第一条　列国議会同盟は、評議員会が別段の決定をしないかぎり、毎年一回、同盟会議の常会を開催する。その場所及び日時は、評議員会が、できれば前同盟会議の際に決定するものとする。同盟会議の常会の招集状は、少なくとも開会日の三ヵ月前に、各議員団に送達しなければならない。

第二条　評議員会の決定によるか、又は少なくとも六議員団以上の要求がある場合は、同盟会議の特別会を開催するものとする。後者の場合には、評議員会は、事務総長が右の要求を受理してから四十日以内に、同盟会議を招集する。

第三条　同盟会議開催地国の議員団は、事務総長と打合わせ、同盟会議の組織の責に任ずるものとする。ただし、評議員会は、場合により、同盟会議開催費用の一部を、同盟及び他の議員団に分担させる必要があるか否かを決定することができる。

第四条　会期は、評議員会が、同盟会議開催地国の議員団と協議の上、これを決定する。

議事日程に記載された問題は、緊急の場合のほかは、開会後いつでも同盟会議において、すみやかに討議できるように、常任及び特別委員会に付託するものとする。

第五条 特別の事情が発生しないかぎり、事務総長は、開会一カ月前までに、各議員団に報告書を送付するため、各委員会が業務を完了するよう取計らうものとする。各委員会は、議事日程記載の各問題ごとに一名ないし数名の報告委員を指名する。

第六条 同盟会議は、評議員会議長が、又はその不在のときは、同盟会議開催地国の議員団が特にこの目的のため選んだ仮議長が、これを開く。

同盟会議は、その議長、副議長及び投票検査委員を選任する(規約第八条)。

副議長の数は、出席議員団と同数とする。

各会議の期間のはじめに、その会議の期間に限つて、会議のために選挙された議長、同盟評議員会議長及び執行委員会副議長によつて構成する運営委員会を設置する。

本委員会は、同盟事務総長の補佐をうけ、会議の議事の能率的な組織及び円滑な運営を確保する措置をとるものとする。

第七条 同盟会議における討論は、公開とする。ただし、三分の二以上の多数による議決がある場合、又は出席議員の一身上の問題に関する討論の場合は、これを公開しない。

第八条 同盟会議は、事務総長が評議員会の名において提出した報告書を基礎として、一般討論をもつて、開始する。本報告書の一部は、世界の一般政治情勢に関するものとする。同盟会議の三分の二以上の多数による別段の議決がなく、また予備討議がないときは、一般討論は、三回を超えては継続しないものとする。

第九条 議長は、同盟会議の開会、休憩、延会を宣し、及びその他の事務を指揮し、また規則の順守を監督し、発言者を指名し、散会を宣言し、議題を表決に付し、採決の結果を宣告する。議長の決定は最終的であり、討論を用いることなく受諾されるものとする。

議長は、事務局職員の補佐をうけ、同盟会議業務一般の監督、同盟会議の決定する委員会の設置、通信事項の決定、各会議の議事日程の決定、諸種の問題を審議する議事順序の決定をする。

第十条 何人も、議長の許可なくして発言することはできない。

何人も、同一問題につき、二回をこえて発言してはならない。各発言者の発言時間は、予備討議を用いないで、同盟会議の決定をもつて、制限することができる。ただし、担当問題の報告委員は、この制限を受けることなく、また必要と認めるときは、いつでも討論に参加することができる。その他の者は討論通告順に発言する。

議長は、発言が討論主題外に及ぶときは、発言者の注意を促し、必要と認めるときは、発言許可を取消すことができる。

議長は、会議中に発生する事件を直ちに処理する権限を有する。必要な場合は、会議の円滑な進行に必要なあらゆる手段を講ずる。

議事進行に関する動議提出者は、議長の要求により、その趣旨につき簡単な説明をするものとする。動議は、会

議が別段の議決をしないかぎり、討論を用いないで直ちに採決するものとする。

第十一条　事務総長は、同盟会議事務局の組織に対して責任を負うものとする。

事務総長は、同盟会議開会中、一名ないし数名の代理者をして事務を補佐させ、又は代理させることができる。事務総長又はその代理者は、議長の要求により、いつでも、会議において審議中のいかなる問題についても、補足報告書を同盟会議に提出することができる。議長は、事務総長又はその代理者をして、いかなる問題についても、同盟会議に口頭で報告させることができる。

第十二条　事務局は、すべての書類、報告書、決議等を受領し、これらを印刷配付し、また各会議の議事録を印刷配付し、同盟会議の書類を同盟記録所に保存し、各会議の報告を刊行し、かつ、一般に同盟会議より委託された任務を遂行する。

第十三条　同盟会議の議事日程は、評議員会がこれを定める（規約第九条）。議事日程記載の諸問題に関する決議案、修正案及び動議は、同盟会議の全員に配付され、かつ、その会議が開かれる議場の入口に、右問題を討議する会議の開会前に掲示されなければならない。

会議において、決議案の討議の際に修正案が提出されたときは、出席代表三十名、又は報告委員からの要求に基づき、その修正案を所管委員会に付託して、その意見を二十四時間以内に提出することを求めることができる。委員会の意見は、修正案に対する修正案を含むことができる。

議事日程にない決議案又は動議については、同盟会議が、同盟評議員会の意見及び提案者の概略説明を聴取し、

三分の二以上の多数をもつてこれを議題とし、討議することを認めたときにかぎり、討論及び採決を行なう（規約第九条）。

同盟会議は、同盟評議員会の承認を得て、常任調査委員会が同盟会議に提出した決議案に関し、討論を用いずに採決することを求められることがある。

該決議案は、各国議員団の審議のために、少なくとも同盟会議の二カ月前にあらかじめ提出しなければならない。右決議案は、同盟会議において事務総長がこれを読み上げ、直ちに同盟会議は、これを採決に付すべきか否かを三分の二以上の多数をもつて、決定しなければならない。

これが可決されたときは、同盟会議は、該問題に関し、単純多数決による表決に進むものとする。

該決議案を表決に付さないと決定した場合には、これを担当委員会に回付するものとする。

会期中に、前記諸項により、同盟会議において審議され、既に決定された問題に関しては、同一の同盟会議において討論及び採決を行なうことができない。ただし、担当委員会は、同盟評議員会の承認を得た場合には、既に処理された問題が再審議せらるべき旨の動議を同盟会議に提出することができ、右の動議は、討論を用いず直ちに採決されるものとする。

第十三条（A）　委員会の作成にかかる動議の原案に対する修正案は、同盟会議において一般討議の後、これを審議し、原案に先立ち採決するものとする。

手続又は修正に関する動議を討議する場合には、その発言者は、委員長が別段の決定をしないかぎり、その動議

又は修正の提案者、その委員会の報告委員及び反対意見を有する者に限るものとする。

かかる動議又は修正については、表決に関するいかなる説明も許されない。

第十四条 別に定める場合を除いて、同盟会議の議決は、投票権のある出席議員の過半数をもつてこれを決する。これらの議決は、適当な投票通告の後にのみ行なわれる。

執行委員選挙における立候補は、評議員会の候補者選考会議の少なくとも満一日以前に、事務総長に文書をもつて通報しなければならない。

執行委員選挙において、評議員会が推薦した候補者の一名又はそれ以上の者が、投票有資格出席議員の投票の過半数を得ることができなかつたときは、評議員会は新たな推薦をしなければならない。

第十五条 投票は、挙手、又は出席議員の要求があるときは、点呼によつてこれを行なう。役員の選挙は、二十名以上の議員の要求があれば、無記名投票によるものとする(規約第十一条)。

同盟会議の初めに、事務総長は、各議員団に、規約第十条に基づき、その有する投票数を記載したカードを交付しなければならない。

第十六条 各会議の概要議事録は、次の会議三十分前までに各議員の自由な閲覧に供する。次の会議中において、各議員は該議事録に対し、異議を唱えることができる。かかる異議は、直ちに審議に付し、採決される。かかる異議がない場合には、該議事録は承認されたものとする。ただし、同盟会議が秘密会であるときは、議事録を作成しないことを定めることができる。

各会議の速記録は、評議員会の裁定を必要とする特殊な事情が発生しないかぎり、後日刊行されるものとする。

第十七条 同盟会議の閉会に際し、議長は、採択された主な決議を列挙し、各議員団は、これを法案、動議、質問又はその他適当な形式で各自の政府並びに議会に提案する義務を有するものとする(規約第五条)。

第十八条 本規則の規定のない場合は、一般諸会議における慣習法を適用するものとする。なお、異論のある場合は、同盟会議開催地国の下院議事規則を準用するものとする。

同盟評議員会規則

（一九三一年採択）
（一九五六年改正（第六条））

第一条 評議員会は、毎年一回、及び執行委員会議長が必要と認めるとき開催する。

評議員会議長は、六名の評議員から要求のあるときは、評議員会を招集しなければならない。

第二条 執行委員会は、同盟会議閉会後最初の会議において、評議員会議長の不在、辞任又は死亡の場合に、その職務を代行する一名の執行委員を指名しなければならない。

第三条 評議員が評議員会に出席できない場合は、その所属議員団中の他の議員が委任を受けて代理することができる。

第四条 常任調査委員会委員長は、評議員会において調査委員会の業務につき審議が行なわれるときは、出席して意見を述べることができる。

第五条 執行委員会は、評議員会会議の場所及び開催日を決定し、議事日程を定める。議事日程には、適当な案件及び報告書を記載する。

評議員は、議事日程中に他の問題の挿入を要求することができる。このような要求は、受理されるためには、少くとも開会の十五日前に、これを同盟事務局に提出しなければならない。この案件は遅滞なく評議員に通達される。

評議員会は、ただし、執行委員会の勧告に基づき、その後の新しい提案の受理を三分の二以上の多数によつて決定することができる。

第六条 評議員又はその代理者（第三条）は、おのおの一個の投票権を有する。

議決は過半数の投票による。

評議員会議長の選挙、事務総長の任命及び執行委員会委員立候補者の推薦は無記名投票による。

同盟規約第十五条第八号の適用については、評議員会は同盟会議に対し空席を補充すべき候補者を推薦する。

第七条 事務総長は、評議員会議長が承認し、署名した議事録を保管しなければならない。事務総長は、議事録の写しを各評議員に送付しなければならない。

第八条 同盟事務局は、評議員会の議決事項を執行する。

第九条 同盟事務局は、同盟と同じ目的を有する国際団体又は機関から送付された書類及び刊行物を受理し、分類する。

事務総長の年次報告中には、右に関する事項を記載しなければならない。

第十条 議会又は政府の措置を必要とする協約案又は国際的立法手続は、前条の国際団体又は機関の要請がある場合、評議員会に付議するものとする。右の要請は、同盟事務局に提出しなければならない。執行委員会は、右の案文を評議員会に送付するときは、該問題討議の可否、及び同盟又は議員団のとるべき手段がある場合には、それについて執行委員会の意見を述べなければならない。

これに関してとつた措置及びその結果は、同盟会議に対する年次報告(第十三条)に記載しなければならない。

第十一条 評議員会閉会中必要な場合は、執行委員会又は評議員会議長は、書信によつて評議員会に諮らなければならない。

その場合の表決には、評議員会を構成する議員団の少なくとも半数の回答を入手しなければならない。

第十二条 評議員会は、執行委員会の提案に基づいて、年間の収支予算を編成する。

事務総長は、同盟の収支決算を毎年会計監査委員に提出しなければならない。監査を終了した決算は、評議員会に提出してその承認を得なければならない。

第十三条 同盟事務局は、同盟会議に対し、評議員会の行動及び決定について、及び前回の同盟会議の議決に関してとつた措置について、年次報告を行なわなければならない。

該報告は、同盟会議に提出する前に、評議員会に提出しなければならない。

執行委員会規則

(一九五五年十一月三十日、ニューデリーにて採択)

第一条 a 執行委員会は、列国議会同盟の執行機関とする。

b 執行委員会の構成、委員選挙の条件及び任期は、同盟規約第十七条により定めるものとする。

第二条 a 同盟規約第十六条の規定により、執行委員会は、規約及び規則に従い、評議員会が委任した職務を行なう。

b また、執行委員会は、同盟事務局を監督するものとする。このため、事務総長は、すべての必要な報告及び資料、特に同盟評議員会の可決した予算の管理に関するものを執行委員会に提出するものとする。

c 執行委員会は、事務総長の作成する各会計年度の予算案を審査、採択の上、委員の一名をして同盟評議員会に該予算案を提出せしめ、その承認を求めるものとする。

d 執行委員会は、必要な場合、事務総長の提案に基づき、補足経費の要求を評議員会に提出しなければならない。

第三条 a 執行委員会は、評議員会議長の招集により、少なくとも年二回通常会議を開くものとする。

b 評議員会議長が必要と認めた場合、又は執行委員二名の要求があつたときは、臨時会議を開くことができる。

c 会議の場所及び日時は、議長が、できるかぎり、委員の同意を得た上で定めるものとする。

d　これに関する決定は、通常会議の場合においては、おそくとも当該会議の開会一ヵ月前に、事務総長が各委員に伝達するものとする。

第四条　委員が出席できないときは、同一議員団の他の評議員がこれに代わることができる。評議員会閉会中における委員の死亡、辞任又は議席の喪失の場合にも同様の手続がとられる。これに関する正式通知は議長あてにしなければならない。

第五条　a　評議員会議長は、当然に執行委員会議長の職務を行なう。

b　議長が出席できない場合は、その会議のために選ばれた議長が代理する。

第六条　執行委員会は、五名の委員又は正規に任命された代理者が出席した場合にのみ、有効な審議を行ない、有効な決定を行なうことができる。ただし、代理者の数は、会議出席者の半数をこえることができない。

第七条　執行委員会の決定は、正規の委員会における過半数の投票によつて決する。議長は可否同数の際にのみ投票する。

第八条　a　緊急の必要があるときは、議長は、事務総長及び同盟事務局を通じて、書信によつて委員に正規に諮ることができる。

b　前項の場合、採決を形成するには、六週間以内に五名の委員の回答がなければならない。

第九条　a　事務総長は、議長の承認をへて、仮日程を作成し、少なくとも通常会議開会日の一ヵ月前に、それを委員に通知しなければならない。

b　委員は、議事日程の追加を求めることができる。

c　委員会は、会議の開会の際に、議事日程を最終的に決定しなければならない。

第十条　a　正規に議事日程に記載した問題のみが討議される。

b　議長は、前項の規定を実施する責に任ずる。

c　議会の慣例により、同一会期中に決定した議題につき、再び討議することはできない。

第十一条　a　事務総長は、会議の議事録を作成する責に任ずる。

b　会議に出席した委員又はその代理者に対し、会議の閉会後六週間以内に、仮議事録を送付しなければならない。

c　議事録は、会議に出席した委員に対し、その訂正を求める機会を与えた後、次の会議の開会の際に、委員会に提出し、最終的承認を受けなければならない。

調査委員会規則

（一九二二年同盟評議員会採択）
（一九二八年改正（第二条及び第三条））
（一九三一年改正（第一、二、三、四条及び第六条））
（一九五八年改正（第九条））
（一九六五年全部改正（第九条））

第一条 列国議会同盟規約第十五条第五項により、同盟評議員会は、常設または臨時の調査委員会を設置し、その委任事項を決定する。

調査委員会は、各同盟会議の会期中に開会され、閉会中は、執行委員会がこれを招集することができる。

第二条 各国議員団は、委員一名及び代理委員一名を各委員会に出席させる。

代理委員は、正委員と同等の発言権を有する。

各正委員は、一個の投票権を有する。正委員が欠席しているときは、この投票権は、代理委員が行使する。

第三条 委員会は、小委員会を設け、その委員を指名することができる。

小委員会は、一定の期間を限り、または委託された事項の完了まで期限を定めず設けられる。

小委員会の委員の数は、七名をこえないものとする。定足数は四名とする。

第四条 小委員会は、執行委員会がこれを招集し、その招集に要する費用の同盟負担額については、執行委員会が、同盟評議員会の承認した予算の範囲内でこれを定める。

第五条 委員会は、同盟会議に提出する報告書及び決議案を作成する。委員会は、一つの案件につき一名またはそれ以上の報告委員を任命する。

第六条 報告書は、同盟評議員会が同盟会議の議事日程に記載した問題について、委員会が行なつた審議の客観的概要を示すとともに、その提案した決議案を提出することを目的とする。

少数意見を構成する委員会または小委員会の委員は、報告書を提出することができる。これらの少数意見報告書は、委員会または小委員会の報告書に添付し、後者と同時に同盟会議に提出するものとする。

第七条 委員会の議事日程は、委員会及び各国議員団の提案を考慮して、執行委員会がこれを定める。

第八条 各委員会は、委員長一名、副委員長二名を選任する。

役員は、毎年、委員の互選により、投票総数の絶対多数を得た者が選任または再選されるものとする。同一職に二名以上の候補者がある場合は、選挙は無記名投票によるものとする。

委員長及び副委員長は、引続き四年間在職したときは、再選されない。

議員にして引続き四年間委員長または副委員長の職にあつた者は二年を経過しなければ、再び従前の職に選任されない。

各国議員団の間にこれらの役職をできるだけ公正に配分するため、同一国の議員が同時に二名以上委員長または副委員長として、役職につくことはできない。

執行委員会委員は同時に、調査委員会の委員長または副委員長の職につくことができない。

第九条 委員会の表決は、規則第八条により行なわれる選挙を除き、挙手または起立のいずれかの方法で行ない、投

票の過半数をもつてこれを決する。委員長は、その都度、表決の方法を定める。表決の結果について疑義があるときは、委員長は、点呼投票によつてこれを決する。

賛否が同数に分かれたときは、提案は、否決されたものとする。

委員長は、追加投票権または決定投票権を有しない。ただし、委員長は、自己の属する議員団の他の委員がその会議に出席していないときは、表決に加わることができる。

表決は、同盟会議または春季会議に参加している各国議員団の少なくとも半数の代表が委員会に出席していなければ、これを行なうことができない。

第十条 委員長は、討論中に、議事手続について異議の申し立てがあつたときは、直ちにこれを裁定しなければならない。

第十一条 同盟事務局は調査委員会及び小委員会の事務局の業務を行なう。

第十二条 本規則は、同盟の議事手続と伝統の精神に基づいて解釈されるものとする。

合意が得られない場合または議事手続上の問題が委員長によつて決定できない場合は、委員長は、その問題を評議員会議長に付託するものとし、評議員会議長は、同盟評議員会の慣例によりこれを決するものとする。

事務局規定

（一九一〇年九月一日、評議員会にて採択）
（一九二二年四月、改正）
（一九二八年四月、改正）
（一九三一年九月、改正）
（一九五六年、改正（第十条～第十五条））

第一条 列国議会同盟事務局は、執行委員会の指示に基づき、評議員会が事務局に付与した権限を行使する。

事務局は、また同盟規約に基づき、評議員会が事務局に付与した権限を行使する。

第二条 同盟事務局は、執行委員会の指揮を受ける。

執行委員会は、年間の事務局業務計画を決定し、その計画を評議員会に通達する。

執行委員会の少なくとも一名の委員は、六カ月ごとに事務局を監査しなければならない。

第三条 事務局の管理は、同盟評議員会によつて四年の任期をもつて選任された事務総長がこれを行なう。事務総長は、再任されることができる。

事務総長の任命条件は、評議員会がこれを決定する。

第四条 事務総長は、執行委員会の承認を得て、必要な職員を任用することができる。職員の任用又は解任には、執行委員会の同意を得なければならない。

事務局職員規定は、評議員会がこれを定める。

第五条 事務総長は、同盟の事務に専任しなければならない。事務総長は、国会議員であつてはならない。

第六条 事務総長は、執行委員会の監督を受けて業務を行ない、執行委員会の指示によつて出張する。

第七条　事務総長は、同盟評議員会及び執行委員会に出席して諮問に応じ、また同盟会議に出席し、かつ、議事録を保管しなければならない。

第八条　事務総長は、同盟会議閉会後一カ月以内に、同盟会議において採択された決議及び議決された任命を記載し、同盟会議議長の署名した回章を各議員団に送付しなければならない。

第九条　事務総長は、執行委員会に対し、事務局の業務について年次報告を提出しなければならない。本報告は、毎年次同盟会議開会の際に、同盟会議の開催されないときは七月一日以前に、提出しなければならない。執行委員会委員は、二カ月ごとに概要報告書を受領する。

第十条　事務総長は、同盟の財務を処理する。事務総長は、すべての収入を、執行委員会が承認した銀行に設けた同盟の口座に預け入れなければならない。

第十一条　必要な経費の支払いは、事務総長の署名した小切手によつて行なう。事務総長はその不在のときは、他の事務局員に署名する権限を委任することができる。

第十二条　予算に計上された俸給、家賃及びその他の経費の支払いは、事務総長の責任において、受領者の正規の領収書と引きかえに行なわなければならない。

第十三条　必要な場合には、事務総長は、同一の会計年度内において、予算の費目を振替えて支弁することができる。

執行委員会は、決算報告が会計監査委員に提出される前に、右の振替えについて審査し、その意見を述べなければならない。

年間予算に計上された経費を超過するおそれのある費用の支払いは、執行委員会の同意なしに行なつてはならない。

同盟評議員会が議決した予算が、同盟の事業計画の遂行及び業務の管理に必要な経費を賄うのに十分でないと認められるときは、執行委員会は、評議員会に対して、予算の追加を提案し、その同意を求めなければならない。緊急の場合には、執行委員会は、そのような追加を承認することができる。

執行委員会は、前項の規定に基づいて行なつた決定を、次回の評議員会に提出しなければならない。

第十四条　事務総長は、執行委員会が任命する財政顧問に対して、その要求に基づいて、同盟の財政管理、収入支出及び実施している財政上の計画の詳細に関する完全な資料を提出しなければならない。

第十五条　事務総長は、毎年三月一日以前に、前会計年度の決算報告を、執行委員会が指定する計理業者に提示してその検査を受けなければならない。その後、事務総長は、決算報告を会計監査委員に提出しなければならない。会計監査委員は、その決算報告を次回の評議員会に提出しなければならない。評議員会は、毎年、事務総長の財政管理に関する責任解除を行なわなければならない。

事務局規定付属

事務局職員規定

（一九二四年八月二十一日、ベルン評議員会採択）
（一九五七年、ニース、改正）

一、同盟事務局職員の任免は、執行委員会の承認のもとに、事務総長が行なう（事務局規定第四条）。解任の場合は、書面をもつて、三カ月前に本人に通達しなければならない。解任の理由は書面をもつて通達し、事務総長は、そのとつた措置について執行委員会に報告しなければならない。

二、職員が辞任しようとするときは、その三カ月以前に辞表を提出しなければならない。特殊の場合については、事務総長は、その期間を短縮することができる。

三、職員に著しい怠慢又は非行があるときは、事務総長は、執行委員会の承認のもとに、当該職員を一カ月の猶予期間をもつて解任することができる。

四、職員の俸給表は執行委員会が定める。事務総長は、その適用については、評議員会が議決した予算の限度を超えてはならない。俸給は、通常月末に支給する。

五、三年以上事務局に勤務した職員は、その雇用期間、俸給、年功手当及び退職年金掛金を規定する契約を締結する権利を取得する。事務総長は、長期雇用契約が同盟及び当該職員双方の利益であると認めたときは、その期間を一カ年に短縮することができる。

六、三年又は、場合により、一年の期間を経過したとき、同盟の名において雇用契約を締結し、事務総長及び当該職員がこれに署名するとともに、おのおのその一部を保管する。その際、当該職員は、同盟が職員のために締結している団体保険契約に加入しなければならない。掛金は職員が俸給の六パーセント、同盟が八パーセントを負担する。

七、職員が保険に加入していない期間については、同盟は当該職員の俸給の十二パーセントに相当する保険掛金額を保留しなければならない。この金額は、当該職員の退職の際、退職手当として支給される。当該職員が団体保険に加入したときは、同盟は、その留保した金額を当初一時掛金として保険会社に払込まなければならない。

八、事務総長は、職員を国外より雇用したときは、執行委員会の同意のもとに、片道移転手当及び、もし必要があれば、一カ月分の住宅手当を支給することができる。

九、職員と雇用契約を締結するときは、同盟は、事務総長の承認した医師の署名した健康診断書を徴収しなければならない。

十、雇用契約を締結した職員は、執行委員会が定めた条件によつて健康保険に加入しなければならない。

十一、職員の長期にわたる病気のときは、事務総長は、執行委員会と協議して、当該職員の欠勤に関する必要な事項を決定する。

十二、事務総長は、職員に業務を割当て、勤務時間を決定する。

十三、職員は四週間の年次休暇を与えられる。事務総長は、事務の状況と本人の希望を考慮して、休暇の日取りを決

定する。

十四、職員が同盟の用務のため旅行するときは、旅費、諸雑費及び旅行日数に応じた日当を支給される。その額は、事務総長が決定する。

十五、職員は、医師の診断書を提出せずに三日を超えて欠勤してはならない。事務総長は、医師の診断書に基づいて、最高二カ月間の病気休暇を与えることができる。

十六、職員は、事務総長の同意を得ずに、事務局の業務以外の業務に従事してはならない。

各国議会事務総長会規則

（一九三九年八月十六日、オスロ会議にて制定）
（一九四七年四月九日、カイロにて改正）
（一九四八年九月七日、ローマにて改正）
（一九四九年九月十二日、ストックホルムにて改正）
（一九五七年九月十七日、ロンドンにて改正）
（一九六五年九月十三日、オタワにて改正）

目的及び構成

第一条 事務総長会は、列国議会同盟の自治部として組織され、本規則第四条に規定する目的達成のため、議会事務総長の職を保持する者の間の個人的接触の増進をはかるものとする。ただし、その議会が同盟に加盟していると否とを問わない。

第二条 (1) 議会事務総長とは、次の職務を行なう者をいう。

(a) 議会議事録の保管
(b) 議会文書の印刷及び配付の監督
(c) 議会文書の分類及び保管
(d) 議会事務局の権限に属する一切の業務の整備
(e) これを要するに、書記的及び管理的業務の指揮

(2) 事務総長の代理者又は代理の職を行なう職員も本会の会員となることができる。一議院の職員は、二名まで同時に本会の会員となることができる。ただし、名誉会員はこの数より除く。

(3) 本条(1)項に掲げる職務によつては、いずれの職員がその議院を代表する本会の会員となる資格を有するか明らかでない場合には、本会が決定する。

(4) 会員が本会の会議に出席できない場合には、代理者を指名することができる。この指名は、事務総長が会議開会までに会長宛文書をもつて行なわなければならない。

第三条 (1) 本会の役員は、会長、副会長及び幹事とし、会長及び副会長はともに本会が選挙し、幹事は会長が任命する。

(2) 会長及び副会長は、五年の任期をもつて選挙される。ただし、その任期満了前いつにてもその職を辞することができる。また会員をやめたときは退任するものとする。

第四条 (1) 本会は、各国議会の法律、手続、慣行及び運営方法を研究し、その改善及び各国議会事務局間の協力を確保する方法を提案するものとする。

(2) 本会は、その所管に属する問題につき、列国議会同盟を援助するものとする。

第五条 会員は、可能な限度において、議会に関して本会が行なう調査に必要とされる自国の議会についての資料を提供し、かつ、他の会員の要請があるときは、自国の議会の法律、手続、慣行または運営方法に関する資料を提供するものとする。

執行委員会

第六条 (1) 執行委員会は、本会の会長、副会長、その他六名の会員及び前会長をもつて組織し、会長は当然に委員長、副会長は当然に委員とする。

(2) 本会の前会長は、本会の会員である限り、執行委員会の名誉委員とする。

(3) 執行委員会の委員は、名誉委員を除き、すべて異なる国の議会に所属する者でなければならない。

(4) 執行委員会の委員は、三年の任期をもつて選挙され、毎年二名が退任する。退任委員は二年間再選されることができない。後任には他の国の議会からの会員を充てるものとする。委員は、その任期満了前いつにてもその職を辞することができる。また会員をやめるときは退任するものとする。

(5) 本条(4)項に規定する選挙は、本会の総会において行なうものとする。

(6) 執行委員会の委員は、各一票の投票権を有し、可否同数の場合は、会長がこれを決する。

第七条 (1) 執行委員会の権限は、次の通りとする。

(a) 調査案件を発議し、所要の報告委員を任命すること。

(b) 本会会議日程案を提出し、本会の決定事項の実施を確実ならしめるため必要な手段をとること。

(c) 会長が作成して執行委員会に提出する本会の年次予算を承認すること、及び承認した場合、これを全会員に配付すること。

(d) 特定の案件を本会会議日程案に含めようとする本会会員の提案を審査すること。

(2) 会長は、少なくとも毎年一回同盟評議員会の会議開催地に執行委員会を招集する。

会　　議

第八条　(1)　本会は、毎年同盟年次会議と同時に、同じ場所において総会を開催する。

(2)　本会は、毎年執行委員会が定める時と場所において、その他の会議を開くことができる。

(3)　会長は、会議の日程案を記載した回章により、本会の各会議を招集する。

第九条　(1)　本会は、総会の決定に従う。

(2)　本会に提出された案件の採択に必要な多数とは、現に出席し、かつ、投票する会員の過半数とする。

(3)　会長は一個の投票権を有するが、決裁権を有しない。可否同数の場合には、提案は否決されたものとする。

使　用　国　語

第十条　(1)　本会又は執行委員会の会議における発言は、同盟の公用語で行なうものとする。同盟の公用語を用いることができない会員は、自己の通訳者を伴い、公用語の一つに通訳させることができる。

(2)　本会の質問書、報告書、その他の文書には、すべて同盟の公用語を用いる。

第十一条　本会のすべての会議議事録については、幹事が同盟公用語による記録及び全会員への配付の責に任ずる。

管　理　費　用

第十二条　(1)　本会は、会員間の通信及び文書の交換に要する費用を負担しない。

(2)　本会が作成する報告書及び文書の印刷及び配付に要する費用は、その出版物の性質に応じ、同盟事務局または関係各国議員団もしくは議会が負担する。

規　則　の　改　正

第十三条　本会規則の改正案は、執行委員会が審査したのちに総会に提出する。

（八）列国議会同盟日本議員団規約

（昭和二七年八月二五日改正）
（昭和三三年二月二一日改正）
（昭和三五年三月二八日改正）
（昭和三八年一二月一八日改正）

第一条 日本国国会議員有志は列国議会同盟に参加の目的をもつて日本議員団を組織する。

第二条 列国議会同盟本部に対する通信その他の事務を取扱うため衆議院事務局内にその事務所を設ける。

第三条 団体には団長一名、副団長二名、顧問一名、幹事二名、評議員二十名を置く。

団長は両院の議長の中よりこれに充て、副団長は両院の副議長をもつてこれに充て、顧問は団長となならなかつた議長をこれに充て、評議員は団長これを指名し、幹事は両院の事務総長をもつてこれに充てる。

第四条 団長は本団一切の事務を指揮し且つ団体を代表する。

幹事は団長の指揮により団体の事務を掌理する。

評議員は重要な事項を評決する。

顧問は団長の諮問に答える。

第五条 団長以下職員の任期は議員の任期による。但し、任期満限に達するも後任者の選定されるまではその職務を継続する。

第六条 列国議会同盟に派遣すべき団員は団長これを選定する。

団長は派遣の選に当つた団員中から列国議会同盟評議員会の委員二名を選定する。

第七条 団員総会は団長がその必要を認めた場合にこれを開く。

第八条 列国議会同盟に提出する議案は、団員総会又は評議員会の決議を必要とする。

(2) All questionnaires, reports and other documents of the Association shall be drawn up in the official languages of the Inter-Parliamentary Union.

Article 11. The minutes of all meetings of the Association shall be kept in the official languages of the Inter-Parliamentary Union by the Secretaries and shall be circulated to all members of the Association.

ADMINISTRATIVE COSTS

Article 12. (1) Expenditure arising from correspondence and the exchange of documents between members shall not be borne by the Association.

(2) The cost of printing and distributing the reports and documents prepared by the Association shall be borne either by the Inter-Parliamentary Bureau or by the national groups or Parliaments concerned, according to the nature of the publication.

AMENDMENT OF RULES OF THE ASSOCIATION

Article 13. A proposal to amend the rules of the Association shall be considered by the Executive Committee before being submitted to a plenary meeting of the Association.

The Rules of the Japanese Group of the Inter-Parliamentary Union

Revised on August 25, 1952; February 21, 1958; March 28, 1960; and December 18, 1963.

Article 1. The Japanese Diet members voluntarily organize the Japanese Group with the object of joining the Inter-Parliamentary Union.

Article 2. The Group shall have its office in the Secretariat of the House of Representatives with a view to look after correspondences and other matters relative to the Inter-Parliamentary Union.

Article 3. The Group shall have 1 President, 2 Vice-Presidents, 1 Adviser, 2 Secretaries and 20 Councillors.

The President shall be either one of the Presidents of both the Houses, Vice-Presidents be the Vice-Presidents of both the Houses and the President who did not become the President of the Group shall be its Adviser, the Councillors shall be designated by the President of the Group and the Secretaries shall be the Secretaries General of both the Houses.

Article 4. The President of the Group shall direct all the business affairs of the Group representing the Group.

Secretaries shall conduct the business of the Group under the direction of the President of the Group.

The Councillors shall decide by confabulation upon the important matters of the Group.

The Adviser shall respond to the questions made by the President of the Group.

Article 5. The tenure of office by the President of the Group and those under him shall correspond to the tenure of membership by each Diet member, provided that when his term expires he shall continue his official function until his successor is chosen.

Article 6. The members of the Group to be sent to the Inter-Parliamentary Conference shall be chosen by the President of the Group.

The President of the Group shall choose two members for the Inter-Parliamentary Council from among the members chosen to be sent to the Conference.

Article 7. The General Meeting of the Group members shall be held when the President of the Group deems it necessary.

Article 8. The Bills to be presented to the Inter-Parliamentary Conference require the resolution of the General Meeting of the Group members or that of the Councillors.

period of five years, provided that the President or Vice-President may vacate their office by resignation at any time before that period has expired and shall do so on ceasing to be a member of the Association.

Article 4. (1) It shall be the task of the Association to study the law, procedure, practice and working methods of different Parliaments and to propose measures for improving those methods and for securing co-operation between the services of different Parliaments.

(2) The Association shall hold itself ready to assist the Inter-Parliamentary Union on subjects within the scope of the Association.

Article 5. Each member of the Association shall undertake within the limits of his resources to furnish information on his own Parliament required for any inquiry conducted by the Association concerning parliamentary Assemblies and to supply at the request of any other member information relating to the law, procedure, practice and working methods of his Assembly.

EXECUTIVE COMMITTEE

Article 6. (1) The Executive Committee shall consist of the President of the Association, who shall be *ex officio* Chairman of the Committee, the Vice-President, who shall be *ex officio* member of the Committee, six other members and former Presidents of the Association.

(2) A former President of the Association shall be an honorary member of the Executive Committee for as long as he remains a member of the Association.

(3) All members of the Executive Committee, except honorary members, shall belong to different Parliaments.

(4) Members of the Executive Committee shall be elected for a term of three years, two to retire each year. A retiring member shall not be eligible for election for two years. His place shall be taken by a member from another Parliament. A member may vacate his office by resignation at any time before his term has expired and shall do so on ceasing to be member of the Association.

(5) Elections shall be held as required by paragraph (4) of this Article at the plenary meeting of the Association.

(6) Each member of the Executive Committee shall have a vote. If the votes are equal, the President shall have a casting vote.

Article 7. (1) The functions of the Executive Committee shall be the following:

(a) to initiate subjects of study and appoint rapporteurs as required;

(b) to propose the agenda for meetings of the Association and take any necessary steps to ensure the execution of the Association's decisions;

(c) to approve the annual budget of the Association which shall be prepared and submitted to the Executive Committee by the President and, when approved, to circulate it to all members of the Association;

(d) to consider any proposal submitted by a member of the Association that a particular subject should be included in the proposed Agenda for a meeting of the Association.

(2) The Executive Committee shall be convened at least once a year by the President at the place of meeting of the Inter-Parliamentary Council.

MEETINGS OF THE ASSOCIATION

Article 8. (1) The Association shall hold a plenary meeting in every year concurrently with the annual conference of the Inter-Parliamentary Union, and at the same place.

(2) The Association may hold other meetings in every year at times and places to be fixed by the Executive Committee.

(3) The President shall convene each meeting of the Association in a circular which shall set out the proposed Agenda for the meeting.

Article 9. (1) Only decisions of a plenary meeting shall bind the Association.

(2) The majority required to adopt any proposal submitted to the Association shall be a majority of members present and voting.

(3) The President shall have a vote but no casting vote. If the votes are equal, the proposal shall not be carried.

LANGUAGES

Article 10. (1) Speeches at meetings of the Association or the Executive Committee may be made in the official languages of the Inter-Parliamentary Union. If a member cannot use any of these languages, he may bring his own interpreter who shall interpret into one of the official languages.

At that time, the member shall adhere to the collective insurance contract concluded by the Inter-Parliamentary Union on behalf of the members of the Bureau. His (or her) contribution shall amount to 6% of his (or her) salary and that of the Union to 8%.

7. During the period that a member of the Bureau is not insured, an insurance premium corresponding to 12% of his (or her) salary shall be set aside by the Union. This sum shall be given to the member concerned, at the expiry of his engagement, as a leaving allowance. Should the said member join the collective insurance scheme, the sum set aside by the Union shall be paid to the insurance company as an initial lump sum payment.
8. The Secretary General may, with the consent of the Executive Committee, grant a single transfer allowance and, if required, a monthly housing allowance to members recruited abroad.
9. Before signing a contract with a member of the Bureau, the Union shall require a medical certificate signed by a doctor approved by the Secretary General.
10. The members of the Bureau under contract shall be included in a sickness insurance scheme, under conditions fixed by the Executive Committee.
11. In case of illness of long duration, the necessary decisions regarding absence shall be made by the Secretary General after consultation with the Executive Committee.
12. The Secretary General shall distribute the work among the members of the Staff and fix the hours of work.
13. Each member shall be entitled to an annual holiday of four weeks. The Secretary General shall fix the dates of holidays, taking into account the work to be done and the wishes of the Staff.
14. When travelling for the Union, members of the Staff shall receive their travelling and incidental expenses connected therewith, together with a living allowance for each day of absence from home, the amount to be fixed by the Secretary General.
15. A member may not be absent from the Bureau for more than three days without presenting a medical certificate. On the basis of that certificate, the Secretary General may grant sick leave for a maximum period of two months.
16. A member of the Bureau may take up no work outside the Bureau without the consent of the Secretary General.

VI. Rules of the Association of Secretaries General of Parliaments

August 6, 1939, Oslo–amended at Cairo, April 9, 1947; Rome, September 7, 1948; Stockholm, September 12, 1949; London, September 17, 1957; Ottawa, September 13, 1965.

OBJECT AND CONSTITUTION

Article 1. The Association of Secretaries General of Parliaments, constituted as an autonomous Section of the Inter-Parliamentary Union, seeks to facilitate personal contacts between holders of the office of Secretary General in any Parliamentary Assembly, whether such Assembly is a Member of the Union or not, for the purposes defined in Article 4 of these Rules.

Article 2. (1) By a Secretary General of a parliamentary Assembly is meant an official whose duty it is:

(a) to keep the minutes of assembly meetings;
(b) to supervise the printing and distribution of parliamentary documents;
(c) to classify and keep the archives of the Assembly;
(d) to prepare all work which comes within the competence of the Bureau of the Assembly;
(e) in short, to direct the secretarial and administrative services.

(2) The deputy of the Secretary General or an officer carrying out the duties of the deputy shall also be eligible for membership of the Association. Not more than two officials of any one Assembly may be members simultaneously of the Association. Honorary members shall be excluded from these numbers.

(3) Where the duties listed in paragraph (1) of this Article do not indicate which officials of an Assembly should be the members of the Association for that Assembly, the Association shall decide.

(4) If a member is unable to attend a meeting of the Association, he may nominate a substitute. This nomination shall be made by the Secretary General to the President in writing not later than the opening of the first sitting of the meeting.

Article 3. (1) The officers of the Association shall be the President and the Vice-President, who shall both be elected by the Association, and the Secretaries who shall be appointed by the President.

(2) The President and Vice-President shall be elected for a

Article 9. The Secretary General shall make an annual report to the Executive Committee on the work of the Bureau. This report shall be presented each year at the annual Conference, or before July 1, if no Conference is to be held. Each member of the Executive Committee shall receive a summary bulletin every two months.

Article 10. The Secretary General shall be responsible for the financial administration of the Inter-Parliamentary Union. He shall deposit all receipts in the account of the Union at a bank approved by the Executive Committee.

Article 11. The sums required for payments shall be drawn by cheques signed by the Secretary General. In case of his absence, the latter may delegate his right of signature to another member of the Bureau.

Article 12. Payment of salaries, rent and other expenses falling within the limits of the credits provided in the budget shall be effected, against an ordinary receipt from the person concerned, under the responsibility of the Secretary General.

Article 13. In case of need, the Secretary General shall be authorized to make transfers from one budgetary appropriation to another in the course of a single financial period.

The Executive Committee shall examine these transfers before the accounts are transmitted to the Auditors and shall give its opinion thereon.

No payment entailing expenditure likely to exceed the credits provided for by the budget for the year can be made without the consent of the Executive Committee.

If it should appear that the budgetary credits voted by the Council will not be sufficient to cover the expenditure required for the execution of the programme and the administration of the Union, the Inter-Parliamentary Council shall be asked to grant supplementary credits on the proposal of the Executive Committee. In case of urgency, the Executive Committee shall be permitted to grant such credits.

The Committee shall submit every decision made under the provisions of the preceding paragraph to the Inter-Parliamentary Council at its next meeting.

Article 14. The Secretary General shall furnish to the Financial Adviser appointed by the Executive Committee, at his request, full information concerning the financial administration of the organization, its income and expenditure, and details of the practical policies followed.

Article 15. Each year before March 1, the Secretary General shall have the accounts for the previous financial period audited by a firm of accountants designated by the Executive Committee. He shall then submit the accounts to the Auditors. The latter shall present these accounts to the Council at its next meeting. The Council shall every year give the Secretary General an acquittance in respect of his management of the funds.

Annex to Rules of the Inter-Parliamentary Bureau
Staff Regulations

Adopted by the Council, Bern, 1924, and
amended at Nice, 1957.

1. Members of the Staff of the Inter-Parliamentary Bureau shall be nominated and dismissed by the Secretary General with the consent of the Executive Committee (Rules for the Bureau, Art. 4). In case of dismissal, members shall be entitled to three months' notice, to be given in writing. The reasons for dismissal shall be given in the written notice and the Secretary General shall report these steps to the Executive Committee.
2. A member may hand in his (or her) resignation with three months' notice. In exceptional cases, the Secretary General may agree to a shorter notice.
3. In case of obvious negligence or bad conduct of a member of the Staff, the latter may be dismissed by the Secretary General with one month's notice, subject to the approval of the Executive Committee.
4. The salary scale of the Staff shall be fixed by the Executive Committee. The Secretary General shall ensure its application within the limits of the appropriations voted by the Council. Salaries shall be paid, as a general rule, at the end of each month.
5. At the end of three years' service, a member shall have the right to a contract fixing the length of his (or her) engagement, salary and seniority allowance, together with the contribution towards a retirement pension. The Secretary General shall be authorized to reduce the above period to one year, if it appears that a long-term engagement is in the interest of the Union and the member concerned.
6. At the end of three years or, possibly, of one year, a contract shall be concluded in the name of the Union and signed by the Secretary General and the member concerned, both of whom shall receive a copy of the contract.

Chairmen and Vice-Chairmen shall not be eligible for re-election after four years in office.

When a parliamentarian has served as Chairman or Vice-Chairman for four consecutive years, two years must elapse before he can again be elected to the post he held previously.

In order to ensure, as far as possible, a fair distribution of these posts among National Groups, parliamentarians of the same country may not simultaneously hold more than one post as Chairman or Vice-Chairman.

Members of the Executive Committee shall not simultaneously hold office as Chairman or Vice-Chairman of a Study Committee.

Article 9. Committee decisions, with the exception of elections, which are held in conformity with the provisions of Article 8, are taken by a majority vote, either by show of hands, or by standing and sitting. The Chairman shall in each instance decide on the voting method to be followed. In case of doubt on the result of a vote, the Chairman shall take a roll-call vote.

Should votes for and against be equally divided, the proposal shall be considered rejected.

The Chairmanship does not entitle its holder to an additional or casting vote. The Chairman may, however, participate in the voting if the other member of his delegation is not present in the room.

A vote cannot be taken unless at least half of the National Groups participating in the Conference or spring session, as the case may be, are present in the Committee.

Article 10. The Chairman shall rule immediately on any point of order raised during debate.

Article 11. The Inter-Parliamentary Bureau shall act as the Secretariat of the Study Committees and their Sub-Committees.

Article 12. These Rules shall be interpreted in the spirit of the Union's procedures and traditions.

In case of disagreement or if a procedural problem cannot be settled by the Chairman of a Committee, the latter will refer the matter to the President of the Council, who will decide the question basing himself on the usages of the Inter-Parliamentary Council.

V. Rules of the Inter-Parliamentary Bureau

Adopted by the Council, September 1, 1910. Amended April 23, 1923 (Article 9), April 2, 1928 (Article 1), September 30, 1931 (Articles 4, 10–15), 1956 (Articles 10–15).

Article 1. The Inter-Parliamentary Bureau shall, under the direction of the Executive Committee, execute the decisions of Conferences or of the Council.

It shall also exercise the powers conferred upon it by the Council in accordance with the Statutes.

Article 2. The Inter-Parliamentary Bureau shall be under the direction of the Executive Committee.

The Committee shall decide on the programme of work to be carried out by the Bureau during the year and communicate that programme to the Council.

One member at least of the Executive Committee shall inspect the Secretariat half-yearly.

Article 3. The direction of the Bureau shall be entrusted to a Secretary General appointed by the Inter-Parliamentary Council for a term of four years, and eligible for reappointment.

The terms of his appointment shall be fixed by the Council.

Article 4. The Secretary General may, with the assent of the Executive Committee, engage the necessary staff. Appointments and dismissals shall be made subject to the consent of the Executive Committee.

The Staff Regulations for the Bureau shall be fixed by the Council.

Article 5. The Secretary General is expected to devote his whole time to the work of the Union. He may not be a member of Parliament.

Article 6. The Secretary General shall work under the supervision of the Executive Committee and undertake any journeys which the latter may direct him to make.

Article 7. The Secretary General shall be present at the meetings of the Inter-Parliamentary Council and of the Executive Committee in a consultative capacity. He shall be present at Inter-Parliamentary Conferences and shall keep the Minutes.

Article 8. The Secretary General must send to each Group, within a month after the close of the Conference, a circular, bearing the signature of the President of the Conference, giving the text of the resolutions adopted and the nominations made by the Conference.

Article 7. The Executive Committee shall take its decisions at formal sittings by majority vote, the President exercising his right to vote only if the votes are equally divided.

Article 8. a) In case of urgency, the President, acting through the Secretary General and the Inter-Parliamentary Bureau, may formally consult the members of the Committee by correspondence.

b) In such a case, five replies must be given within a period of six weeks for the result to constitute a vote.

Article 9. a) The Secretary General shall draw up a provisional agenda, in agreement with the President, and shall communicate it to the members of the Committee at least one month before each ordinary session.

b) The members may, if they so desire, request the inclusion of additional points in the agenda.

c) It shall be their responsibility to fix the agenda definitively at the opening of each session.

Article 10. a) Only questions regularly included in the agenda may be the subject of discussion.

b) The President shall be responsible for applying this provision.

c) In conformity with parliamentary usage, a debate may not be reopened on a point on the agenda in respect of which a decision has been taken in the course of the same session.

Article 11. a) The Secretary General shall be responsible for ensuring the recording of the Minutes of the sittings.

b) A provisional text shall be addressed to members or their substitutes who have participated in the work of a session within a maximum period of six weeks after the closure of the session.

c) After each participant has had the opportunity to put forward a request for rectification, the text shall be submitted for the definite approval of the Committee at the opening of the following session.

IV. Rules for Study Committees

Adopted by the Council in 1922. Amended in 1928 (Articles 2 and 3), 1931 (Articles 1, 2, 3, 4 and 6), 1939 (Article 9) and 1958 (Article 9). Redrafted in 1965.

Article 1. In accordance with paragraph 5 of Article 15 of the Statutes, the Inter-Parliamentary Council shall create permanent or temporary Study Committees and determine their terms of reference.

The Committees shall meet during each Inter-Parliamentary Conference and may be convened by the Executive Committee in the intervals between Conferences.

Article 2. National Groups shall be represented on each Committee by one member and a substitute.

Substitute members have the same speaking rights as full members.

Each full member has one vote. In case of absence his right of vote shall be exercised by the substitute.

Article 3. The Committees may create Sub-Committees and designate their members.

These Sub-Committees may be appointed for a fixed period or for the execution of a specific mandate without time limit.

The number of members of a Sub-Committee shall not exceed seven. Four members shall constitute a quorum.

Article 4. Sub-Committees shall be convened by the Executive Committee and it is for the latter body to establish, within the framework of the budget approved by the Inter-Parliamentary Council, the Union's contribution towards expenditure involved in their convocation.

Article 5. The Committees shall prepare reports and draft resolutions for submission to the Inter-Parliamentary Conference. They shall appoint one or more Rapporteurs for each question.

Article 6. The purpose of the Reports is to give an objective outline of the Committee's work and to present any draft resolutions proposed by it on the questions which the Inter-Parliamentary Council has placed on the Conference Agenda.

Members of a Committee or of a Sub-Committee forming a minority may present reports. These minority reports shall be subjoined to the reports of the Committee or of the Sub-Committee, and be submitted to the Conference simultaneously with the latter.

Article 7. The agenda for the Study Committees is established by the Executive Committee, taking into account proposals made by the Committees themselves and by National Groups.

Article 8. Each Committee shall appoint a Chairman and two Vice-Chairmen.

Officers shall be elected or re-elected each year from among Committee members by an absolute majority of the votes cast. A secret ballot shall be held whenever there is more than one candidate for the same post.

Article 8. The Inter-Parliamentary Bureau shall carry out the decisions of the Council.

Article 9. The Inter-Parliamentary Bureau shall be entrusted with the task of receiving and classifying publications and documents transmitted to it by international associations or institutions whose aims are similar to that of the Union.

They shall be enumerated in the Annual Report of the Secretary General.

Article 10. At the request of one of the above-mentioned international associations or institutions, draft conventions or international legislative measures may be brought before the Council when such drafts call for parliamentary or governmental action. All such requests must be addressed to the Inter-Parliamentary Bureau. The Executive Committee, when transmitting such drafts to the Council, shall express its opinion both as to the advisability of a discussion of the subject and as to the steps, if any, to be taken by the Union or by its Groups.

The annual report to the Conference (Art. 13) shall give an account of the steps taken and the results obtained in this connection.

Article 11. In the interval between sessions, the President of the Council or the Executive Committee shall, if necessary, consult the Council by correspondence.

Answers must be received from half the Groups represented on the Council to constitute a vote.

Article 12. The Council shall, on the proposal of the Executive Committee, fix the annual budget of receipts and expenditure.

The accounts of the Union shall be submitted annually by the Secretary General to the Auditors. After having been audited, they shall be presented to the Council for approval.

Article 13. The Inter-Parliamentary Bureau shall make an annual report to the Conference of the acts and decisions of the Council, and of the steps taken with regard to the decisions reached at the previous Conference.

The report shall be laid before the Council before being submitted to the Conference.

III. Rules of the Executive Committee

Adopted by the Committee at New Delhi, November 30, 1955.

Article 1. a) The Executive Committee shall be the administrative organ of the Inter-Parliamentary Union.

b) The composition of the Executive Committee, the conditions of election of its members and the duration of their mandate shall be fixed by Article 17 of the Statutes of the Union.

Article 2. a) By the terms of Article 16 of the Statutes, the Committee shall exercise the functions which the Council may delegate to it in conformity with the Statutes and Rules.

b) In addition, the Committee shall supervise the Inter-Parliamentary Bureau. For this purpose, the Secretary General shall submit to it all necessary reports and information, particularly with regard to the administration of the Budget voted by the Inter-Parliamentary Council.

c) The draft Budget drawn up by the Secretary General for each financial period shall be examined and adopted by the Executive Committee, which shall charge one of its members to submit the Budget for the approval of the Inter-Parliamentary Council.

d) It shall also be the responsibility of the Committee, in case of necessity and on the proposal of the Secretary General, to present to the Council requests for supplementary credits.

Article 3. a) The Executive Committee shall meet in ordinary session at least twice a year on convocation by the President of the Council.

b) Extraordinary sessions can be convened if the President of the Council deems it necessary or if two members of the Committee so request.

c) The place and date of meeting shall be fixed by the President in agreement, whenever possible, with the members of the Committee.

d) The decisions taken in this respect shall, in the case of ordinary sessions, be communicated to the members by the Secretary General at least one month before the opening of the meeting concerned.

Article 4. A member of the Committee who may be unable to participate may be replaced by his colleague on the Council, the same procedure also being followed in the event of the death, resignation or loss of parliamentary mandate of a member between sessions of the Council.

A formal notification in this regard shall be addressed to the President.

Article 5. a) The President of the Council shall preside as of right over the Executive Committee.

b) In the event of his being unable to participate, he shall be replaced by a President elected for the session.

Article 6. The Executive Committee may hold valid deliberations and take valid decisions only if five of its members or their regularly appointed substitutes be effectively present. However, the number of substitutes may not exceed half of the participants at a session.

Article 14. Except as otherwise provided, the decisions of Conferences shall be reached by a majority vote of the members present entitled to vote. Those decisions may only be taken after due notice of voting has been given.

Candidatures for an election to the Executive Committee shall be communicated to the Secretary General in writing at least one full day before the meeting of the Council at which they are to be considered.

If, in elections to the Executive Committee, one or more of the candidates proposed by the Council do not obtain a majority of the votes of the members present entitled to vote, the Council shall be requested to put forward new proposals.

The result of a vote by secret ballot shall be ascertained by the Tellers appointed by the Conference.

Article 15. Voting shall take place by show of hands or, if a member present so requests, by roll-call. The election of officers shall be by secret ballot if not less than twenty members so demand (Statutes, Art. 11).

At the beginning of each Conference, the Secretary General shall issue to each delegation a card indicating the number of votes to which it is entitled in accordance with Article 10 of the Statutes.

Article 16. The summary minutes of each sitting shall be at the disposal of members half an hour before the following sitting. Any member may, in the course of that sitting, raise objections to the said minutes. Such objections shall at once be taken into consideration and a decision reached. Should no such objections be raised, the minutes shall be considered as approved. Should the Conference sit in secret committee, it may decide that no minutes shall be kept.

A stenographic report of the sittings shall be published later, unless exceptional circumstances, of which the Council shall be judge, intervene.

Article 17. At the close of each Conference the President shall enumerate the principal resolutions adopted which it will be the duty of the Groups to present to their respective Governments and Parliaments (Statutes, Art. 5) in the shape of bills, motions, questions, or under any other form suitable to the circumstances.

Article 18. In every case not provided for in the present regulations, the customary rules in deliberative assemblies shall be applied. In case of disagreement, the Standing Orders of the Popular House of the country in which the Conference is being held shall be consulted.

II. Rules of the Inter-Parliamentary Council

Adopted in 1931 and amended in April 1956 (Article 6).

Article 1. The Inter-Parliamentary Council shall meet once a year, and also whenever the President of the Executive Committee shall deem it necessary.

The President shall summon a meeting when six members so request.

Article 2. At its meeting immediately following the conclusion of the Conference, the Executive Committee shall nominate one of its members to act as President of the Council in the case of the latter's absence or of his resignation or death.

Article 3. A member who is unable to attend may be represented by another member of his Group, duly authorized to that effect.

Article 4. Chairmen of Standing Study Committees may attend Council meetings with consultative powers when questions concerning the work of the Committees are being discussed.

Article 5. The Executive Committee shall decide upon the place and date of the session and fix the agenda. The appropriate proposals and documents shall be joined to the latter.

Any member may ask for the insertion of other points on the agenda. All such proposals, to be taken into consideration, must reach the Inter-Parliamentary Bureau not less than fifteen days before the meeting. They are then immediately communicated to the members.

The Council may, however, on the recommendation of the Executive Committee, decide by a two-thirds majority to take a new proposal into consideration.

Article 6. Members of the Council or their delegates (Art. 3) shall have one vote each.

Decisions shall be reached by a majority vote.

There shall be a secret ballot for the election of the President of the Council, the appointment of the Secretary General and the proposal of candidates for election to the Executive Committee.

In application of Article 15, paragraph 8, of the Statutes, the Council shall propose to the Conference candidates for the seats to be filled.

Article 7. The Minutes shall be kept by the Secretary General and approved and signed by the President. A copy of them shall be sent to each member of the Council.

Rapporteurs who introduce the questions with which they have been entrusted shall not, however, be subject to the above restrictions; they shall be entitled to take part in the debate whenever they deem it necessary. Other members shall speak in the order in which the applications to speak are made.

The President may call a speaker to order when the latter does not keep to the subject under discussion, and may, if necessary, withdraw permission to speak.

He has powers to deal immediately with any incident which may arise during a sitting. If necessary he shall take any measure needed to restore the smooth working of the Conference.

The mover of a point of order shall be requested by the President to make a brief statement of motives. A decision shall be taken immediately without discussion unless the assembly decide otherwise.

Article 11. The Secretary General shall be responsible for the organization of the secretariat of the Conference and for the secretariats of the Committees.

The Secretary General may be assisted or represented during the sittings of the Conference by one or several substitutes. The Secretary General or his substitutes may at any time, by request of the President, submit to the Conference supplementary reports on any question which the meeting has under consideration. They may be asked by the President to make oral communications on any question before the Conference.

Article 12. The Secretariat shall receive, print and circulate all documents, reports or resolutions; it shall print and circulate the Minutes of the meetings, preserve the documents of the Conference in the archives of the Union, publish the report of each session, and in general carry out all the duties which the Conference may think fit to entrust to it.

Article 13. The agenda of Conferences shall be fixed by the Council (Statutes, Art. 9). Draft resolutions, amendments and motions relating to questions on the agenda must be distributed to all the members of the Conference and be posted at the entrance to the hall in which the sittings are held before the beginning of the sitting at which they are to be discussed.

When an amendment is presented in the course of the discussion of a resolution in plenary session, it may, at the request of thirty of the delegates or of the Repporteur, be referred to the competent Com-

mittee for an opinion, such an opinion, which may include an amendment to the amendment, to be given within twenty-four hours.

Draft resolutions or motions which do not figure on the agenda shall only be discussed and voted upon if the Conference take them into consideration and authorize their discussion by a majority vote of two-thirds, when the opinion of the Inter-Parliamentary Council and brief explanations from the proposers have been heard (Statutes, Art. 9).

The Conference may be asked to give its opinion, without a debate, on a draft resolution submitted to it by a Standing Study Committee, with the approval of the Inter-Parliamentary Council.

The draft must previously be submitted, at least two months before the Conference, for the consideration of the National Groups.

The said text shall be read by the Secretary General to the Conference, which shall then immediately decide by a two-thirds majority whether it shall be put to the vote.

If this is carried, the Conference shall then proceed to vote upon the subject-matter by simple majority.

If it is decided not to submit the draft resolution to a vote, it shall be referred back to the appropriate Committee.

No debate may be opened nor any vote taken at the same Conference on a question which, having been examined by the Conference during the session by application of the foregoing paragraphs, has already given rise to a decision. However, the appropriate Committee may, with the approval of the Inter-Parliamentary Council, submit to the Conference a motion proposing that a question already disposed of be reconsidered, and such a motion shall be voted upon forthwith without debate.

Article 13. A. Amendments shall be examined after a general discussion and voted upon by the Conference before the text of the motion prepared by the Committee and to which they relate.

When motions on procedure or amendments are discussed, the only speakers shall, unless the Chairman decides otherwise, be the author of the motion or amendment, the Rapporteur for the Committee, and a speaker holding the contrary opinion, if any.

No explanations relating to votes are permissible on such motions or amendments.

RULES

I. Rules for Inter-Parliamentary Conferences

Adopted by the XXIInd Conference, Bern 1924, and amended by the Istanbul Conference in 1934 (Article 10), Washington in 1953 (Articles 11, 13 and 14), Vienna in 1954 (Article 13), Bangkok in 1956 (Articles 3, 4, 9, 13, 14 and 15), Warsaw in 1959 (Article 6).

Article 1. The Inter-Parliamentary Conference shall meet in ordinary session once a year, unless the Council decide otherwise. The place and date of the Conference shall be fixed by the Council, if possible at the preceding Conference. Convocations to a regular session shall be sent out to the Groups at least three months before the date fixed for the opening of the Conference.

Article 2. The Conference shall be summoned to an extraordinary session by decision of the Council or if at least six Groups so request. In the latter case, the Council shall summon the Conference within forty days of the receipt of such a request by the Secretary General.

Article 3. The Inter-Parliamentary Group of the country in which the Conference is to meet shall, by arrangement with the Secretary General, be responsible for the material organization of the meeting. The Council may, however, judge whether it is necessary in certain cases for the Union and the different Groups to assume part of the expenses incurred by a session.

Article 4. The duration of each session shall be fixed by the Inter-Parliamentary Council, in agreement with the Group which is to receive the Conference.

Questions placed on the agenda shall, except in urgent cases, be submitted to the permanent or temporary Committees, to enable their immediate discussion at the plenary sitting any time after the opening of a session.

Article 5. Unless exceptional circumstances arise, the Secretary General shall see that the work of the various Committees is finished in time to permit reports to be sent to the Groups one month before each session. The Committees shall nominate one or several Rapporteurs for each question placed on the agenda.

Article 6. Conferences shall be opened by the President of the Council or, in his absence, by a provisional President chosen for that purpose by the Inter-Parliamentary Group of the country in which the Conference is held.

The Conference shall choose its own President, Vice-Presidents and Tellers (Statutes, Art. 8).

The number of Vice-Presidents shall be equal to that of the Groups represented.

There shall be established at the beginning of each session, and for its duration only, a Steering Committee composed of the President elected by the Conference, the President of the Inter-Parliamentary Council and the Vice-President of the Executive Committee. This Committee, which will be assisted by the Secretary General of the Union, will be required to take all appropriate measures to ensure the effective organization and smooth functioning of the Conference proceedings.

Article 7. The debates at the Conference shall be public. They shall be private only if the Conference so decide by a two-thirds majority and only if questions relating to individual persons are to be discussed.

Article 8. Each session shall open with a General Debate on the basis of the Report submitted by the Secretary General in the name of the Council. Part of this Report shall bear upon the general political situation of the world. Unless it be otherwise decided by the Conference by a two-thirds majority and without preliminary discussion, the said Debate shall not last for more than three sittings.

Article 9. The President shall open, suspend and adjourn the sittings and direct the work of the Conference; he shall see that the regulations are observed, call upon the speakers, declare the sittings closed, put the questions to the vote and make known the results of divisions. His decisions shall be final, and must be accepted without discussion.

The President shall be assisted by the members of the Bureau in directing the work of the Conference in general, in instituting the committees which the Conference may decide to form, in deciding what communications shall be made, and in fixing the agenda of each sitting and the order in which the different questions shall be considered.

Article 10. No member may speak without the consent of the President.

No member of the Conference shall speak more than twice on the same question. The time allotted to each speaker may be limited by a decision taken by the Conference without preliminary discussion. The

Before being considered by the Council, candidates must formally indicate to the Council that they would accept the mandate if elected.

In elections to the Executive Committee, consideration shall be given to the contribution made to the work of the Union by the candidate and his Group, and an endeavour will be made to ensure a fair geographical distribution.

Members other than the President are elected for a term of four years. At least two shall retire in rotation each year. A retiring member shall not be eligible for re-election for two years, and shall be replaced by a member belonging to another Group.

In years when no Conference is held, the Council shall elect the new member.

In case of the death, resignation or loss of parliamentary mandate of a member of the Committee, or of his election as President of the Council, the Council shall designate a successor who shall remain a member until the next Conference only, when an election shall be held. The new member shall take the place of the member whom he has succeeded in the order of retirement.

The Executive Committee shall fix its own regulations. In case of emergency, it may summon the Council.

The Executive Committee shall entrust to the Inter-Parliamentary Bureau the execution of the decisions taken by a Conference or by the Council.

V. Inter-Parliamentary Bureau

Article 18. The functions of the Inter-Parliamentary Bureau shall be as follows:

1. It shall keep lists of the members of the National Groups and encourage their formation;
2. It shall be the central office of the National Inter-Parliamentary Groups in all that concerns their mutual relations;
3. It shall prepare the questions to be submitted to the Council and to Conferences and distribute the necessary documents in good time;
4. It shall provide for the execution of the decisions of the Council and of Conferences;
5. It shall keep the archives of the Union and collect documents relating to international arbitration and other documents regarding the objects of the Union.

The direction of the Bureau shall be entrusted to a paid Secretary General appointed by the Council.

VI. Amendments to the Statutes

Article 19. Proposals to alter the Statutes must be made formally in writing and sent to the Inter-Parliamentary Bureau at least three months before the meeting of a Conference. The Bureau shall communicate them immediately to the different National Groups. The Bureau shall also, if need be, communicate to the Groups any counter-proposals at least one month before the meeting of the Conference.

The Council, when summoning the Conference, shall inform the various Groups of the number of votes to which they are entitled.

If necessary, the members of each Group taking part in the Conference shall nominate those amongst them who are to exercise the right of voting. These nominations shall be made according to a system of proportional representation. No one member may record more than five votes.

Article 11. Voting shall be by show of hands. Every member present at a Conference shall have the right to demand voting by roll-call. The result of such voting shall be inserted in the Minutes.

For the election of Officers, voting shall be by secret ballot, if not less than twenty members so demand.

Article 12. The Proceedings of the Conference shall be kept in the archives of the Inter-Parliamentary Bureau, together with all documents distributed.

III. Inter-Parliamentary Council

Article 13. The Inter-Parliamentary Council shall be composed of two members delegated by each regularly constituted National Group at least one month before the opening of the Conference. These appointments shall be communicated to the Inter-Parliamentary Bureau, and by the latter to the Conference. The term of office of a member of the Council shall last from one Conference to the following.

All the members of the Council must be sitting members of Parliament.

In case of the death or absence of any member, the Group which he represents shall appoint a substitute.

Article 14. The Inter-Parliamentary Council shall elect its President for a period of three years. This term of office may be extended for a further period of two years.

The election shall take place during an Inter-Parliamentary Conference.

Article 15. The attributes of the Council shall be the following:

1. It shall fix its own rules;
2. It shall admit as members of the Union ex-members of Parliament who are proposed by their respective Groups (Art. 4);
3. It shall summon Inter-Parliamentary Conferences;
4. It shall fix the Agenda of Conferences and may itself propose resolutions. All other draft resolutions to be laid before the Conference shall be submitted to the Council. Any one of its members may move that the Council shall propose to the Conference the acceptance, amendment or rejection of a draft resolution not submitted by a Study Committee;
5. It shall institute permanent or temporary Study Committees;
6. It shall express its opinion with regard to proposals to alter the Statutes;
7. It shall propose to the Conference the President and Vice-Presidents of Conferences;
8. It shall propose the members of the Executive Committee;
9. It shall select the place of meeting of Conferences (Art. 6);
10. It shall appoint the Secretary General of the Union;
11. It shall authorize the acceptance of donations and legacies;
12. It shall fix the amount of the annual budget of receipts and expenditure;
13. Each year it shall appoint two Auditors from among its members and, on their proposal, approve the accounts for the previous financial period;
14. It shall, in general, take any steps necessary to realize the aims of the Inter-Parliamentary Union. It may, in particular, in the interval between Conferences, make a public declaration of opinion in the name of the Union with regard to international problems which, in accordance with Article 1 of the Statutes, come within the field of action of the Union.

IV. Executive Committee

Article 16. The administrative organ of the Inter-Parliamentary Union shall be the Executive Committee. It shall exercise the powers delegated to it by the Council, in accordance with the Statutes.

Article 17. The Executive Committee shall be composed of eleven members belonging to different Groups.

The President of the Council shall be *ex officio* member and President of the Executive Committee.

Ten members shall be elected by the Conference from among the members of the Inter-Parliamentary Council.

In accordance with Article 15, paragraph 8, of the Statutes, only candidates proposed by the Council shall be eligible for election to the Executive Committee by the Conference.